

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成28年6月3日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼執行役社長 渡邊 国夫
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【電話番号】	03-3241-9511
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス） ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・韓国・フォーカス） ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・台湾・フォーカス） ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス） ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス） ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス） ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス） ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス） ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額（平成27年12月5日から平成28年12月2日まで） ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス） 2兆円を上限とします。 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・韓国・フォーカス） 2兆円を上限とします。 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・台湾・フォーカス） 2兆円を上限とします。 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス） 2兆円を上限とします。 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス） 2兆円を上限とします。 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス） 2,000億円を上限とします。 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス） 2,000億円を上限とします。 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス） 2,000億円を上限とします。 ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド） 2兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成27年12月 4日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を更新するため、また、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の下記の記載事項につきましては内容を更新・訂正いたします。

第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況

なお、原届出書の「第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況」において「1財務諸表」につきましては「中間財務諸表」が追加され、「2ファンドの現況」につきましては内容を更新・訂正いたします。

また、それ以外の訂正事項につきましては、＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部__は訂正部分を示し、＜更新後＞の記載事項は原届出書の更新後の内容を示します。

第一部【証券情報】

(6) 申込単位

<訂正前>

一般コース (分配金を受け取るコース)	1万口以上1万口単位（当初元本1口 = 1円） または1万円以上1円単位
自動けいぞく投資コース (分配金が再投資されるコース)	1万円以上1円単位

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者が収益分配金を再投資する場合には1口単位とします。

<訂正後>

1万口以上1口単位（当初元本1口 = 1円）または1万円以上1円単位（購入コースには、分配金を受取る一般コースと、分配金が再投資される自動けいぞく投資コースがあります。原則、購入後に購入コースの変更はできません。）

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者が収益分配金を再投資する場合には1口単位とします。

(12) その他

<訂正前>

申込みの方法

受益権の取得申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。

お申込みの際には、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースをお申し出ください。（原則として、お買付け後のコース変更はできません。）

なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合や、買付単位が上記と異なる場合等があります。販売会社によっては、一部のファンドのみのお取り扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（「マネープール・ファンド」は、スイッチング以外によるお買付はできません。）

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます）、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込み（スイッチングのお申込みを含みます）の受付を中止すること、および既に受付けた取得申込み（スイッチングのお申込みを含みます）の受付を取り消す場合があります。

スイッチング

各ファンド間で乗換え(以下「スイッチング」といいます。)ができます。

スイッチングとは、各ファンドをご換金した場合の手取金をもって、そのご換金のお申込日の午後3時までにはいずれか他のファンドの取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものをいいます。

スイッチングによる申込みは、「一般コース」を選択した投資者は1万口以上1万口単位または1万円以上1円単位、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者は1万円以上1円単位からできます。また、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者がスイッチングに際し、全額をご換金した場合の手取金の全額をもっていずれか他のファンドの取得申込みを行なう場合は、1口単位とします。

スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご注意ください。(詳しくは「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。)

(販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。)

詳しくは販売会社までお問い合わせください。

申込不可日

各ファンド(「マネープール・ファンド」を除く)は、販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日(「申込不可日」といいます。)には、原則として取得、換金およびスイッチングの申込みができません。

- | | |
|------------------|--|
| ノムラ・印度・フォーカス | : 申込日当日が、インドのナショナル証券取引所の休場日と同日付の場合。 |
| ノムラ・韓国・フォーカス | : 申込日当日が、韓国証券取引所の休場日と同日付の場合。 |
| ノムラ・台湾・フォーカス | : 申込日当日が、台湾証券取引所の休場日と同日付の場合。 |
| ノムラ・アセアン・フォーカス | : 申込日当日が、シンガポール証券取引所またはマレーシア証券取引所の休場日と同日付の場合。 |
| ノムラ・豪州・フォーカス | : 申込日当日が、オーストラリア証券取引所の休場日(半休日を含みます。)と同日付の場合。 |
| ノムラ・インドネシア・フォーカス | : ・申込日当日がインドネシア証券取引所の休場日と同日付の場合
・インドネシアの連休等で、取得、換金の申込みの受付を行なわないものとして委託者が指定する日 |
| ノムラ・タイ・フォーカス | : 申込日当日がタイ証券取引所の休場日と同日付の場合 |
| ノムラ・フィリピン・フォーカス | : 申込日当日がフィリピン証券取引所の休場日と同日付の場合 |

申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度(「振替制度」と称する場合があります。)とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

<訂正後>

申込みの方法

受益権の取得申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。

お申込みの際には、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースをお申し出ください。（原則として、お買付け後のコース変更はできません。）

なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合や、買付単位が上記と異なる場合等があります。販売会社によっては、一部のファンドのみのお取り扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（「マネープール・ファンド」は、スイッチング以外によるお買付はできません。）

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取り消し

金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます）、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込み(スイッチングのお申込みを含みます)の受付を中止すること、および既に受付けた取得申込み(スイッチングのお申込みを含みます)の受付を取り消す場合があります。

スイッチング

各ファンド間で乗換え(以下「スイッチング」といいます。)ができます。

スイッチングとは、各ファンドをご換金した場合の手取金をもって、そのご換金のお申込日の午後3時までいずれか他のファンドの取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものをいいます。

スイッチングによる申込みは、1万口以上1口単位または1万円以上1円単位からできます。また、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者がスイッチングに際し、全額をご換金した場合の手取金の全額をもっていずれか他のファンドの取得申込みを行なう場合は、1口単位とします。

スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご留意下さい。（詳しくは「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。）

（販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。）

詳しくは販売会社までお問い合わせください。

申込不可日

各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）は、販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として取得、換金およびスイッチングの申込みができません。

- | | |
|--------------|-------------------------------------|
| ノムラ・印度・フォーカス | ： 申込日当日が、インドのナショナル証券取引所の休場日と同日付の場合。 |
| ノムラ・韓国・フォーカス | ： 申込日当日が、韓国証券取引所の休場日と同日付の場合。 |

- ノムラ・台湾・フォーカス : 申込日当日が、台湾証券取引所の休場日と同日付の場合。
- ノムラ・アセアン・フォーカス : 申込日当日が、シンガポール証券取引所またはマレーシア証券取引所の休場日と同日付の場合。
- ノムラ・豪州・フォーカス : 申込日当日が、オーストラリア証券取引所の休場日(半休日を含みます。)と同日付の場合。
- ノムラ・インドネシア・フォーカス : ・申込日当日がインドネシア証券取引所の休場日と同日付の場合
・インドネシアの連休等で、取得、換金の申込みの受付を行わないものとして委託者が指定する日
- ノムラ・タイ・フォーカス : 申込日当日がタイ証券取引所の休場日と同日付の場合
- ノムラ・フィリピン・フォーカス : 申込日当日がフィリピン証券取引所の休場日と同日付の場合

申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

- 投資信託振替制度(「振替制度」と称する場合があります。)とは、
- ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

< 更新後 >

委託会社の概況(平成28年4月末現在)

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番1号

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

昭和34年(1959年)12月1日 野村證券投資信託委託株式会社として設立

平成9年(1997年)10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

平成12年(2000年)11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

平成15年(2003年)6月27日 委員会等設置会社へ移行

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

2 投資方針

(2) 投資対象

< 更新後 >

ノムラ・印度・フォーカス	インドの企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。 ・ファンドは、「野村インド株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的にインドの企業の株式に投資を行いません。なお、株式等に直接投資する場合があります。
ノムラ・韓国・フォーカス	韓国の企業の株式を実質的な主要投資対象とします。 ・ファンドは、「野村韓国株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的に韓国の企業の株式に投資を行いません。なお、株式等に直接投資する場合があります。

ノムラ・台湾・フォーカス	台湾の企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。 ・ファンドは、「野村台湾株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的に台湾の企業の株式に投資を行いません。なお、株式等に直接投資する場合があります。
ノムラ・アセアン・フォーカス	アセアン（東南アジア諸国連合） [*] 加盟国の企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。 ・ファンドは、「野村アセアン株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的にアセアン加盟国の企業の株式に投資を行いません。なお、株式等に直接投資する場合があります。 [*] 東南アジア地域の10カ国からなる地域協力機構です。加盟10カ国は、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ブルネイです。(2016年4月末現在)
ノムラ・豪州・フォーカス	オーストラリアの企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。 ・ファンドは、「野村豪州株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的にオーストラリアの企業の株式に投資を行いません。なお、株式等に直接投資する場合があります。 オーストラリアの周辺諸国の企業の株式やオーストラリアの金融商品取引所に上場されているその他の国の企業の株式に実質的に投資する場合があります。
ノムラ・インドネシア・フォーカス	インドネシアの企業の株式を実質的な主要投資対象とします。 ・ファンドは、「野村インドネシア株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的にインドネシアの企業の株式に投資を行いません。なお、株式等に直接投資する場合があります。
ノムラ・タイ・フォーカス	タイの企業の株式を実質的な主要投資対象とします。 ・ファンドは、「野村タイ株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的にタイの企業の株式に投資を行いません。なお、株式等に直接投資する場合があります。
ノムラ・フィリピン・フォーカス	フィリピンの企業の株式を実質的な主要投資対象とします。 ・ファンドは、「野村フィリピン株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的にフィリピンの企業の株式に投資を行いません。なお、株式等に直接投資する場合があります。
マネープール・ファンド	円建ての短期有価証券を実質的な主要投資対象とします。 ・ファンドは、「野村マネー マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的に円建ての短期有価証券に投資を行いません。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

Depository Receipt（預託証券）の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。

<ノムラ・インド・フォーカス>

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

<ノムラ・韓国・フォーカス> <ノムラ・台湾・フォーカス> <ノムラ・アセアン・フォーカス> <ノムラ・豪州・フォーカス> <ノムラ・インドネシア・フォーカス> <ノムラ・タイ・フォーカス> <ノムラ・フィリピン・フォーカス> <マネープール・ファンド>

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。

各マザーファンドの主要投資対象

野村インド株マザーファンド	インドの企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。
野村韓国株マザーファンド	韓国の企業の株式を主要投資対象とします。
野村台湾株マザーファンド	台湾の企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。
野村アセアン株マザーファンド	アセアン加盟国の企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。
野村豪州株マザーファンド	オーストラリアの企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。
野村インドネシア株マザーファンド	インドネシアの企業の株式を主要投資対象とします。
野村タイ株マザーファンド	タイの企業の株式を主要投資対象とします。
野村フィリピン株マザーファンド	フィリピンの企業の株式を主要投資対象とします。
野村マネー マザーファンド	円建ての短期有価証券を主要投資対象とします。

投資対象について、詳しくは「(参考)各マザーファンドの概要」をご覧ください。

<野村インド株マザーファンド>

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

<野村韓国株マザーファンド> <野村台湾株マザーファンド> <野村アセアン株マザーファンド> <野村豪州株マザーファンド> <野村インドネシア株マザーファンド> <野村タイ株マザーファンド> <野村フィリピン株マザーファンド> <野村マネー マザーファンド>

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。

<ノムラ・印度・フォーカス>

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの 、 及び 」に定めるものに限ります。）に係る権利
 - ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
- ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形
 - ロ．次に掲げるものをすべてみだす資産
 - ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
 - ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
 - ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村インド株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる

同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するブリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
18. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図する

ことができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 当該ファンドの 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記 に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記 第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記 第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記 各号以外のもの

その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. 直物為替先渡取引

「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額についてあらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

< ノムラ・韓国・フォーカス >

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの 、 及び 」に定めるものに限りません。）に係る権利
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村韓国株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
20. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 当該ファンドの有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. 直物為替先渡取引

< ノムラ・台湾・フォーカス >

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの 、 及び 」に定めるものに限りません。）に係る権利
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村台湾株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。)
17. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
18. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第17号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
21. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第17号および第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第17号および第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券ならびに第17号の証券のうち第13号および第14号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(上記「(2)投資対象 当該ファンドの 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. 直物為替先渡取引

<ノムラ・アセアン・フォーカス>

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制

限 当該ファンドの 、 及び 」に定めるものに限ります。)に係る権利

八．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。)

二．金銭債権（イ及び八に掲げるものに該当するものを除きます。)

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

ロ．次に掲げるものをすべてみたく資産

- ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村アセアン株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証書
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10．コマーシャル・ペーパー
- 11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
- 12．外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するブリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
- 13．前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
- 14．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 15．投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 16．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 17．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。)

す。)

18. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（上記 に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記 に定める証券または証書を除きます。）

8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記 第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記 第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）

9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記 各号以外のもの

その他の投資対象

1. 先物取引等

2. スワップ取引

3. 直物為替先渡取引

<ノムラ・豪州・フォーカス>

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制

- 限 当該ファンドの 、 及び 」に限ります。)に係る権利
- 八．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。)
- 二．金銭債権（イ及び八に掲げるものに該当するものを除きます。)

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

ロ．次に掲げるものをすべてみだす資産

- ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村豪州株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証券
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10．コマーシャル・ペーパー
- 11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。 以下同じ。)および新株予約権証券
- 12．外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するブリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
- 13．前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
- 14．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 15．投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 16．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 17．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。)

す。)

18. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号および第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号および第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記 に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記 に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記 第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記 第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記 各号以外のもの

その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. 直物為替先渡取引

< ノムラ・インドネシア・フォーカス >

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券

- ロ．デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの、及び」に定めるものに限ります。)に係る権利
 - ハ．約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
 - ニ．金銭債権(イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2．次に掲げる特定資産以外の資産
- イ．為替手形
 - ロ．次に掲げるものをすべてみたく資産
 - ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
 - ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
 - ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村インドネシア株マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。) に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証券
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を含みます。)
- 6．特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8．協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10．コマーシャル・ペーパー
- 11．新株引受権証券および新株予約権証券
- 12．外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するブリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
- 13．前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
- 14．投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 15．投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 16．外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 17．オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。)

18. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記 に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記 に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記 第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記 第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記 各号以外のもの

その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. 直物為替先渡取引

「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額についてあらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

< ノムラ・タイ・フォーカス >

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの 、 及び 」に限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

ロ．次に掲げるものをすべてみたく資産

- ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村タイ株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証書
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を含みます。）
- 6．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10．コマーシャル・ペーパー
- 11．新株引受権証券および新株予約権証券
- 12．外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するブリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
- 13．前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
- 14．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 15．投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 16．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 17．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）

す。)

18. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（上記 に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記 に定める証券または証書を除きます。）

8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記 第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記 第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）

9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記 各号以外のもの

その他の投資対象

1. 先物取引等

2. スワップ取引

3. 直物為替先渡取引

<ノムラ・フィリピン・フォーカス>

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制

- 限 当該ファンドの 、 及び 」に限ります。)に係る権利
- ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。)
- ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2．次に掲げる特定資産以外の資産
- イ．為替手形
- ロ．次に掲げるものをすべてみだす資産
- ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
 - ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
 - ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村フィリピン株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。) に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証書
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を含みます。)
- 6．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10．コマーシャル・ペーパー
- 11．新株引受権証券および新株予約権証券
- 12．外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するブリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
- 13．前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
- 14．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 15．投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 16．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 17．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。)
- 18．受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)

19. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

20. 外国法人が発行する譲渡性預金証券

21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（上記 に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記 に定める証券または証書を除きます。）

8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記 第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記 第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）

9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記 各号以外のもの

その他の投資対象

1. 先物取引等

2. スワップ取引

3. 直物為替先渡取引

<マネープール・ファンド>

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとしします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの 及び 」に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、主として、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1．国債証券

2．地方債証券

3．特別の法律により法人の発行する債券

4．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付

社債券については、転換社債型新株予約権付社債 に限ります。）

転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)をいいます。

5．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

6．投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

7．転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券

8．コマーシャル・ペーパー

9．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

10．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

11．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限る)

12．外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

13．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

14．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第7号の証券または証書および第9号の証券または証書のうち第7号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第6号までの証券および第9号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預金

2．指定金銭信託（上記「(2)投資対象 当該ファンドの 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

1. 先物取引等

2. スワップ取引

(参考)各マザーファンドの概要

(野村インド株マザーファンド)

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

インドの企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。なお、インドの株式や株価指数に係るオプションを表示する証券または証書、投資信託証券および償還金額等がインドの株式の価格や株価指数に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。また、インドの株式にかかる指数を対象とした先物取引、スワップ取引、オプション取引などのデリバティブを適宜活用します。

株式（DR（預託証券）を含みます。）、株式や株価指数に係るオプションを表示する証券または証書、投資信託証券および償還金額等がインドの株式の価格や株価指数に連動する効果を有するリンク債等の合計の組入比率は、原則として高位を基本とします。ただし、資金動向等によっては、金融証券取引所に上場している株価指数連動型上場投資信託（以下「ETF」といいます。）のうち、インドの株式に係る株価指数を対象とするものに主として投資する場合があります。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的にこれらの組入比率を引き下げることがあります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント シンガポール リミテッド）に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（ETFを除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄のETFへの投資割合には制限を設けません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

（野村韓国株マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

2．運用方法

(1) 投資対象

韓国の企業の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

株式への投資にあたっては、企業訪問や独自のバリュエーションモデルを活用したファンダメンタルズ分析により、成長性や持続可能性のある投資銘柄を選別します。

上記 に関わらず、Samsung Asset Management Co.,Ltd.の関係会社が発行する普通株式の、当ファンドにおける株式ポートフォリオ内の時価総額比率は、ベンチマークであるKOSPI（韓国総合株価指数）における当該会社株式が占める比率と原則として概ね同じ比率となるよう投資を行なうことを基本とします。

株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き下げることがあります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

Samsung Asset Management Co.,Ltd.（サムスン アセット マネジメント カンパニー リミテッド）に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式（Samsung Asset Management Co.,Ltd.の関係会社の株式を除きます。）への投資割合

は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

（野村台湾株マザーファンド）
運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

2．運用方法

(1) 投資対象

台湾の企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

株式（DR（預託証券）を含みます。）の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き下げることがあります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド）に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

（野村アセアン株マザーファンド）

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

アセアン（東南アジア諸国連合）加盟国の企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる国別配分、業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

株式（DR（預託証券）を含みます。）の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き上げる場合があります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド）に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（上場不動産投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の上場不動産投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

（野村豪州株マザーファンド）
運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

オーストラリアの企業の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とします。なお、オーストラリアの周辺諸国の企業の株式やオーストラリアの金融商品取引所に上場されているその他の国の企業の株式に投資する場合があります。

(2) 投資態度

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

株式（DR（預託証書）を含みます。）の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き上げる場合があります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド）に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（上場不動産投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の上場不動産投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

（野村インドネシア株マザーファンド）

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

インドネシアの企業の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き下げることがあります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド）に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%

以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

（野村タイ株マザーファンド）
運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

2．運用方法

(1) 投資対象

タイの企業の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き下げることがあります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド）に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

（野村フィリピン株マザーファンド） 運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

フィリピンの企業の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き下げることがあります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド）に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以内とします。

有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

（野村マネー マザーファンド）
運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、本邦通貨表示の公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

本邦通貨表示の短期有価証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資は行ないません。

外貨建資産への投資は行ないません。

有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3 投資リスク

< 更新後 >

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

<各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）>

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドが実質的に投資を行なう新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[為替変動リスク]

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。特にファンドが実質的に投資を行なう新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

<マネープール・ファンド>

[債券価格変動リスク]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。また、各ファンド（マネープール・ファンドを除く）においては、ベビーファンドの換金等に伴ない、マザーファンドの換金を行なう場合には、原則として当該マザーファンドの信託財産に信託財産留保額を繰り入れます。

ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった

場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

各ファンド(マネープール・ファンドを除く)に関する留意点

- ・ファンドのベンチマークは、市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。
- ・金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入(スイッチングによる購入を含みます。)、換金の各受付けを中止すること、および既に受付けた購入(スイッチングによる購入を含みます。)、換金の各受付けを取り消す場合があります。(「ノムラ・豪州・フォーカス」を除く)

新興国に投資を行なうファンドに関する留意点

- ・ファンドが実質的に投資する新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。

上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。

マネープール・ファンドは、マイナス利回りの資産への投資等を通じてファンド全体の損益がマイナスとなった場合は、ファンドの基準価額が下落することが想定されますのでご注意ください。

「ノムラ・インド・フォーカス」に関する留意点

ファンドが実質的な投資対象とする、インドの金融商品取引所で取引されている株式は、インドの税制に従って課税されます。インドの金融商品取引所において、非居住者(ファンドおよびマザーファンドも含まれます。)が、保有期間1年以内の株式を売却した場合、その売買益に対してキャピタル・ゲイン税の他、その他の税が付加されます。したがって、ファンドにおいて、換金などにより大量の資金流出が生じた場合など、税負担による悪影響を被る場合があります。

また、インドの株式には、外国人機関投資家の上限保有比率等に制限のある銘柄があります。これらの銘柄を投資対象とする場合には、外国人機関投資家の間の売買を利用するなどにより、取引所における取引値段よりも高い値段で売買を行なう場合があります。

これらの記載は、平成28年4月末現在で委託会社が確認できる情報に基づいたものです。

「ノムラ・韓国・フォーカス」に関する留意点

韓国の株式には、外国人投資家に対して、取得の制限や規制のある銘柄があります。これらの銘柄を投資対象とする場合には、外国人投資家の間の売買を利用するなどにより、取引所における取引値段よりも高い値段で売買を行なう場合があります。

これらの記載は、平成28年4月末現在で委託会社が確認できる情報に基づいたものです。

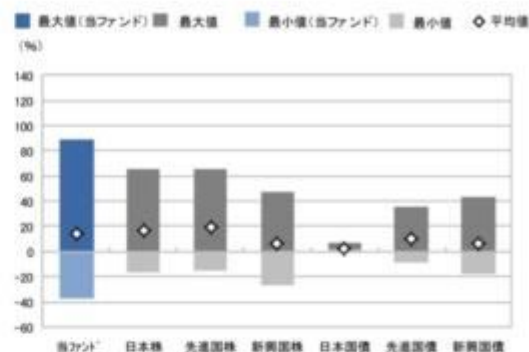
< 更新後 >

リスクの定量的比較

(2011年5月末～2016年4月末:月次)

〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉 〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉

●ノムラ・印度・フォーカス

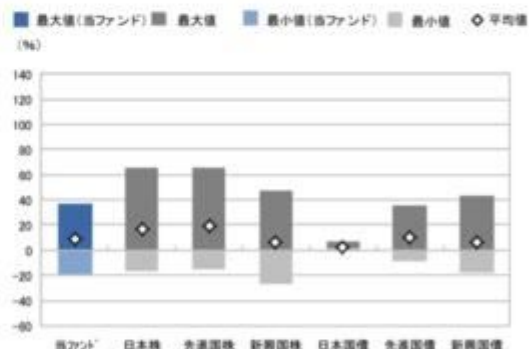
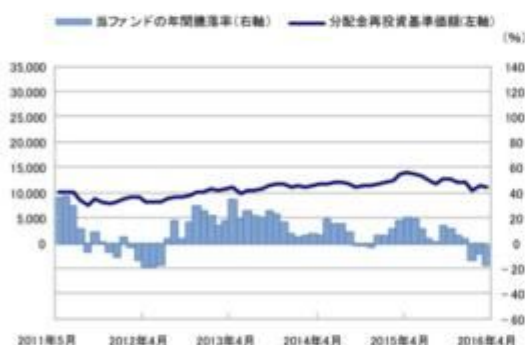


	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	89.3	65.0	65.7	47.4	6.7	34.9	43.7
最小値(%)	△ 37.5	△ 17.0	△ 15.6	△ 27.4	0.4	△ 8.6	△ 17.4
平均値(%)	13.9	16.1	19.5	6.8	2.5	10.3	6.0

- ＊ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2011年5月末を10,000として指数化しております。
- ＊ 年間騰落率は、2011年5月から2016年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- ＊ 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ＊ 2011年5月から2016年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- ＊ 決算日に対応した数値とは異なります。
- ＊ 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

●ノムラ・韓国・フォーカス



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	37.2	65.0	65.7	47.4	6.7	34.9	43.7
最小値(%)	△ 19.2	△ 17.0	△ 15.6	△ 27.4	0.4	△ 8.6	△ 17.4
平均値(%)	9.0	16.1	19.5	6.8	2.5	10.3	6.0

- ＊ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2011年5月末を10,000として指数化しております。
- ＊ 年間騰落率は、2011年5月から2016年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- ＊ 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ＊ 2011年5月から2016年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- ＊ 決算日に対応した数値とは異なります。
- ＊ 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

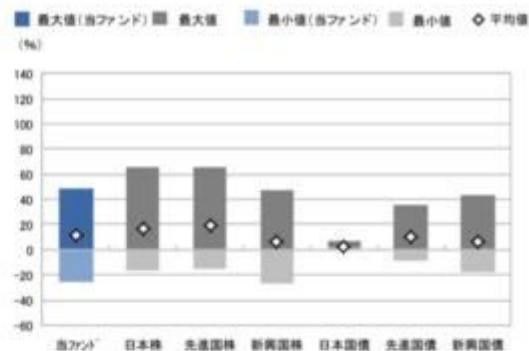
〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉

〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉

●ノムラ・台湾・フォーカス



- ＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2011年5月末を10,000として指数化しております。
- ＊年間騰落率は、2011年5月から2016年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。



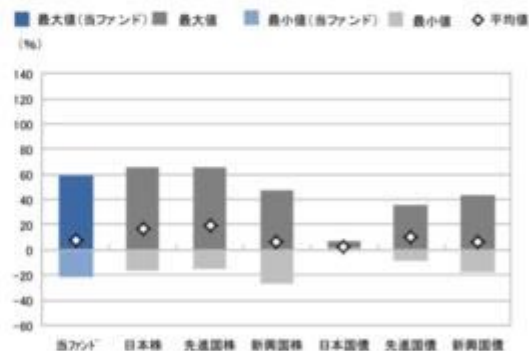
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	47.9	65.0	65.7	47.4	6.7	34.9	43.7
最小値(%)	△ 25.1	△ 17.0	△ 15.6	△ 27.4	0.4	△ 8.6	△ 17.4
平均値(%)	11.2	16.1	19.5	6.8	2.5	10.3	6.0

- ＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ＊2011年5月から2016年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- ＊決算日に対応した数値とは異なります。
- ＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

●ノムラ・アセアン・フォーカス



- ＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2011年5月末を10,000として指数化しております。
- ＊年間騰落率は、2011年5月から2016年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	58.3	65.0	65.7	47.4	6.7	34.9	43.7
最小値(%)	△ 22.0	△ 17.0	△ 15.6	△ 27.4	0.4	△ 8.6	△ 17.4
平均値(%)	7.7	16.1	19.5	6.8	2.5	10.3	6.0

- ＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ＊2011年5月から2016年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- ＊決算日に対応した数値とは異なります。
- ＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

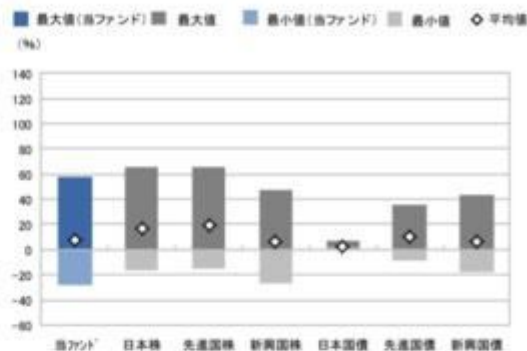
〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉

〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉

●ノムラ・豪州・フォーカス



- 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2011年5月末を10,000として指数化しております。
- 年間騰落率は、2011年5月から2016年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。



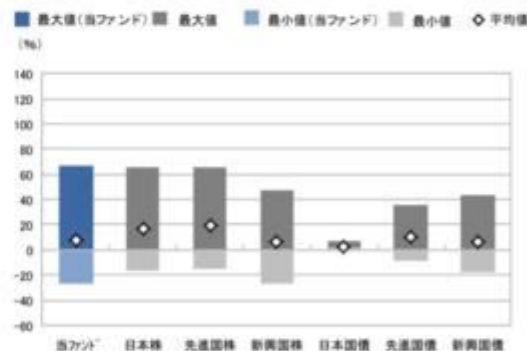
	当ファンド ¹	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	57.8	65.0	65.7	47.4	6.7	34.9	43.7
最小値(%)	△ 28.0	△ 17.0	△ 15.6	△ 27.4	0.4	△ 8.6	△ 17.4
平均値(%)	7.5	16.1	19.5	6.8	2.5	10.3	6.0

- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 2011年5月から2016年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- 決算日に対応した数値とは異なります。
- 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

●ノムラ・インドネシア・フォーカス



- 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2011年5月末を10,000として指数化しております。
- 年間騰落率は、2011年12月から2016年4月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。



	当ファンド ¹	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	67.0	65.0	65.7	47.4	6.7	34.9	43.7
最小値(%)	△ 27.1	△ 17.0	△ 15.6	△ 27.4	0.4	△ 8.6	△ 17.4
平均値(%)	7.0	16.1	19.5	6.8	2.5	10.3	6.0

- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 2011年5月から2016年4月の5年間(当ファンドは2011年12月から2016年4月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- 決算日に対応した数値とは異なります。
- 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

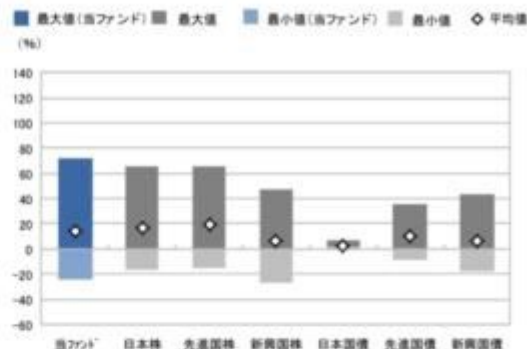
〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉

〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉

●ノムラ・タイ・フォーカス



- ◆ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2011年5月末を10,000として指数化しております。
- ◆ 年間騰落率は、2011年12月から2016年4月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。



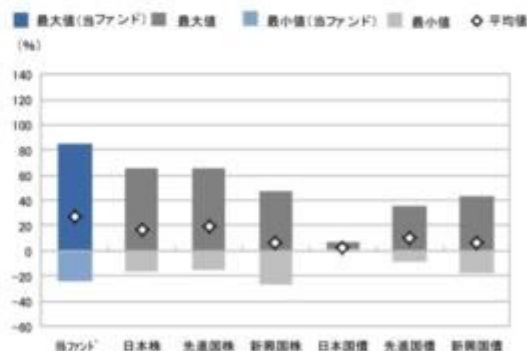
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	71.5	85.0	65.7	47.4	6.7	34.9	43.7
最小値(%)	△ 24.0	△ 17.0	△ 15.6	△ 27.4	0.4	△ 8.6	△ 17.4
平均値(%)	13.9	16.1	19.5	6.8	2.5	10.3	6.0

- ◆ 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ◆ 2011年5月から2016年4月の5年間(当ファンドは2011年12月から2016年4月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- ◆ 決算日に対応した数値とは異なります。
- ◆ 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

●ノムラ・フィリピン・フォーカス



- ◆ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2011年5月末を10,000として指数化しております。
- ◆ 年間騰落率は、2011年12月から2016年4月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

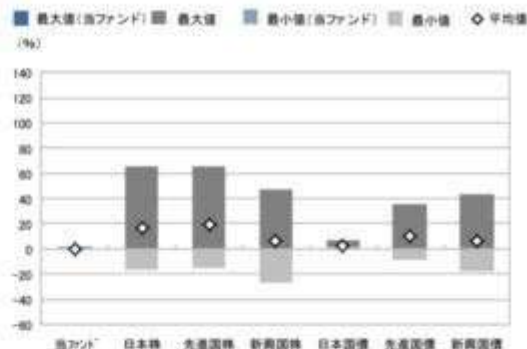
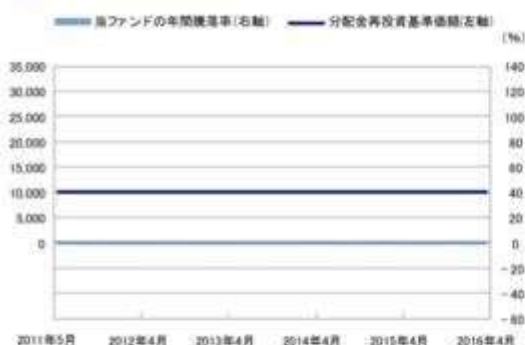


	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	84.6	65.0	65.7	47.4	6.7	34.9	43.7
最小値(%)	△ 24.5	△ 17.0	△ 15.6	△ 27.4	0.4	△ 8.6	△ 17.4
平均値(%)	27.5	16.1	19.5	6.8	2.5	10.3	6.0

- ◆ 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ◆ 2011年5月から2016年4月の5年間(当ファンドは2011年12月から2016年4月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- ◆ 決算日に対応した数値とは異なります。
- ◆ 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉 〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉

●マネーボール・ファンド



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	0.1	65.0	65.7	47.4	6.7	34.9	43.7
最小値(%)	0.0	△ 17.0	△ 15.6	△ 27.4	0.4	△ 8.6	△ 17.4
平均値(%)	0.1	16.1	19.5	6.8	2.5	10.3	6.0

- 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2011年5月末を10,000として指数化しております。
- 年間騰落率は、2011年5月から2016年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 2011年5月から2016年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- 決算日に対応した数値とは異なります。
- 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

＜代表的な資産クラスの指数＞

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSA指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、株式会社東京証券取引所（東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- MSCI-KOKUSA指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSA指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに一切責任を負いません。
- シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）・・・「シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）」は、Citigroup Index LLCが開発した日本を除く世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスで、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価格や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスは法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェント、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。米国のJ.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての勧助、保証または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLCはNASDAQ, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPMS J.P. Morgan Securities PLC、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、Citigroup Index LLC 他）

4 手数料等及び税金

（3）信託報酬等

<更新後>

<ノムラ・印度・フォーカス>

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年10,000分の189(税抜年10,000分の175)の率を乗じて得た額とし、信託報酬の配分については次の通り(税抜)とします。

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
年10,000分の90	年10,000分の80	年10,000分の5

ファンドの信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

「野村インド株マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、「野村インド株マザーファンド」を投資対象とする証券投資信託の委託会社が受ける報酬から、毎年3月および9月ならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、マザーファンドの日々の平均純資産総額に、年10,000分の38の率を乗じて得た額とします。

<ノムラ・韓国・フォーカス><ノムラ・台湾・フォーカス><ノムラ・アセアン・フォーカス><ノムラ・インドネシア・フォーカス><ノムラ・タイ・フォーカス><ノムラ・フィリピン・フォーカス>

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年10,000分の178.2(税抜年10,000分の165)の率を乗じて得た額とし、信託報酬の配分については次の通り(税抜)とします。

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
年10,000分の80	年10,000分の80	年10,000分の5

ファンドの信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

「野村韓国株マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、「野村韓国株マザーファンド」を投資対象とする証券投資信託の委託会社が受ける報酬から、毎年3月および9月ならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、マザーファンドの日々の平均純資産総額に、次の率を乗じて得た額とします。

平均純資産総額	率
100億円以下の部分	年10,000分の45
100億円超300億円以下の部分	年10,000分の40
300億円超500億円以下の部分	年10,000分の37
500億円超の部分	年10,000分の35

「野村台湾株マザーファンド」、「野村アセアン株マザーファンド」、「野村インドネシア株マザーファンド」、「野村タイ株マザーファンド」、「野村フィリピン株マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、「野村台湾株マザーファンド」、「野村アセアン株マザーファンド」、「野村インドネシア株マザーファンド」、「野村タイ株マザーファンド」、「野村フィリピン株マザーファンド」を投資対象とする証券投資信託の委託会社が受ける報酬から、毎年3月および9月ならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、マザーファンドの日々の平均純資産総額に、年10,000分の34の率を乗じて得た額とします。

<ノムラ・豪州・フォーカス>

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年10,000分の167.4(税抜年10,000分の155)の率を乗じて得た額とし、信託報酬の配分については次の通り(税抜)とします。

< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
年10,000分の75	年10,000分の75	年10,000分の5

ファンドの信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

「野村豪州株マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、「野村豪州株マザーファンド」を投資対象とする証券投資信託の委託会社が受ける報酬から、毎年3月および9月ならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、マザーファンドの日々の平均純資産総額に、年10,000分の32の率を乗じて得た額とします。

< マネープール・ファンド >

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に次に掲げる率(「信託報酬率」といいます。)を乗じて得た額とします。

また、信託報酬およびその配分については、「コールレート」に応じて次の通り(税抜)とします。

< コールレート >	信託報酬率	< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
0.4%未満	年10,000分の16.2 (税抜年10,000分の15)以内	年10,000分の 6.5以内	年10,000分の 7.0以内	年10,000分の 1.5以内
0.4%以上 0.65%未満	年10,000分の32.4 (税抜年10,000分の30)	年10,000分の13	年10,000分の14	年10,000分の3
0.65%以上	年10,000分の59.4 (税抜年10,000分の55)	年10,000分の22	年10,000分の28	年10,000分の5

前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの日々の信託報酬率は、当該各月の前月最終5営業日間の当該信託の日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートの最低レート(以下「コールレート」といいます。)に応じた上記の率とします。なお、月中において、日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートが信託報酬率を下回った場合には、その翌日以降の信託報酬率はそのコール・ローンのオーバーナイト物レートをコールレートとし、上記の率として見直す場合があります。

信託報酬の総額は、ファンドの純資産総額に上記の信託報酬率を乗じて得た額とします。

また、信託報酬およびその配分については、「コールレート」に応じて上記(税抜)の通りとします。ファンドの信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

平成28年 6月 3日現在の信託報酬率は年10,000分の0.1188(税抜年10,000分の0.11)となっております。

支払先の役務の内容

< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

(5) 課税上の取扱い

< 更新後 >

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315% (国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

< 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税 >

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315% (国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りです。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
・ 特定公社債 ^(注1) の利子 ・ 公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・ 譲渡益 ・ 譲渡損	・ 上場株式の配当 ・ 公募株式投資信託の収益分配金

(注1) 「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債(同族会社が発行した社債を除きます。)などの一定の公社債をいいます。

(注2) 株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

上場株式、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315% (国税15.315%)の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

換金(解約)時および償還時の課税について

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

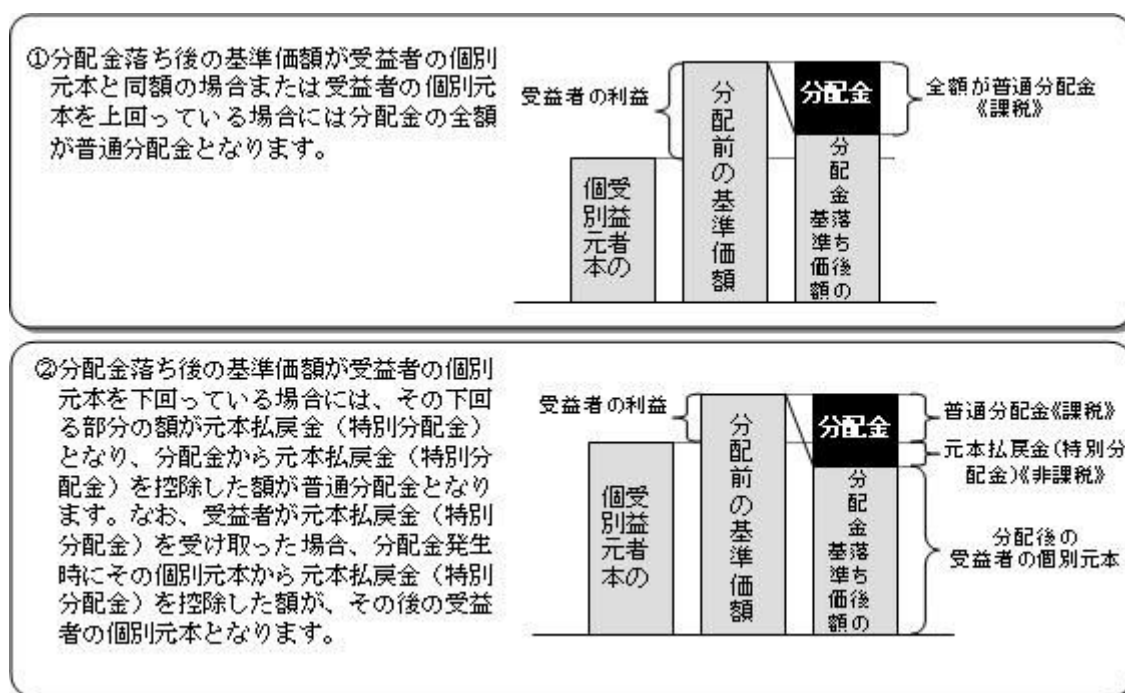
個別元本について

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（平成28年4月末現在）が変更になる場合があります。

5 運用状況

以下は平成28年 4月28日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 投資状況

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	9,136,258,689	99.80
現金・預金・その他資産（負債控除後）		18,301,318	0.19
合計（純資産総額）		9,154,560,007	100.00

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・韓国・フォーカス）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	343,544,609	99.28
現金・預金・その他資産（負債控除後）		2,473,276	0.71
合計（純資産総額）		346,017,885	100.00

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・台湾・フォーカス）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	120,730,844	99.80
現金・預金・その他資産（負債控除後）		240,599	0.19
合計（純資産総額）		120,971,443	100.00

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	1,627,066,746	99.80
現金・預金・その他資産（負債控除後）		3,255,023	0.19
合計（純資産総額）		1,630,321,769	100.00

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	198,562,209	99.80
現金・預金・その他資産（負債控除後）		397,905	0.19
合計（純資産総額）		198,960,114	100.00

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	2,409,115,567	99.80
現金・預金・その他資産（負債控除後）		4,826,011	0.19
合計（純資産総額）		2,413,941,578	100.00

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	947,712,460	99.79
現金・預金・その他資産（負債控除後）		1,904,710	0.20
合計（純資産総額）		949,617,170	100.00

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,524,076,182	99.80
現金・預金・その他資産（負債控除後）		3,054,117	0.19
合計（純資産総額）		1,527,130,299	100.00

ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,947,095,877	99.79
現金・預金・その他資産（負債控除後）		3,908,722	0.20
合計（純資産総額）		1,951,004,599	100.00

（参考）野村インド株マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	インド	8,559,337,886	93.68
現金・預金・その他資産（負債控除後）		576,891,215	6.31
合計（純資産総額）		9,136,229,101	100.00

（参考）野村韓国株マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	韓国	333,245,173	97.00
現金・預金・その他資産（負債控除後）		10,302,931	2.99
合計（純資産総額）		343,548,104	100.00

（参考）野村台湾株マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	台湾	115,190,575	95.40
現金・預金・その他資産（負債控除後）		5,542,853	4.59
合計（純資産総額）		120,733,428	100.00

（参考）野村アセアン株マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	シンガポール	554,286,609	34.06
	マレーシア	198,530,636	12.20
	タイ	281,527,128	17.30
	フィリピン	186,115,258	11.43
	インドネシア	306,965,115	18.86
	ベトナム	31,600,100	1.94
	小計	1,559,024,846	95.81
新株予約権証券	マレーシア	711,545	0.04
現金・預金・その他資産（負債控除後）		67,321,977	4.13
合計（純資産総額）		1,627,058,368	100.00

（参考）野村豪州株マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	オーストラリア	151,472,200	76.28
	ニュージーランド	6,356,036	3.20
	小計	157,828,236	79.48
投資証券	オーストラリア	28,366,670	14.28
現金・預金・その他資産（負債控除後）		12,364,946	6.22
合計（純資産総額）		198,559,852	100.00

（参考）野村インドネシア株マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
-------	------	---------	---------

株式	インドネシア	2,343,620,688	97.28
現金・預金・その他資産（負債控除後）		65,425,105	2.71
合計（純資産総額）		2,409,045,793	100.00

（参考）野村タイ株マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	タイ	920,315,585	97.10
現金・預金・その他資産（負債控除後）		27,419,848	2.89
合計（純資産総額）		947,735,433	100.00

（参考）野村フィリピン株マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	フィリピン	1,491,902,380	97.88
現金・預金・その他資産（負債控除後）		32,197,107	2.11
合計（純資産総額）		1,524,099,487	100.00

（参考）野村マネー マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
地方債証券	日本	1,243,171,948	5.61
特殊債券	日本	5,687,426,385	25.70
社債券	日本	1,904,029,564	8.60
コマーシャルペーパー	日本	1,499,810,753	6.77
現金・預金・その他資産（負債控除後）		11,791,869,054	53.29
合計（純資産総額）		22,126,307,704	100.00

（2）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス）

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （%）
1	日本	親投資信託 受益証券	野村インド株マザーファンド	4,481,633,812	2.2310	9,998,948,875	2.0386	9,136,258,689	99.80

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.80
合 計	99.80

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・韓国・フォーカス）

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	野村韓国株マザーファンド	207,266,733	1.7841	369,784,579	1.6575	343,544,609	99.28

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.28
合 計	99.28

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・台湾・フォーカス）

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	野村台湾株マザーファンド	68,816,031	1.8717	128,809,485	1.7544	120,730,844	99.80

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.80
合 計	99.80

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	野村アセアン株マザーファンド	942,080,219	1.6738	1,576,856,326	1.7271	1,627,066,746	99.80

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.80
合 計	99.80

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （%）
1	日本	親投資信託 受益証券	野村豪州株マザーファンド	136,487,634	1.4380	196,277,219	1.4548	198,562,209	99.80

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.80
合 計	99.80

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （%）
1	日本	親投資信託 受益証券	野村インドネシア株マザーファン ド	1,770,106,956	1.2074	2,137,262,784	1.3610	2,409,115,567	99.80

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.80
合 計	99.80

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （%）
1	日本	親投資信託 受益証券	野村タイ株マザーファンド	615,917,632	1.5817	974,257,500	1.5387	947,712,460	99.79

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.79
合 計	99.79

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	野村フィリピン株マザーファンド	614,794,749	2.6172	1,609,098,028	2.4790	1,524,076,182	99.80

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.80
合計	99.80

ノムラ・アジア・シリーズ(マネープール・ファンド)

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	野村マネー マザーファンド	1,906,861,108	1.0206	1,946,142,447	1.0211	1,947,095,877	99.79

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.79
合計	99.79

(参考)野村インド株マザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	インド	株式	HDFC BANK LIMITED	銀行	623,629	1,677.42	1,046,093,993	1,866.17	1,163,798,978	12.73
2	インド	株式	YES BANK LTD	銀行	446,937	1,180.17	527,464,768	1,519.72	679,223,567	7.43
3	インド	株式	INFOSYS LTD	情報技術 サービス	279,501	1,810.64	506,077,088	2,058.64	575,394,454	6.29
4	インド	株式	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	貯蓄・抵 当・不動 産金融	302,074	1,952.74	589,872,285	1,861.68	562,368,145	6.15
5	インド	株式	BRITANNIA INDUSTRIES LTD	食品	90,595	4,903.39	444,222,708	4,749.92	430,319,365	4.71
6	インド	株式	NATCO PHARMA LTD	医薬品	488,979	735.68	359,733,092	822.03	401,956,385	4.39
7	インド	株式	EVEREADY INDUSTRIES INDIA LTD	家庭用品	873,303	448.53	391,704,341	412.59	360,318,705	3.94

8	インド	株式	TATA CONSULTANCY SVS LTD	情報技術サービス	84,249	4,236.32	356,905,724	4,168.42	351,185,722	3.84
9	インド	株式	HINDUSTAN PETROLEUM CORP	石油・ガス・消耗燃料	240,361	1,308.74	314,571,017	1,424.36	342,361,315	3.74
10	インド	株式	SADBHAV ENGINEERING LTD	建設・土木	759,374	484.71	368,083,765	450.19	341,864,100	3.74
11	インド	株式	AXIS BANK LIMITED	銀行	441,930	798.87	353,046,829	772.73	341,492,569	3.73
12	インド	株式	LARSEN&TOUBRO LIMITED	建設・土木	154,343	2,503.72	386,433,021	2,118.90	327,038,463	3.57
13	インド	株式	INDO COUNT INDUSTRIES LTD	繊維・アパレル・贅沢品	170,336	1,527.24	260,144,469	1,740.75	296,513,925	3.24
14	インド	株式	CUMMINS INDIA LTD	機械	200,998	1,840.69	369,975,210	1,474.99	296,470,643	3.24
15	インド	株式	GLAXOSMITHKLINE CONSUMER	食品	28,470	10,143.67	288,790,541	9,987.30	284,338,630	3.11
16	インド	株式	INDIABULLS HOUSING FINANCE LTD	貯蓄・抵当・不動産金融	232,270	1,171.08	272,006,798	1,166.73	270,996,609	2.96
17	インド	株式	PAGE INDUSTRIES LTD	繊維・アパレル・贅沢品	9,000	22,061.73	198,555,588	21,545.63	193,910,742	2.12
18	インド	株式	SHREE CEMENT LIMITED	建設資材	9,136	19,063.85	174,167,379	21,125.24	193,000,220	2.11
19	インド	株式	BHARAT PETROLEUM CORP LTD	石油・ガス・消耗燃料	111,094	1,411.91	156,855,063	1,630.70	181,161,097	1.98
20	インド	株式	REPCO HOME FINANCE LTD	消費者金融	149,403	1,101.90	164,628,360	1,081.48	161,577,850	1.76
21	インド	株式	THYROCARE TECHNOLOGIES LTD	その他の業種	214,894	740.36	159,098,922	740.36	159,098,922	1.74
22	インド	株式	KOTAK MAHINDRA BANK LTD	銀行	109,643	1,040.93	114,131,322	1,182.74	129,680,258	1.41
23	インド	株式	PENNAR ENGINEERED BUILDING SYSTEMS LTD	建設・土木	494,382	284.10	140,458,376	249.99	123,593,523	1.35
24	インド	株式	NATIONAL BUILDINGS CONSTRUCTION CORP	建設・土木	71,465	1,559.90	111,478,396	1,674.52	119,669,929	1.30
25	インド	株式	AMBUJA CEMENTS LTD	建設資材	265,645	364.05	96,708,693	373.99	99,350,699	1.08
26	インド	株式	ICICI BANK LTD	銀行	236,083	444.13	104,852,251	406.03	95,858,197	1.04
27	インド	株式	TEAMLEASE SERVICES LTD	専門サービス	30,798	1,557.76	47,976,101	1,593.93	49,089,918	0.53
28	インド	株式	NEULAND LABORATORIES LTD	医薬品	21,881	1,158.21	25,342,989	1,266.16	27,704,956	0.30

種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 国外	業種	投資比率 (%)
株式	国外	石油・ガス・消耗燃料	5.73
		建設資材	3.19
		建設・土木	9.98
		機械	3.24
		繊維・アパレル・贅沢品	5.36
		食品	7.82
		家庭用品	3.94
		医薬品	4.70
		銀行	26.37
		情報技術サービス	10.14
		貯蓄・抵当・不動産金融	9.12
		消費者金融	1.76
		専門サービス	0.53
その他の業種	1.74		
合 計			93.68

(参考) 野村韓国株マザーファンド

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS	コンピュータ・周辺機器	420	107,437.63	45,123,806	124,670.00	52,361,400	15.24
2	韓国	株式	KOREA ELECTRIC POWER	電力	3,447	4,608.09	15,884,090	5,974.57	20,594,343	5.99
3	韓国	株式	AMOREPACIFIC CORP	パーソナル用品	460	34,681.65	15,953,563	39,750.55	18,285,253	5.32
4	韓国	株式	YUHAN CORPORATION	医薬品	425	23,708.97	10,076,314	29,009.75	12,329,144	3.58
5	韓国	株式	SK INNOVATION CO LTD	石油・ガス・消耗燃料	726	14,959.34	10,860,485	15,104.25	10,965,686	3.19
6	韓国	株式	SEOUL AUCTION CO LTD	各種消費者サービス	4,863	2,202.72	10,711,862	1,826.89	8,884,190	2.58
7	韓国	株式	KOREA ZINC CO LTD	金属・鉱業	187	47,475.39	8,877,898	47,422.55	8,868,017	2.58
8	韓国	株式	BGF RETAIL CO LTD	食品・生活必需品小売り	491	18,091.63	8,882,991	18,029.19	8,852,337	2.57
9	韓国	株式	HUONS CO LTD	医薬品	1,128	8,532.70	9,624,889	7,758.31	8,751,374	2.54
10	韓国	株式	KIA MOTORS CORP	自動車	1,785	5,013.55	8,949,197	4,694.30	8,379,334	2.43
11	韓国	株式	KT & G CORP	タバコ	662	10,185.65	6,742,904	12,179.30	8,062,697	2.34
12	韓国	株式	LOTTE CHILSUNG BEVERAGE CO	飲料	39	222,286.41	8,669,170	193,718.00	7,555,002	2.19

13	韓国	株式	HANSAE CO., LTD	繊維・アパレル・贅沢品	1,494	5,888.25	8,797,060	4,881.30	7,292,677	2.12
14	韓国	株式	SAMSUNG C&T CORP	コングロマリット	550	14,930.38	8,211,711	12,850.60	7,067,830	2.05
15	韓国	株式	SAMLIP GENERAL FOODS CO LTD	食品	336	30,448.25	10,230,612	20,666.44	6,943,927	2.02
16	韓国	株式	NAVER CORP	インターネットソフトウェア・サービス	108	53,223.62	5,748,151	63,773.50	6,887,538	2.00
17	韓国	株式	SAMSUNG LIFE INSURANCE CO	保険	579	9,187.69	5,319,678	10,740.79	6,218,923	1.81
18	韓国	株式	HYOSUNG CORPORATION	化学	499	13,804.93	6,888,665	11,747.74	5,862,127	1.70
19	韓国	株式	WOORY INDUSTRIAL CO LTD	自動車部品	1,885	1,285.05	2,422,338	2,867.41	5,405,068	1.57
20	韓国	株式	LOTTE CHEMICAL CORPORATION	化学	170	29,371.48	4,993,152	29,537.20	5,021,324	1.46
21	韓国	株式	S&T DAEWOO CO LTD	自動車部品	767	7,022.46	5,386,234	6,454.07	4,950,272	1.44
22	韓国	株式	CJ CHEILJEDANG CORP	食品	138	36,058.39	4,976,059	35,866.60	4,949,591	1.44
23	韓国	株式	HYUNDAI MOTOR CO LTD	自動車	342	15,165.38	5,186,561	14,289.09	4,886,872	1.42
24	韓国	株式	COWAY CO LTD	家庭用耐久財	514	7,835.02	4,027,205	9,158.44	4,707,443	1.37
25	韓国	株式	LEENO INDUSTRIAL INC	半導体・半導体製造装置	1,127	4,083.21	4,601,785	4,109.31	4,631,198	1.34
26	韓国	株式	KANGWON LAND INC	ホテル・レストラン・レジャー	1,070	3,921.82	4,196,358	4,147.67	4,438,012	1.29
27	韓国	株式	SHOWBOX CORP	メディア	5,735	825.69	4,735,384	758.56	4,350,393	1.26
28	韓国	株式	ORION CORP	食品	44	87,460.81	3,848,276	92,639.40	4,076,134	1.18
29	韓国	株式	SAMSUNG FIRE & MARINE INSURANCE	保険	137	25,667.83	3,516,493	28,961.80	3,967,767	1.15
30	韓国	株式	AMOREPACIFIC GROUP	パーソナル用品	248	16,971.13	4,208,841	15,775.54	3,912,336	1.13

種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 国外	業種	投資比率 (%)
株式	国外	石油・ガス・消耗燃料	3.19
		化学	3.69
		金属・鉱業	2.58
		建設・土木	1.01
		電気設備	0.45
		コングロマリット	2.05
		機械	0.20
		商業サービス・用品	1.24
		自動車部品	3.97
		自動車	3.86
		家庭用耐久財	1.37
		繊維・アパレル・贅沢品	2.12
		ホテル・レストラン・レジャー	1.29
		メディア	3.38
		専門小売り	0.22
食品・生活必需品小売り	2.57		

	飲料	2.19
	食品	5.55
	タバコ	2.34
	パーソナル用品	7.47
	ヘルスケア機器・用品	0.60
	バイオテクノロジー	1.08
	医薬品	8.85
	銀行	0.32
	保険	2.96
	インターネットソフトウェア・サービス	2.00
	情報技術サービス	1.03
	コンピュータ・周辺機器	15.24
	電子装置・機器・部品	0.96
	半導体・半導体製造装置	1.34
	電力	5.99
	消費者金融	0.37
	資本市場	0.80
	各種消費者サービス	2.58
	独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.94
	ライフサイエンス・ツール/サービス	1.04
合 計		97.00

(参考) 野村台湾株マザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・半 導体製造装 置	18,000	432.22	7,780,050	530.53	9,549,630	7.90
2	台湾	株式	FORMOSA PLASTIC	化学	15,720	245.44	3,858,410	276.96	4,353,858	3.60
3	台湾	株式	VOLTRONIC POWER TECHNOLOGY	電気設備	2,257	1,511.94	3,412,449	1,762.80	3,978,640	3.29
4	台湾	株式	TUNG THIH ELECTRONIC CO LTD	自動車部品	2,000	678.00	1,356,000	1,932.30	3,864,600	3.20
5	台湾	株式	KING SLIDE WORKS CO LTD	機械	3,000	1,460.88	4,382,660	1,286.50	3,859,515	3.19
6	台湾	株式	POYA CO LTD	複合小売り	3,375	1,088.19	3,672,642	1,122.09	3,787,054	3.13
7	台湾	株式	CHUNGHWA TELECOM CO LTD	各種電気通 信サービス	10,000	353.26	3,532,651	372.90	3,729,000	3.08
8	台湾	株式	TONG HSING ELECTRONIC INDUST	電子装置・ 機器・部品	12,000	279.60	3,355,276	309.84	3,718,152	3.07
9	台湾	株式	CHINA STEEL CHEMICAL CORP	化学	10,000	375.00	3,750,015	369.51	3,695,100	3.06
10	台湾	株式	SILERGY CORP	半導体・半 導体製造装 置	2,396	983.10	2,355,508	1,471.26	3,525,139	2.91
11	台湾	株式	POSIFLEX TECHNOLOGY INC	電子装置・ 機器・部品	6,225	500.02	3,112,656	545.79	3,397,543	2.81
12	台湾	株式	CHINA LIFE INSURANCE CO LTD	保険	40,371	85.25	3,441,970	83.05	3,353,013	2.77

13	台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	電子装置・機器・部品	11,580	287.13	3,325,000	269.50	3,120,868	2.58
14	台湾	株式	BROGENT TECHNOLOGIES INC	ソフトウェア	3,389	915.80	3,103,657	915.30	3,101,952	2.56
15	台湾	株式	MACAUTO INDUSTRIAL CO LTD	自動車部品	5,000	537.31	2,686,575	605.11	3,025,575	2.50
16	台湾	株式	UNITED MICROELECTRONICS CORP	半導体・半導体製造装置	68,000	38.98	2,650,980	42.54	2,893,026	2.39
17	台湾	株式	ADDCN TECHNOLOGY CO LTD	インターネットソフトウェア・サービス	3,200	1,042.42	3,335,760	840.72	2,690,304	2.22
18	台湾	株式	NIEN MADE ENTERPRISE CO LTD	家庭用耐久財	3,000	803.33	2,410,015	867.84	2,603,520	2.15
19	台湾	株式	FENG TAY ENTERPRISE CO LTD	繊維・アパレル・贅沢品	5,150	667.82	3,439,324	503.41	2,592,587	2.14
20	台湾	株式	DELTA ELECTRONICS INC	電子装置・機器・部品	5,000	578.67	2,893,354	516.97	2,584,875	2.14
21	台湾	株式	FORMOSA INTERNATIONAL HOTELS	ホテル・レストラン・レジャー	3,868	742.41	2,871,642	654.26	2,530,716	2.09
22	台湾	株式	FORMOSA PETROCHEMICAL CORP	石油・ガス・消耗燃料	8,000	286.43	2,291,467	313.57	2,508,600	2.07
23	台湾	株式	GIANT MANUFACTURING	レジャー用品	3,646	859.36	3,133,245	669.52	2,441,088	2.02
24	台湾	株式	NAN YA PLASTICS CORP	化学	11,000	198.99	2,188,923	220.35	2,423,850	2.00
25	台湾	株式	FIRST HOTEL	ホテル・レストラン・レジャー	37,640	64.24	2,418,013	62.71	2,360,593	1.95
26	台湾	株式	ST SHINE OPTICAL CO LTD	ヘルスケア機器・用品	1,000	1,294.98	1,294,980	2,027.22	2,027,220	1.67
27	台湾	株式	EGIS TECHNOLOGY INC	電子装置・機器・部品	4,000	550.70	2,202,812	472.90	1,891,620	1.56
28	台湾	株式	ADVANCED SEMICONDUCTOR ENGINEERING INC	半導体・半導体製造装置	16,000	123.73	1,979,760	111.02	1,776,360	1.47
29	台湾	株式	EVA AIRWAYS CORP	旅客航空輸送業	32,000	65.76	2,104,512	54.91	1,757,376	1.45
30	台湾	株式	YUANTA FINANCIAL HOLDING CO	資本市場	46,407	45.08	2,092,352	37.12	1,722,651	1.42

種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 国外	業種	投資比率 (%)
株式	国外	石油・ガス・消耗燃料	2.07
		化学	8.67
		容器・包装	1.20
		建設・土木	0.86
		電気設備	5.89
		機械	3.19
		旅客航空輸送業	1.45
		海運業	0.66
		自動車部品	5.70
		家庭用耐久財	2.15
		レジャー用品	2.39
		繊維・アパレル・贅沢品	4.45

	ホテル・レストラン・レジャー	4.05
	複合小売り	3.13
	ヘルスケア機器・用品	1.67
	保険	3.82
	不動産管理・開発	1.97
	インターネットソフトウェア・サービス	3.47
	ソフトウェア	2.56
	電子装置・機器・部品	12.61
	半導体・半導体製造装置	18.05
	各種電気通信サービス	3.08
	資本市場	1.42
	各種消費者サービス	0.76
合 計		95.40

(参考) 野村アセアン株マザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	シンガ ポール	株式	DBS GROUP HLDGS	銀行	82,000	1,443.82	118,393,699	1,271.08	104,229,216	6.40
2	シンガ ポール	株式	COMFORTDELGRO CORP LTD	陸運・鉄 道	384,000	233.84	89,797,478	233.03	89,484,595	5.49
3	タイ	株式	AIRPORTS OF THAILAND PCL(F)	運送イン フラ	56,000	876.72	49,096,320	1,254.24	70,237,440	4.31
4	シンガ ポール	株式	CITY DEVELOPMENTS LTD	不動産管 理・開発	90,000	682.59	61,433,760	699.91	62,992,188	3.87
5	シンガ ポール	株式	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS LIMITED	各種電気 通信サー ビス	195,000	303.10	59,105,592	313.69	61,171,110	3.75
6	タイ	株式	BANGKOK DUSIT MEDICAL SERVICE-F	ヘルスケア・プロ バイダー/ ヘルスケア・サー ビス	795,000	59.90	47,623,680	76.75	61,017,840	3.75
7	インドネ シア	株式	PEMBANGUNAN PERUMAHAN PERSER	建設・土 木	1,720,000	28.51	49,038,060	30.04	51,679,120	3.17
8	シンガ ポール	株式	SHENG SIONG GROUP LTD	食品・生 活必需品 小売り	680,000	68.44	46,541,376	72.51	49,311,696	3.03
9	シンガ ポール	株式	CAPITALAND LIMITED	不動産管 理・開発	180,000	228.14	41,065,920	258.29	46,492,488	2.85
10	フィリピン	株式	AYALA LAND LTD	不動産管 理・開発	560,000	80.60	45,138,800	80.37	45,007,200	2.76
11	インドネ シア	株式	TELEKOMUNIKASI	各種電気 通信サー ビス	1,370,000	26.02	35,658,834	30.71	42,072,700	2.58
12	シンガ ポール	株式	FIRST RESOURCES LTD	食品	275,700	126.29	34,819,256	151.55	41,783,107	2.56
13	タイ	株式	PTT PCL(F)	石油・ガ ス・消耗 燃料	43,500	808.25	35,159,204	945.36	41,123,160	2.52
14	インドネ シア	株式	GUDANG GARAM TBK	タバコ	70,000	562.86	39,400,881	582.66	40,786,200	2.50
15	タイ	株式	LAND & HOUSES PUB - NVDR	不動産管 理・開発	1,451,860	27.15	39,427,301	27.76	40,315,248	2.47

16	シンガポール	株式	RAFFLES MEDICAL GROUP LTD	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	106,226	366.22	38,902,872	373.17	39,641,248	2.43
17	フィリピン	株式	DMCI HOLDINGS INC	コングロマリット	1,370,000	28.57	39,149,120	28.43	38,955,950	2.39
18	マレーシア	株式	IHH HEALTHCARE BHD	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	188,000	164.00	30,833,428	187.11	35,177,657	2.16
19	マレーシア	株式	TENAGA NASIONAL	電力	84,800	380.66	32,280,073	405.79	34,411,162	2.11
20	マレーシア	株式	KAREX BHD	パーソナル用品	450,000	60.11	27,052,800	73.26	32,970,600	2.02
21	インドネシア	株式	MEDIA NUSANTARA CITRA TBK PT	メディア	1,454,900	14.94	21,747,885	19.21	27,955,176	1.71
22	インドネシア	株式	PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	自動車	480,000	53.11	25,493,616	56.64	27,190,800	1.67
23	フィリピン	株式	METROPOLITAN BANK & TRUST	銀行	135,178	190.35	25,731,133	193.52	26,159,985	1.60
24	インドネシア	株式	CIPUTRA DEVELOPMENT TBK PT	不動産管理・開発	2,328,260	6.77	15,768,838	10.70	24,928,679	1.53
25	タイ	株式	KASIKORNBANK PCL(F)	銀行	49,000	565.68	27,718,673	508.56	24,919,440	1.53
26	インドネシア	株式	PAKUWON JATI TBK PT	不動産管理・開発	5,538,000	4.05	22,483,271	4.35	24,131,835	1.48
27	インドネシア	株式	BANK CENTRAL ASIA	銀行	221,000	109.65	24,233,789	108.31	23,937,615	1.47
28	マレーシア	株式	WESTPORTS HOLDINGS BHD	運送インフラ	200,000	118.35	23,671,200	119.48	23,896,640	1.46
29	タイ	株式	CENTRAL PATTANA(F)	不動産管理・開発	138,000	135.72	18,729,360	170.04	23,465,520	1.44
30	フィリピン	株式	ROBINSONS RETAIL HOLDINGS INC	食品・生活必需品小売り	130,140	158.27	20,597,583	180.00	23,426,501	1.43

種類別及び業種別投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	石油・ガス・消耗燃料	3.78
		建設資材	0.81
		建設・土木	4.39
		コングロマリット	3.81
		旅客航空輸送業	0.57
		陸運・鉄道	6.87
		運送インフラ	5.78
		自動車	1.67
		ホテル・レストラン・レジャー	1.14
		メディア	3.11
		食品・生活必需品小売り	4.47
		食品	5.40
		タバコ	2.50
		パーソナル用品	2.02
ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	9.54		

		医薬品	1.33
		銀行	11.70
		不動産管理・開発	16.85
		各種電気通信サービス	7.21
		電力	2.11
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.66
新株予約権証券			0.04
合 計			95.86

(参考) 野村豪州株マザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	オーストラリア	株式	NATIONAL AUSTRALIA BANK	銀行	14,919	2,346.87	35,013,043	2,243.46	33,470,180	16.85
2	オーストラリア	株式	RIO TINTO LTD	金属・鉱業	5,352	3,603.71	19,287,077	4,038.22	21,612,596	10.88
3	オーストラリア	株式	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	銀行	2,864	6,335.89	18,146,012	6,151.58	17,618,137	8.87
4	オーストラリア	投資証券	VICINITY CENTRES		52,401	242.69	12,717,409	276.05	14,465,506	7.28
5	オーストラリア	投資証券	STOCKLAND TRUST GROUP		38,673	336.10	12,998,072	359.45	13,901,164	7.00
6	オーストラリア	株式	MEDIBANK PRIVATE LTD	保険	42,312	193.48	8,186,865	263.54	11,151,074	5.61
7	オーストラリア	株式	BHP BILLITON LIMITED	金属・鉱業	6,594	1,838.13	12,120,669	1,638.80	10,806,313	5.44
8	オーストラリア	株式	CSL LIMITED	バイオテクノロジー	1,218	7,865.45	9,580,123	8,678.60	10,570,540	5.32
9	オーストラリア	株式	WOOLWORTHS LIMITED	食品・生活必需品 小売り	4,466	2,063.31	9,214,769	1,773.08	7,918,593	3.98
10	オーストラリア	株式	SYDNEY AIRPORT	運送インフラ	13,313	483.72	6,439,765	552.94	7,361,317	3.70
11	オーストラリア	株式	WESTPAC BANKING CORP	銀行	2,632	2,602.07	6,848,674	2,580.39	6,791,602	3.42
12	オーストラリア	株式	WORLEYPARSONS LTD	エネルギー設備・サービス	11,618	346.94	4,030,795	548.77	6,375,633	3.21
13	オーストラリア	株式	EVOLUTION MINING LTD	金属・鉱業	28,346	145.11	4,113,458	162.63	4,609,910	2.32
14	ニュージーランド	株式	RYMAN HEALTHCARE LTD	ヘルスケア・プロバイダー/ ヘルスケア・サービス	6,242	578.88	3,613,419	666.13	4,158,037	2.09
15	オーストラリア	株式	MEDUSA MINING LTD	金属・鉱業	58,320	42.53	2,480,583	67.55	3,939,749	1.98
16	オーストラリア	株式	AUSTRALIA & NEW ZEALAND BANK	銀行	1,841	2,288.49	4,213,121	1,991.59	3,666,521	1.84
17	オーストラリア	株式	LIFESTYLE COMMUNITIES LTD	不動産管理・開発	14,100	220.17	3,104,482	215.17	3,033,925	1.52
18	オーストラリア	株式	AVJENNINGS LTD	不動産管理・開発	56,535	44.20	2,498,960	45.03	2,546,110	1.28
19	ニュージーランド	株式	FLETCHER BUILDING LTD	建設資材	3,533	587.99	2,077,377	622.13	2,197,999	1.10

種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 国外	業種	投資比率 (%)
株式	国外	エネルギー設備・サービス	3.21
		建設資材	1.10
		金属・鉱業	20.63
		運送インフラ	3.70
		食品・生活必需品小売り	3.98
		ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	2.09
		バイオテクノロジー	5.32
		銀行	30.99
		保険	5.61
		不動産管理・開発	2.81
投資証券			14.28
合 計			93.77

(参考) 野村インドネシア株マザーファンド

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	インドネシア	株式	TELEKOMUNIKASI	各種電気 通信サー ビス	9,059,830	24.32	220,420,253	30.70	278,227,379	11.54
2	インドネシア	株式	BANK CENTRAL ASIA	銀行	2,235,300	99.22	221,803,221	108.31	242,116,519	10.05
3	インドネシア	株式	UNILEVER INDONESIA TBK PT	家庭用品	487,600	326.44	159,174,291	366.44	178,678,582	7.41
4	インドネシア	株式	HM SAMPOERNA TBK PT	タバコ	183,600	723.82	132,894,082	806.34	148,044,942	6.14
5	インドネシア	株式	BANK RAKYAT INDONESIA	銀行	1,584,300	80.06	126,843,115	84.66	134,126,838	5.56
6	インドネシア	株式	GUDANG GARAM TBK	タバコ	189,200	428.60	81,092,701	582.66	110,239,272	4.57
7	インドネシア	株式	PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	自動車	1,770,500	50.61	89,611,025	56.64	100,294,399	4.16
8	インドネシア	株式	INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR T	食品	749,800	109.36	82,004,903	123.87	92,883,349	3.85
9	インドネシア	株式	MAYORA INDAH PT	食品	313,300	225.57	70,673,526	279.71	87,633,143	3.63
10	インドネシア	株式	MITRA KELUARGA KARYASEHAT TB	ヘルスケア・プロ バイダー/ ヘルスケア・サー ビス	3,074,000	20.83	64,033,204	21.62	66,464,491	2.75
11	インドネシア	株式	INDOSAT TBK PT	無線通信 サービス	1,156,700	50.69	58,640,999	56.02	64,804,118	2.69
12	インドネシア	株式	BANK MANDIRI	銀行	805,623	71.79	57,839,703	79.88	64,359,207	2.67
13	インドネシア	株式	WASKITA KARYA PERSERO TBK PT	建設・土 木	3,323,900	13.41	44,577,342	19.13	63,591,193	2.63
14	インドネシア	株式	INDOFOOD SUKSES MAK TBK	食品	1,086,400	44.17	47,986,475	56.85	61,767,272	2.56

15	インドネシア	株式	MATAHARI DEPARTMENT STORE TBK	複合小売り	391,600	135.84	53,197,797	156.04	61,105,264	2.53
16	インドネシア	株式	MEDIA NUSANTARA CITRA TBK PT	メディア	3,115,700	17.42	54,278,977	19.21	59,866,618	2.48
17	インドネシア	株式	XL AXIATA TBK PT	各種電気通信サービス	1,968,100	27.88	54,872,171	30.21	59,460,237	2.46
18	インドネシア	株式	BANK TABUNGAN NEGARA TBK PT	銀行	3,948,100	12.63	49,876,449	14.52	57,346,152	2.38
19	インドネシア	株式	PAKUWON JATI TBK PT	不動産管理・開発	13,097,400	3.38	44,355,319	4.35	57,071,920	2.36
20	インドネシア	株式	PEMBANGUNAN PERUMAHAN PERSER	建設・土木	1,756,500	28.72	50,454,306	30.04	52,775,799	2.19
21	インドネシア	株式	INDOCEMENT TUNGGAL PRAKARSA	建設資材	299,300	165.71	49,599,338	165.17	49,435,381	2.05
22	インドネシア	株式	BUMI SERPONG DAMAI PT	不動産管理・開発	2,788,500	13.06	36,429,522	16.10	44,900,427	1.86
23	インドネシア	株式	BANK NEGARA INDONESIA PT	銀行	979,400	36.56	35,808,333	38.26	37,474,782	1.55
24	インドネシア	株式	ARWANA CITRAMULIA TBK PT	建設関連製品	6,732,800	4.04	27,261,600	4.89	32,970,522	1.36
25	インドネシア	株式	AKR CORPORINDO TBK PT	商社・流通業	515,100	46.68	24,048,732	55.40	28,537,828	1.18
26	インドネシア	株式	ACE HARDWARE INDONESIA	専門小売り	3,794,200	5.21	19,780,254	7.42	28,185,215	1.16
27	インドネシア	株式	RAMAYANA LESTARI SENTOSA PT	複合小売り	4,721,700	5.89	27,840,812	5.81	27,433,077	1.13
28	インドネシア	株式	PURADELTA LESTARI TBK PT	不動産管理・開発	15,118,000	1.54	23,313,058	1.72	26,099,715	1.08
29	インドネシア	株式	CIPUTRA DEVELOPMENT TBK PT	不動産管理・開発	1,074,100	10.80	11,610,706	10.70	11,500,389	0.47
30	インドネシア	株式	JAYA REAL PROPERTY PT	不動産管理・開発	1,379,000	7.47	10,301,130	6.14	8,469,818	0.35

種類別及び業種別投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	建設資材	2.05
		建設関連製品	1.36
		建設・土木	4.83
		商社・流通業	1.18
		海運業	0.32
		自動車	4.16
		メディア	2.48
		複合小売り	3.67
		専門小売り	1.16
		食品	10.05
		タバコ	10.72
		家庭用品	7.41
		ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	2.75
		銀行	22.22
		不動産管理・開発	6.14
各種電気通信サービス	14.01		
無線通信サービス	2.69		

合計	97.28
----	-------

(参考) 野村タイ株マザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	タイ	株式	PTT PCL(F)	石油・ガス・消耗燃料	118,000	787.27	92,898,289	945.36	111,552,480	11.77
2	タイ	株式	AIRPORTS OF THAILAND PCL(F)	運送インフラ	75,000	876.72	65,754,000	1,254.24	94,068,000	9.92
3	タイ	株式	KASIKORNBANK PCL(F)	銀行	180,000	565.21	101,739,456	508.56	91,540,800	9.65
4	タイ	株式	SIAM COMMERCIAL BANK (F)	銀行	203,000	436.80	88,670,400	411.84	83,603,520	8.82
5	タイ	株式	SIAM CEMENT PUBLIC (F)	建設資材	54,000	1,541.28	83,229,120	1,541.28	83,229,120	8.78
6	タイ	株式	CP ALL PCL-FOREIGN	食品・生活必需品小売り	560,000	153.66	86,049,600	144.30	80,808,000	8.52
7	タイ	株式	PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-FOREIGN	化学	297,681	175.92	52,370,944	194.22	57,815,604	6.10
8	タイ	株式	BANGKOK DUSIT MEDICAL SERVICE-F	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	700,000	59.90	41,932,800	76.75	53,726,400	5.66
9	タイ	株式	ADVANCED INFO SERVICE (F)	無線通信サービス	101,000	737.05	74,442,865	480.48	48,528,480	5.12
10	タイ	株式	CENTRAL PATTANA(F)	不動産管理・開発	216,000	135.72	29,315,520	170.04	36,728,640	3.87
11	タイ	株式	BANGKOK BANK(F)	銀行	57,000	514.80	29,343,600	519.48	29,610,360	3.12
12	タイ	株式	CHULARAT HOSPITAL PCL-FOREIGN	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	3,250,000	6.67	21,699,600	8.98	29,203,200	3.08
13	タイ	株式	THAI UNION GROUP PCL-F	食品	323,000	57.03	18,421,327	66.76	21,566,064	2.27
14	タイ	株式	LAND & HOUSES PUB - NVDR	不動産管理・開発	700,000	28.11	19,682,209	27.76	19,437,600	2.05
15	タイ	株式	TRUE CORP PCL(F)	各種電気通信サービス	669,900	31.26	20,941,230	23.40	15,675,660	1.65
16	タイ	株式	UNIQUE ENGINEERING & CONSTRUCTION PCL/F	建設・土木	249,860	61.77	15,435,351	55.53	13,876,225	1.46
17	タイ	株式	CH. KARNCHANG PUBLIC CO LTD (F)	建設・土木	150,000	82.68	12,402,000	78.78	11,817,000	1.24
18	タイ	株式	KRUNGTHAI CARD PCL-FOREIGN	消費者金融	37,000	292.11	10,808,196	288.60	10,678,200	1.12
19	タイ	株式	STAR PETROLEUM REFINING PCL	石油・ガス・消耗燃料	249,000	27.67	6,890,925	35.25	8,778,744	0.92
20	タイ	株式	CHAROEN POKPHAND FOODS(F)	食品	77,000	63.33	4,876,872	78.78	6,066,060	0.64
21	タイ	株式	SAMART CORPORATION PCL(F)	電子装置・機器・部品	100,000	69.26	6,926,400	50.23	5,023,200	0.53
22	タイ	株式	THAI OIL PCL(F)	石油・ガス・消耗燃料	20,000	192.97	3,859,434	205.92	4,118,400	0.43
23	タイ	株式	NAMYONG TERMINAL PCL-(F)	運送インフラ	61,700	46.80	2,887,560	42.43	2,618,054	0.27

24	タイ	株式	TRUE CORP PCL(F)-RIGHTS	各種電気通信サービス	225,068	0.27	62,610	1.09	245,774	0.02
----	----	----	-------------------------	------------	---------	------	--------	------	---------	------

種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 国外	業種	投資比率 (%)
株式	国外	石油・ガス・消耗燃料	13.13
		化学	6.10
		建設資材	8.78
		建設・土木	2.71
		運送インフラ	10.20
		食品・生活必需品小売り	8.52
		食品	2.91
		ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	8.75
		銀行	21.60
		不動産管理・開発	5.92
		電子装置・機器・部品	0.53
		各種電気通信サービス	1.67
		無線通信サービス	5.12
消費者金融	1.12		
合計			97.10

(参考) 野村フィリピン株マザーファンド

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	フィリピン	株式	AYALA LAND LTD	不動産管理・開発	2,230,000	80.60	179,749,150	80.37	179,225,100	11.75
2	フィリピン	株式	JG SUMMIT HOLDINGS INC	コングロマリット	666,000	162.15	107,991,900	196.22	130,685,850	8.57
3	フィリピン	株式	UNIVERSAL ROBINA CORP	食品	253,500	446.50	113,187,750	494.44	125,340,540	8.22
4	フィリピン	株式	SM INVESTMENTS CORP	コングロマリット	54,145	1,978.69	107,136,711	2,232.49	120,878,712	7.93
5	フィリピン	株式	BDO UNIBANK INC	銀行	497,596	225.83	112,374,593	233.82	116,350,385	7.63
6	フィリピン	株式	AYALA CORPORATION	各種金融サービス	63,598	1,710.80	108,803,459	1,823.60	115,977,313	7.60
7	フィリピン	株式	SM PRIME HLDGS	不動産管理・開発	1,898,975	46.24	87,823,796	52.75	100,185,174	6.57
8	フィリピン	株式	GLOBE TELECOM INC	無線通信サービス	14,000	5,922.00	82,908,000	5,174.70	72,445,800	4.75
9	フィリピン	株式	ABOITIZ POWER CORP	独立系発電事業者・エネルギー販売業者	680,000	100.81	68,554,200	104.57	71,111,000	4.66
10	フィリピン	株式	DMCI HOLDINGS INC	コングロマリット	2,091,950	28.57	59,779,563	28.43	59,484,598	3.90
11	フィリピン	株式	JOLLIBEE FOODS CORPORATION	ホテル・レストラン・レジャー	102,000	504.77	51,487,475	531.10	54,172,200	3.55

12	フィリピン	株式	METROPOLITAN BANK & TRUST	銀行	255,331	190.34	48,602,255	193.52	49,412,293	3.24
13	フィリピン	株式	CONCEPCION INDUSTRIAL CORPOR	建設関連製品	412,900	97.76	40,365,104	109.86	45,362,226	2.97
14	フィリピン	株式	MEGAWORLD CORP	不動産管理・開発	4,715,000	9.94	46,869,458	8.93	42,104,950	2.76
15	フィリピン	株式	D&L INDUSTRIES INC	化学	1,950,220	25.28	49,313,263	21.17	41,292,983	2.70
16	フィリピン	株式	GT CAPITAL HOLDINGS INC	各種金融サービス	9,000	2,953.95	26,585,550	3,214.80	28,933,200	1.89
17	フィリピン	株式	XURPAS INC	ソフトウェア	583,000	37.99	22,148,776	38.11	22,222,211	1.45
18	フィリピン	株式	ROBINSONS RETAIL HOLDINGS INC	食品・生活必需品小売り	105,000	158.27	16,618,612	180.01	18,901,050	1.24
19	フィリピン	株式	CENTURY PACIFIC FOOD INC	食品	400,000	40.04	16,017,600	44.32	17,728,400	1.16
20	フィリピン	株式	ABS-CBN HOLDINGS CORP-PDR	メディア	100,000	141.00	14,100,000	132.77	13,277,500	0.87
21	フィリピン	株式	8990 HOLDINGS INC	不動産管理・開発	700,000	15.89	11,125,822	17.86	12,502,000	0.82
22	フィリピン	株式	FIRST GEN CORPORATION	独立系発電事業者・エネルギー販売業者	207,400	53.63	11,123,598	48.52	10,064,603	0.66
23	フィリピン	株式	INTERNATIONAL CONTAINER TERMINAL SVCS	運送インフラ	65,000	205.39	13,350,350	150.98	9,814,188	0.64
24	フィリピン	株式	SHANG PROPERTIES INC	不動産管理・開発	1,100,000	7.52	8,272,000	7.28	8,013,500	0.52
25	フィリピン	株式	VISTA LAND & LIFESCAPES INC	不動産管理・開発	700,000	12.22	8,554,000	11.28	7,896,000	0.51
26	フィリピン	株式	ROBINSONS LAND CO	不動産管理・開発	100,000	67.68	6,768,000	64.39	6,439,000	0.42
27	フィリピン	株式	PETRON CORP	石油・ガス・消耗燃料	200,000	25.91	5,183,956	24.76	4,953,800	0.32
28	フィリピン	株式	ASIA UNITED BANK	銀行	35,430	107.47	3,807,780	107.16	3,796,679	0.24
29	フィリピン	株式	FILINVEST LAND INC	不動産管理・開発	750,000	3.97	2,978,625	4.44	3,331,125	0.21

種類別及び業種別投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	石油・ガス・消耗燃料	0.32
		化学	2.70
		建設関連製品	2.97
		コングロマリット	20.40
		運送インフラ	0.64
		ホテル・レストラン・レジャー	3.55
		メディア	0.87
		食品・生活必需品小売り	1.24
		食品	9.38
		銀行	11.12
		各種金融サービス	9.50
		不動産管理・開発	23.60
		ソフトウェア	1.45

		無線通信サービス	4.75
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	5.32
合	計		97.88

(参考) 野村マネー マザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	社債券	みずほコーポレート銀行 第26回特定社債間限定同順位特約付	600,000,000	100.11	600,663,039	100.11	600,663,039	0.54	2016/7/20	2.71
2	日本	特殊債券	鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第46回	430,000,000	100.03	430,140,629	100.03	430,140,629	0.255	2016/6/20	1.94
3	日本	社債券	三菱UFJリース 第15回社債間限定同順位特約付	400,000,000	100.35	401,407,205	100.35	401,407,205	0.66	2016/12/14	1.81
4	日本	社債券	みずほコーポレート銀行 第27回特定社債間限定同順位特約付	400,000,000	100.23	400,938,849	100.23	400,938,849	0.515	2016/10/20	1.81
5	日本	特殊債券	しんきん中金債券 利付第259回	400,000,000	100.08	400,342,645	100.08	400,342,645	0.55	2016/6/27	1.80
6	日本	特殊債券	農林債券 利付第733回い号	380,000,000	100.08	380,317,713	100.08	380,317,713	0.55	2016/6/27	1.71
7	日本	特殊債券	農林債券 利付第739回い号	300,000,000	100.32	300,982,944	100.32	300,982,944	0.5	2016/12/27	1.36
8	日本	特殊債券	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第12回	300,000,000	100.17	300,529,890	100.17	300,529,890	2	2016/5/31	1.35
9	日本	特殊債券	商工債券 利付第736回い号	300,000,000	100.15	300,469,187	100.15	300,469,187	0.45	2016/9/27	1.35
10	日本	特殊債券	しんきん中金債券 利付第261回	300,000,000	100.14	300,434,184	100.14	300,434,184	0.45	2016/8/26	1.35
11	日本	特殊債券	商工債券 利付第733回い号	300,000,000	100.07	300,236,327	100.07	300,236,327	0.55	2016/6/27	1.35
12	日本	特殊債券	しんきん中金債券 利付第258回	300,000,000	100.03	300,117,159	100.03	300,117,159	0.55	2016/5/27	1.35
13	日本	地方債証券	東京都 公募第634回	201,000,000	100.26	201,525,979	100.26	201,525,979	1.86	2016/6/20	0.91
14	日本	特殊債券	農林債券 利付第742回い号	200,000,000	100.40	200,811,200	100.40	200,811,200	0.45	2017/3/27	0.90
15	日本	特殊債券	商工債券 利付(3年)第164回	200,000,000	100.05	200,103,514	100.05	200,103,514	0.2	2016/9/27	0.90
16	日本	特殊債券	日本政策投資銀行社債 財投機関債第34回	200,000,000	100.02	200,059,664	100.02	200,059,664	0.243	2016/6/20	0.90
17	日本	特殊債券	商工債券 利付(3年)第161回	200,000,000	100.02	200,058,840	100.02	200,058,840	0.25	2016/6/27	0.90
18	日本	コマーシャルペーパー	三井住友F&L	200,000,000		199,994,246		199,994,246			0.90
19	日本	コマーシャルペーパー	三井住友F&L	200,000,000		199,991,205		199,991,205			0.90

20	日本	コマーシャルペーパー	三井住友F&L	200,000,000		199,969,319		199,969,319			0.90
21	日本	コマーシャルペーパー	三井住友F&L	200,000,000		199,943,287		199,943,287			0.90
22	日本	特殊債券	商工債券 利付第734回い号	170,000,000	100.11	170,200,015	100.11	170,200,015	0.55	2016/7/27	0.76
23	日本	特殊債券	都市再生債券 財投機関債第75回	160,000,000	100.02	160,041,028	100.02	160,041,028	0.213	2016/6/20	0.72
24	日本	特殊債券	農林債券 利付第736回い号	150,000,000	100.17	150,268,504	100.17	150,268,504	0.5	2016/9/27	0.67
25	日本	特殊債券	農林債券 利付第735回い号	150,000,000	100.12	150,185,320	100.12	150,185,320	0.45	2016/8/26	0.67
26	日本	特殊債券	首都高速道路第8回	140,000,000	100.13	140,195,492	100.13	140,195,492	0.439	2016/9/20	0.63
27	日本	地方債証券	大阪府 公募(5年)第73回	102,000,000	100.03	102,040,057	100.03	102,040,057	0.51	2016/5/30	0.46
28	日本	地方債証券	神奈川県 公募(5年)第49回	101,700,000	100.12	101,825,775	100.12	101,825,775	0.37	2016/9/20	0.46
29	日本	地方債証券	東京都 公募第636回	101,500,000	100.28	101,788,019	100.28	101,788,019	2.04	2016/6/20	0.46
30	日本	地方債証券	共同発行市場地方債 公募第44回	100,000,000	101.01	101,017,536	101.01	101,017,536	1.8	2016/11/25	0.45

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
地方債証券	5.61
特殊債券	25.70
社債券	8.60
コマーシャルペーパー	6.77
合計	46.70

投資不動産物件

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・印度・フォーカス)

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・韓国・フォーカス)

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・台湾・フォーカス)

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・アセアン・フォーカス)

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・豪州・フォーカス)

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・インドネシア・フォーカス)

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

該当事項はありません。

（参考）野村インド株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村韓国株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村台湾株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村アセアン株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村豪州株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村インドネシア株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村タイ株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村フィリピン株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村マネー マザーファンド

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インド・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・韓国・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・台湾・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

該当事項はありません。

（参考）野村インド株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村韓国株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村台湾株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村アセアン株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村豪州株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村インドネシア株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村タイ株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村フィリピン株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村マネー マザーファンド

該当事項はありません。

（3）運用実績

純資産の推移

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス）

平成28年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間	(2010年 9月13日)	14,217	14,509	1.1194	1.1424

第2計算期間	(2011年 9月12日)	6,552	6,552	0.9109	0.9109
第3計算期間	(2012年 9月12日)	4,925	4,925	0.8241	0.8241
第4計算期間	(2013年 9月12日)	3,495	3,495	0.9435	0.9435
第5計算期間	(2014年 9月12日)	6,198	6,282	1.4796	1.4996
第6計算期間	(2015年 9月14日)	12,375	12,664	1.7084	1.7484
	2015年 4月末日	12,818		1.8046	
	5月末日	13,955		1.8892	
	6月末日	14,172		1.9035	
	7月末日	14,400		1.9918	
	8月末日	13,141		1.7997	
	9月末日	12,670		1.7385	
	10月末日	12,563		1.7823	
	11月末日	11,841		1.7417	
	12月末日	11,196		1.7297	
	2016年 1月末日	10,041		1.5815	
	2月末日	8,261		1.3224	
	3月末日	9,209		1.4945	
	4月末日	9,154		1.5322	

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・韓国・フォーカス）

平成28年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間	(2010年 9月13日)	5,601	5,633	1.0496	1.0556
第2計算期間	(2011年 9月12日)	1,173	1,194	1.0726	1.0926
第3計算期間	(2012年 9月12日)	916	933	1.0971	1.1171
第4計算期間	(2013年 9月12日)	518	541	1.3440	1.4040
第5計算期間	(2014年 9月12日)	440	463	1.3776	1.4476
第6計算期間	(2015年 9月14日)	406	426	1.3398	1.4048
	2015年 4月末日	480		1.5678	
	5月末日	463		1.6084	
	6月末日	496		1.6000	
	7月末日	468		1.5393	
	8月末日	438		1.4433	
	9月末日	405		1.3105	
	10月末日	434		1.4076	
	11月末日	436		1.4131	
	12月末日	389		1.3495	
	2016年 1月末日	380		1.3211	
	2月末日	329		1.1441	
	3月末日	360		1.2593	

4月末日	346		1.2304	
------	-----	--	--------	--

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・台湾・フォーカス)

平成28年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間	(2010年 9月13日)	1,361	1,361	1.0102	1.0102
第2計算期間	(2011年 9月12日)	236	237	1.0115	1.0145
第3計算期間	(2012年 9月12日)	177	177	0.9953	0.9953
第4計算期間	(2013年 9月12日)	155	157	1.4059	1.4289
第5計算期間	(2014年 9月12日)	190	194	1.6158	1.6458
第6計算期間	(2015年 9月14日)	142	144	1.6027	1.6327
	2015年 4月末日	136		1.9336	
	5月末日	144		1.9757	
	6月末日	169		1.8331	
	7月末日	156		1.7226	
	8月末日	140		1.5822	
	9月末日	139		1.5415	
	10月末日	152		1.6750	
	11月末日	149		1.6583	
	12月末日	139		1.5909	
	2016年 1月末日	128		1.5063	
	2月末日	124		1.4868	
	3月末日	128		1.5333	
	4月末日	120		1.4654	

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・アセアン・フォーカス)

平成28年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間	(2010年 9月13日)	3,059	3,131	1.1432	1.1702
第2計算期間	(2011年 9月12日)	1,444	1,472	1.1188	1.1408
第3計算期間	(2012年 9月12日)	1,441	1,473	1.1328	1.1578
第4計算期間	(2013年 9月12日)	3,776	3,835	1.4026	1.4246
第5計算期間	(2014年 9月12日)	2,737	2,788	1.6119	1.6419
第6計算期間	(2015年 9月14日)	1,867	1,895	1.3370	1.3570
	2015年 4月末日	2,498		1.7105	
	5月末日	2,531		1.7167	
	6月末日	2,362		1.6378	

7月末日	2,225		1.5958
8月末日	1,941		1.3847
9月末日	1,803		1.2787
10月末日	1,968		1.4148
11月末日	1,910		1.4038
12月末日	1,878		1.3953
2016年 1月末日	1,711		1.3282
2月末日	1,628		1.3075
3月末日	1,731		1.3970
4月末日	1,630		1.3649

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

平成28年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間	(2010年 9月13日)	2,914	2,914	0.9783	0.9783
第2計算期間	(2011年 9月12日)	702	702	0.9333	0.9333
第3計算期間	(2012年 9月12日)	578	578	0.9630	0.9630
第4計算期間	(2013年 9月12日)	325	330	1.3402	1.3582
第5計算期間	(2014年 9月12日)	199	203	1.5388	1.5688
第6計算期間	(2015年 9月14日)	285	288	1.2719	1.2869
	2015年 4月末日	167		1.5952	
	5月末日	356		1.5524	
	6月末日	332		1.4476	
	7月末日	330		1.4509	
	8月末日	301		1.3359	
	9月末日	273		1.2081	
	10月末日	300		1.3193	
	11月末日	291		1.2939	
	12月末日	285		1.3046	
	2016年 1月末日	264		1.2043	
	2月末日	242		1.1044	
	3月末日	268		1.2254	
	4月末日	198		1.2684	

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

平成28年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）

第1計算期間	(2011年 9月12日)	3,144	3,171	1.0450	1.0540
第2計算期間	(2012年 9月12日)	6,865	6,865	0.9951	0.9951
第3計算期間	(2013年 9月12日)	3,156	3,181	1.1262	1.1352
第4計算期間	(2014年 9月12日)	3,079	3,124	1.3735	1.3935
第5計算期間	(2015年 9月14日)	2,306	2,317	1.0629	1.0679
	2015年 4月末日	2,702		1.3688	
	5月末日	3,491		1.4435	
	6月末日	3,131		1.3048	
	7月末日	2,809		1.2649	
	8月末日	2,452		1.1259	
	9月末日	2,149		0.9803	
	10月末日	2,223		1.1538	
	11月末日	2,233		1.1841	
	12月末日	2,154		1.1842	
	2016年 1月末日	2,152		1.1842	
	2月末日	2,151		1.1963	
	3月末日	2,154		1.2179	
	4月末日	2,413		1.2054	

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

平成28年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間	(2011年 9月12日)	367	367	0.9192	0.9192
第2計算期間	(2012年 9月12日)	592	597	1.0466	1.0556
第3計算期間	(2013年 9月12日)	2,913	2,956	1.4225	1.4435
第4計算期間	(2014年 9月12日)	1,731	1,764	1.5970	1.6270
第5計算期間	(2015年 9月14日)	1,215	1,232	1.3822	1.4022
	2015年 4月末日	1,581		1.6768	
	5月末日	1,649		1.6738	
	6月末日	1,613		1.6712	
	7月末日	1,449		1.5185	
	8月末日	1,242		1.4052	
	9月末日	1,168		1.3196	
	10月末日	1,127		1.3958	
	11月末日	1,082		1.3719	
	12月末日	977		1.2659	
	2016年 1月末日	978		1.2895	
	2月末日	952		1.2940	
	3月末日	978		1.3619	
	4月末日	949		1.3259	

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

平成28年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間	(2011年 9月12日)	366	366	0.9381	0.9381
第2計算期間	(2012年 9月12日)	405	414	1.1400	1.1660
第3計算期間	(2013年 9月12日)	3,795	3,873	1.6441	1.6781
第4計算期間	(2014年 9月12日)	2,955	3,033	2.0752	2.1302
第5計算期間	(2015年 9月14日)	2,244	2,311	2.1756	2.2406
	2015年 4月末日	2,973		2.6374	
	5月末日	3,050		2.6122	
	6月末日	2,929		2.5691	
	7月末日	2,736		2.5467	
	8月末日	2,405		2.3273	
	9月末日	1,941		2.1611	
	10月末日	2,006		2.2552	
	11月末日	1,935		2.2111	
	12月末日	1,759		2.1551	
	2016年 1月末日	1,501		1.9411	
	2月末日	1,449		1.8976	
	3月末日	1,599		2.1407	
	4月末日	1,527		2.0320	

ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

平成28年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間	(2010年 9月13日)	95	95	1.0003	1.0013
第2計算期間	(2011年 9月12日)	46	46	1.0002	1.0012
第3計算期間	(2012年 9月12日)	57	57	1.0002	1.0012
第4計算期間	(2013年 9月12日)	203	203	1.0009	1.0009
第5計算期間	(2014年 9月12日)	664	664	1.0006	1.0016
第6計算期間	(2015年 9月14日)	1,832	1,832	1.0011	1.0011
	2015年 4月末日	1,621		1.0009	
	5月末日	1,619		1.0009	
	6月末日	1,620		1.0009	
	7月末日	2,144		1.0010	
	8月末日	1,829		1.0011	

9月末日	1,832		1.0011
10月末日	2,145		1.0011
11月末日	2,044		1.0012
12月末日	2,051		1.0012
2016年 1月末日	2,044		1.0013
2月末日	2,044		1.0014
3月末日	2,061		1.0014
4月末日	1,951		1.0014

分配の推移

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2009年 9月16日～2010年 9月13日	0.0230円
第2計算期間	2010年 9月14日～2011年 9月12日	0.0000円
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	0.0000円
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	0.0000円
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.0200円
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0400円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・韓国・フォーカス）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2009年 9月16日～2010年 9月13日	0.0060円
第2計算期間	2010年 9月14日～2011年 9月12日	0.0200円
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	0.0200円
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	0.0600円
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.0700円
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0650円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・台湾・フォーカス）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2009年 9月16日～2010年 9月13日	0.0000円
第2計算期間	2010年 9月14日～2011年 9月12日	0.0030円
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	0.0000円
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	0.0230円
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.0300円
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0300円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2009年12月 7日～2010年 9月13日	0.0270円
第2計算期間	2010年 9月14日～2011年 9月12日	0.0220円
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	0.0250円
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	0.0220円
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.0300円
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0200円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2009年12月 7日～2010年 9月13日	0.0000円
第2計算期間	2010年 9月14日～2011年 9月12日	0.0000円
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	0.0000円
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	0.0180円
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.0300円
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0150円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2010年12月 6日～2011年 9月12日	0.0090円
第2計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	0.0000円
第3計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	0.0090円
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.0200円
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0050円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2010年12月 6日～2011年 9月12日	0.0000円
第2計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	0.0090円
第3計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	0.0210円
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.0300円
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0200円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2010年12月 6日～2011年 9月12日	0.0000円
第2計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	0.0260円
第3計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	0.0340円
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.0550円
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0650円

ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2009年 9月16日～2010年 9月13日	0.0010円
第2計算期間	2010年 9月14日～2011年 9月12日	0.0010円
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	0.0010円
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	0.0000円
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.0010円
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0000円

収益率の推移

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インド・フォーカス）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2009年 9月16日～2010年 9月13日	14.2%
第2計算期間	2010年 9月14日～2011年 9月12日	18.6%
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	9.5%
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	14.5%
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	58.9%
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	18.2%
第7期（中間期）	2015年 9月15日～2016年 3月14日	13.5%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・韓国・フォーカス）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2009年 9月16日～2010年 9月13日	5.6%

第2計算期間	2010年 9月14日～2011年 9月12日	4.1%
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	4.1%
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	28.0%
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	7.7%
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	2.0%
第7期（中間期）	2015年 9月15日～2016年 3月14日	9.1%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・台湾・フォーカス）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2009年 9月16日～2010年 9月13日	1.0%
第2計算期間	2010年 9月14日～2011年 9月12日	0.4%
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	1.6%
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	43.6%
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	17.1%
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	1.0%
第7期（中間期）	2015年 9月15日～2016年 3月14日	3.1%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2009年12月 7日～2010年 9月13日	17.0%
第2計算期間	2010年 9月14日～2011年 9月12日	0.2%
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	3.5%
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	25.8%
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	17.1%
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	15.8%
第7期（中間期）	2015年 9月15日～2016年 3月14日	4.0%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2009年12月 7日～2010年 9月13日	2.2%

第2計算期間	2010年 9月14日～2011年 9月12日	4.6%
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	3.2%
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	41.0%
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	17.1%
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	16.4%
第7期（中間期）	2015年 9月15日～2016年 3月14日	0.0%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2010年12月 6日～2011年 9月12日	5.4%
第2計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	4.8%
第3計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	14.1%
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	23.7%
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	22.2%
第6期（中間期）	2015年 9月15日～2016年 3月14日	19.1%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2010年12月 6日～2011年 9月12日	8.1%
第2計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	14.8%
第3計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	37.9%
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	14.4%
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	12.2%
第6期（中間期）	2015年 9月15日～2016年 3月14日	0.4%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2010年12月 6日～2011年 9月12日	6.2%
第2計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	24.3%
第3計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	47.2%

第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	29.6%
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	8.0%
第6期（中間期）	2015年 9月15日～2016年 3月14日	4.7%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2009年 9月16日～2010年 9月13日	0.1%
第2計算期間	2010年 9月14日～2011年 9月12日	0.1%
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	0.1%
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	0.1%
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.1%
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0%
第7期（中間期）	2015年 9月15日～2016年 3月14日	0.0%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）設定及び解約の実績

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インド・フォーカス）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2009年 9月16日～2010年 9月13日	41,913,657,989	29,212,484,421	12,701,173,568
第2計算期間	2010年 9月14日～2011年 9月12日	2,871,286,316	8,379,491,664	7,192,968,220
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	1,534,413,806	2,750,683,297	5,976,698,729
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	1,098,756,616	3,371,095,543	3,704,359,802
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	2,252,014,020	1,766,697,543	4,189,676,279
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	5,811,057,108	2,757,084,246	7,243,649,141
第7期（中間期）	2015年 9月15日～2016年 3月14日	528,986,309	1,413,296,486	6,359,338,964

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・韓国・フォーカス）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2009年 9月16日～2010年 9月13日	21,832,759,141	16,495,405,252	5,337,353,889
第2計算期間	2010年 9月14日～2011年 9月12日	767,635,482	5,011,258,317	1,093,731,054
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	598,235,506	856,180,893	835,785,667
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	27,007,319	476,855,369	385,937,617

第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	36,344,638	102,179,959	320,102,296
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	108,450,737	124,877,889	303,675,144
第7期(中間期)	2015年 9月15日～2016年 3月14日	10,043,528	27,152,697	286,565,975

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・台湾・フォーカス)

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2009年 9月16日～2010年 9月13日	5,224,860,016	3,876,679,988	1,348,180,028
第2計算期間	2010年 9月14日～2011年 9月12日	64,789,991	1,178,842,398	234,127,621
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	105,199,357	161,468,069	177,858,909
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	30,805,072	98,128,467	110,535,514
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	64,620,223	57,220,398	117,935,339
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	561,540,173	590,813,370	88,662,142
第7期(中間期)	2015年 9月15日～2016年 3月14日	15,043,713	19,653,931	84,051,924

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・アセアン・フォーカス)

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2009年12月 7日～2010年 9月13日	7,613,406,561	4,937,035,741	2,676,370,820
第2計算期間	2010年 9月14日～2011年 9月12日	1,936,029,184	3,321,252,523	1,291,147,481
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	596,090,217	614,573,739	1,272,663,959
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	3,547,598,370	2,127,898,558	2,692,363,771
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	316,019,976	1,309,729,772	1,698,653,975
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	370,257,682	672,324,884	1,396,586,773
第7期(中間期)	2015年 9月15日～2016年 3月14日	42,204,773	191,433,772	1,247,357,774

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・豪州・フォーカス)

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2009年12月 7日～2010年 9月13日	6,082,956,031	3,103,836,109	2,979,119,922
第2計算期間	2010年 9月14日～2011年 9月12日	362,195,472	2,588,796,098	752,519,296
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	194,883,806	346,343,726	601,059,376
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	73,881,929	431,821,545	243,119,760
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	166,750,209	280,285,846	129,584,123
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	134,698,880	40,075,651	224,207,352
第7期(中間期)	2015年 9月15日～2016年 3月14日	7,277,301	12,487,655	218,996,998

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2010年12月 6日～2011年 9月12日	5,088,482,814	2,079,584,688	3,008,898,126
第2計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	8,730,581,912	4,840,282,115	6,899,197,923
第3計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	2,512,441,242	6,608,697,638	2,802,941,527
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	1,117,450,429	1,678,049,247	2,242,342,709
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	1,273,773,890	1,346,083,061	2,170,033,538
第6期（中間期）	2015年 9月15日～2016年 3月14日	86,462,552	461,138,882	1,795,357,208

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2010年12月 6日～2011年 9月12日	883,709,568	484,031,925	399,677,643
第2計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	541,007,079	374,808,564	565,876,158
第3計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	3,637,021,780	2,154,538,115	2,048,359,823
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	508,045,029	1,472,126,686	1,084,278,166
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	515,774,907	720,831,243	879,221,830
第6期（中間期）	2015年 9月15日～2016年 3月14日	17,357,985	164,998,989	731,580,826

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2010年12月 6日～2011年 9月12日	444,400,710	53,268,937	391,131,773
第2計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	308,957,677	344,574,527	355,514,923
第3計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	4,118,230,011	2,165,296,927	2,308,448,007
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	1,242,050,772	2,126,329,233	1,424,169,546
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	452,872,580	845,506,186	1,031,535,940
第6期（中間期）	2015年 9月15日～2016年 3月14日	91,709,461	360,188,307	763,057,094

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2009年 9月16日～2010年 9月13日	2,861,994,046	2,766,715,362	95,278,684
第2計算期間	2010年 9月14日～2011年 9月12日	339,758,658	388,776,454	46,260,888

第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	230,169,292	219,366,913	57,063,267
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	956,621,533	810,608,784	203,076,016
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	1,129,813,378	669,295,362	663,594,032
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	2,193,521,798	1,026,171,942	1,830,943,888
第7期(中間期)	2015年 9月15日～2016年 3月14日	336,628,691	325,497,891	1,842,074,688

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

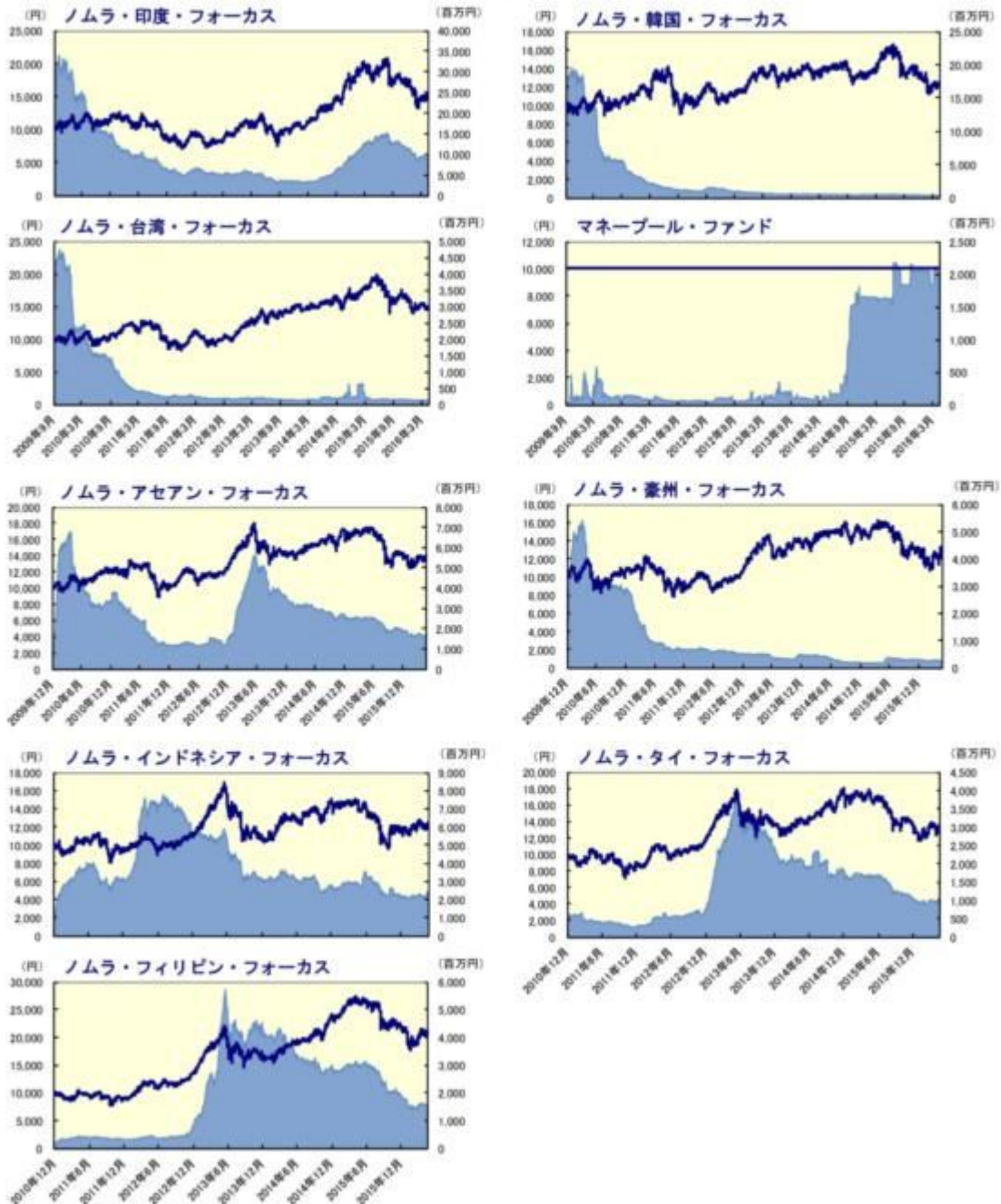
参考情報

< 更新後 >

運用実績 (2016年4月28日現在)

基準価額・純資産の推移

(日次: 設定来)

— 基準価額(分配後、1万円あたり)(左軸)
— 純資産総額(右軸)

分配の推移

(1万口あたり、課税前)

	ノムラ・印度・フォーカス	ノムラ・韓国・フォーカス	ノムラ・台湾・フォーカス	ノムラ・アセアン・フォーカス	ノムラ・豪州・フォーカス	ノムラ・インドネシア・フォーカス	ノムラ・タイ・フォーカス	ノムラ・フィリピン・フォーカス	マネーボール・ファンド
2015年9月	400 円	650 円	300 円	200 円	150 円	50 円	200 円	650 円	0 円
2014年9月	200 円	700 円	300 円	300 円	300 円	200 円	300 円	550 円	10 円
2013年9月	0 円	600 円	230 円	220 円	180 円	90 円	210 円	340 円	0 円
2012年9月	0 円	200 円	0 円	250 円	0 円	0 円	90 円	260 円	10 円
2011年9月	0 円	200 円	30 円	220 円	0 円	90 円	0 円	0 円	10 円
設定累計	830 円	2,410 円	860 円	1,460 円	630 円	430 円	800 円	1,800 円	40 円

主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率(上位)

ノムラ・印度・フォーカス

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	HDFC BANK LIMITED	銀行	12.7
2	YES BANK LTD	銀行	7.4
3	INFOSYS LTD	情報技術サービス	6.3
4	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	貯蓄・抵当・不動産金融	6.1
5	BRITANNIA INDUSTRIES LTD	食品	4.7
6	NATCO PHARMA LTD	医薬品	4.4
7	EVEREADY INDUSTRIES INDIA LTD	家庭用品	3.9
8	TATA CONSULTANCY SVS LTD	情報技術サービス	3.8
9	HINDUSTAN PETROLEUM CORP	石油・ガス・消耗燃料	3.7
10	SADBHAV ENGINEERING LTD	建設・土木	3.7

ノムラ・韓国・フォーカス

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	SAMSUNG ELECTRONICS	コンピュータ・周辺機器	15.1
2	KOREA ELECTRIC POWER	電力	5.9
3	AMOREPACIFIC CORP	パーソナル用品	5.3
4	YUHAN CORPORATION	医薬品	3.8
5	SK INNOVATION CO LTD	石油・ガス・消耗燃料	3.2
6	SEOUL AUCTION CO LTD	各種消費者サービス	2.6
7	KOREA ZINC CO LTD	金属・鉱業	2.6
8	BGF RETAIL CO LTD	食品・生活必需品小売り	2.6
9	HUONS CO LTD	医薬品	2.5
10	KIA MOTORS CORP	自動車	2.4

ノムラ・台湾・フォーカス

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・半導体製造装置	7.9
2	FORMOSA PLASTIC	化学	3.6
3	VOLTRONIC POWER TECHNOLOGY	電気設備	3.3
4	TUNG THIH ELECTRONIC CO LTD	自動車部品	3.2
5	KING SLIDE WORKS CO LTD	機械	3.2
6	POYA CO LTD	複合小売り	3.1
7	CHUNG-HWA TELECOM CO LTD	各種電気通信サービス	3.1
8	TONG HSING ELECTRONIC INDUST	電子装置・機器・部品	3.1
9	CHINA STEEL CHEMICAL CORP	化学	3.1
10	SILERGY CORP	半導体・半導体製造装置	2.9

ノムラ・アセアン・フォーカス

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	DBS GROUP HLDGS	銀行	6.4
2	COMFORTDELGRO CORP LTD	陸運・鉄道	5.5
3	AIRPORTS OF THAILAND PCL(F)	運送インフラ	4.3
4	CITY DEVELOPMENTS LTD	不動産管理・開発	3.9
5	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS LIMITED	各種電気通信サービス	3.7
6	BANGKOK DUSIT MEDICAL SERVICE-F	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	3.7
7	PEMBANGUNAN PERUMAHAN PERSER	建設・土木	3.2
8	SHENG SIONG GROUP LTD	食品・生活必需品小売り	3.0
9	CAPITALAND LIMITED	不動産管理・開発	2.8
10	AYALA LAND LTD	不動産管理・開発	2.8

実質的な国/地域別投資比率(上位)

順位	国/地域 (通貨別)	投資比率 (%)
1	シンガポール	34.0
2	インドネシア	18.8
3	タイ	17.3
4	マレーシア	12.2
5	フィリピン	11.4

ノムラ・豪州・フォーカス

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	NATIONAL AUSTRALIA BANK	銀行	16.8
2	RIO TINTO LTD	金属・鉱業	10.9
3	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	銀行	8.9
4	VICINITY CENTRES	—	7.3
5	STOCKLAND TRUST GROUP	—	7.0
6	MEDIBANK PRIVATE LTD	保険	5.6
7	BHP BILLITON LIMITED	金属・鉱業	5.4
8	CSL LIMITED	バイオテクノロジー	5.3
9	WOOLWORTHS LIMITED	食品・生活必需品小売り	4.0
10	SYDNEY AIRPORT	運送インフラ	3.7

ノムラ・インドネシア・フォーカス

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	TELEKOMUNIKASI	各種電気通信サービス	11.5
2	BANK CENTRAL ASIA	銀行	10.0
3	UNILEVER INDONESIA TBK PT	家庭用品	7.4
4	HM SAMPOERNA TBK PT	タバコ	6.1
5	BANK RAKYAT INDONESIA	銀行	5.5
6	GUIDANG GARAM TBK	タバコ	4.6
7	PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	自動車	4.2
8	INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR T	食品	3.8
9	MAYORA INDAH PT	食品	3.6
10	MITRA KELUARGA KARYASEHAT TB	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	2.7

ノムラ・タイ・フォーカス

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	PTT PCL(F)	石油・ガス・消耗燃料	11.7
2	AIRPORTS OF THAILAND PCL(F)	運送インフラ	9.9
3	KASIKORN BANK PCL(F)	銀行	9.6
4	SIAM COMMERCIAL BANK (F)	銀行	8.8
5	SIAM CEMENT PUBLIC (F)	建設資材	8.8
6	CP ALL PCL-FOREIGN	食品・生活必需品小売り	8.5
7	PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-FOREIGN	化学	6.1
8	BANGKOK DUSIT MEDICAL SERVICE-F	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	5.6
9	ADVANCED INFO SERVICE (F)	無線通信サービス	5.1
10	CENTRAL PATTANA(F)	不動産管理・開発	3.9

ノムラ・フィリピン・フォーカス

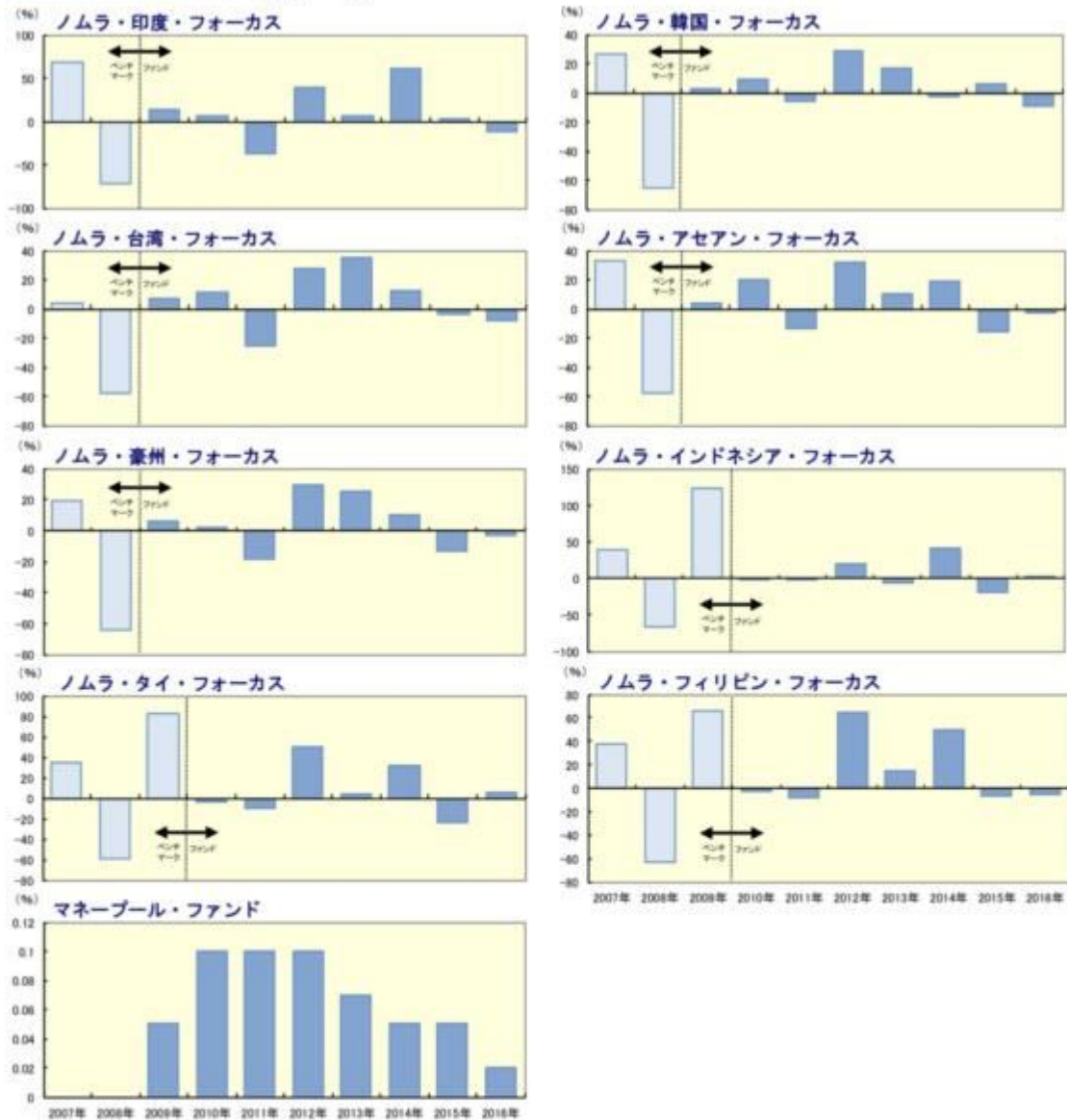
順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	AYALA LAND LTD	不動産管理・開発	11.7
2	JG SUMMIT HOLDINGS INC	コングロマリット	8.6
3	UNIVERSAL ROBINA CORP	食品	8.2
4	SM INVESTMENTS CORP	コングロマリット	7.9
5	BDO UNIBANK INC	銀行	7.6
6	AYALA CORPORATION	各種金融サービス	7.6
7	SM PRIME HLDGS	不動産管理・開発	6.6
8	GLOBE TELECOM INC	無線通信サービス	4.7
9	ABOITIZ POWER CORP	独立系発電事業者・エネルギー販売業者	4.7
10	DMCI HOLDINGS INC	コングロマリット	3.9

マネーボール・ファンド

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	みずほコーポレート銀行 第26回特定社債間限定同順位特約付	社債券	2.7
2	鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第46回	特殊債券	1.9
3	三菱UFJリース 第15回社債間限定同順位特約付	社債券	1.8
4	みずほコーポレート銀行 第27回特定社債間限定同順位特約付	社債券	1.8
5	しんきん中金債券 利付第259回	特殊債券	1.8
6	農林債券 利付第733回い号	特殊債券	1.7
7	農林債券 利付第739回い号	特殊債券	1.4
8	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第12回	特殊債券	1.3
9	商工債券 利付第736回い号	特殊債券	1.3
10	しんきん中金債券 利付第261回	特殊債券	1.3

年間収益率の推移

(暦年ベース)



・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。

・2016年は年初から運用実績作成基準日までのファンドの収益率。

<各ファンド(ノムラ・インドネシア・フォーカス、ノムラ・タイ・フォーカス、ノムラ・フィリピン・フォーカスを除く)、マネーブル・ファンド>

・2007年から2008年はベンチマークの年間収益率。(出所:MSCI他)なお、「マネーブル・ファンド」にベンチマークはありません。

・2009年は設定日から年末までのファンドの収益率。

<ノムラ・インドネシア・フォーカス、ノムラ・タイ・フォーカス、ノムラ・フィリピン・フォーカス>

・2007年から2009年はベンチマークの年間収益率。(出所:MSCI他)

・2010年は設定日から年末までのファンドの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ベンチマークの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

第2【管理及び運営】

1 申込（販売）手続等

< 訂正前 >

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれません。

取得申込みの受付については、午後3時までに取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

ただし、各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）は、販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として取得およびスイッチングの申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

ファンドの申込（販売）手続きについてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、「一般コース」の場合は1万口以上1万口単位（当初元本1口＝1円）または1万円以上1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1万円以上1円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。（原則として、お買付け後のコース変更はできません。）なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合や、取得申込単位が前記と異なる場合等があります。販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。（なお、「マネープール・ファンド」は、スイッチング以外による取得申込みはできません。）

積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

スイッチングによる申込みは、「一般コース」を選択した投資者は1万口以上1万口単位または1万円以上1円単位、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者は1万円以上1円単位からできます。また、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が、スイッチングに際し、当該投資者が保有する各ファンドの受益権の全てをご換金した場合の手取金の全額をもって「ノムラ・アジア・シリーズ」を構成する他のファンドの取得申込みを行なう場合は、1口単位とします。

（販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。）詳しくは販売会社までお問い合わせください。

各ファンド（「ノムラ・豪州・フォーカス」、「マネープール・ファンド」を除く）については、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込み（スイッチングの申込みを含みます。）の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込み（スイッチングの申込みを含みます。）の受付を取り消す場合があります。

「ノムラ・豪州・フォーカス」については、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込み(スイッチングの申込みを含みます。)の受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込み(スイッチングの申込みを含みます。)の受付けを取り消す場合があります。

「マネープール・ファンド」については、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込み(スイッチングの申込みを含みます。)の受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込み(スイッチングの申込みを含みます。)の受付けを取り消す場合があります。

< 申込手数料 >

()取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.24%(税抜3.0%)以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。なお、「マネープール・ファンド」へのスイッチングの場合は無手数料とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

()収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

< 訂正後 >

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれません。

取得申込みの受付けについては、午後3時までに取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

ただし、各ファンド(「マネープール・ファンド」を除く)は、販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として取得およびスイッチングの申込みができません。(申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。)

ファンドの申込(販売)手続きについてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、1万口以上1口単位(当初元本1口=1円)または1万円以上1円単位(購入コースには、分配金を受取る一般コースと、分配金が再投資される自動けいぞく投資コースがあります。)とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。(原則とし

て、お買付け後のコース変更はできません。)なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合や、取得申込単位が前記と異なる場合があります。販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。(なお、「マネープール・ファンド」は、スイッチング以外による取得申込みはできません。)

積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

スイッチングによる申込みは、1万口以上1口単位または1万円以上1円単位からできます。また、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が、スイッチングに際し、当該投資者が保有する各ファンドの受益権の全てをご換金した場合の手取金の全額をもって「ノムラ・アジア・シリーズ」を構成する他のファンドの取得申込みを行なう場合は、1口単位とします。

(販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。)詳しくは販売会社までお問い合わせください。

各ファンド(「ノムラ・豪州・フォーカス」、「マネープール・ファンド」を除く)については、金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(実質的な投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込み(スイッチングの申込みを含みます。)の受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込み(スイッチングの申込みを含みます。)の受付けを取り消す場合があります。

「ノムラ・豪州・フォーカス」については、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込み(スイッチングの申込みを含みます。)の受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込み(スイッチングの申込みを含みます。)の受付けを取り消す場合があります。

「マネープール・ファンド」については、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込み(スイッチングの申込みを含みます。)の受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込み(スイッチングの申込みを含みます。)の受付けを取り消す場合があります。

< 申込手数料 >

- ()取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.24%(税抜3.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。なお、「マネープール・ファンド」へのスイッチングの場合は無手数料とします。
詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

- ()収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振

替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2 換金（解約）手続等

<訂正前>

受益者は、委託者に1万口単位、1口単位または1円単位(自動けいぞく投資契約等にかかる受益権については1円単位または1口単位)で一部解約の実行を請求することができます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受け付けについては、午後3時までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

ただし、各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）は、販売会社の営業日であっても、申込不可日には、原則として換金の申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

換金価額は、各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）については、換金のお申込み日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額、「マネープール・ファンド」については、換金のお申込み日の翌営業日の基準価額となります。

信託財産留保額は、基準価額に、「ノムラ・インド・フォーカス」「ノムラ・韓国・フォーカス」「ノムラ・台湾・フォーカス」「ノムラ・インドネシア・フォーカス」「ノムラ・タイ・フォーカス」「ノムラ・フィリピン・フォーカス」は0.5%、「ノムラ・アセアン・フォーカス」「ノムラ・豪州・フォーカス」は0.3%の率を乗じて得た額を1口当たり換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、「ノムラ・インド・フォーカス」については、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件3億円を超える一部解約は行なえません。「ノムラ・韓国・フォーカス」、「ノムラ・台湾・フォーカス」、「ノムラ・アセアン・フォーカス」、「ノムラ・豪州・フォーカス」については、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える一部解約は行なえません。「ノムラ・インドネシア・フォーカス」、「ノムラ・タイ・フォーカス」、「ノムラ・フィリピン・フォーカス」については、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件1億円を超える一部解約は行なえません。また、各ファンドにおいて、別途、換金制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して7営業日目から販売会社において支払います。ただし、「ノムラ・インド・フォーカス」、「ノムラ・アセアン・フォーカス」、「ノムラ・インドネシア・フォーカス」、「ノムラ・タイ・フォーカス」、「ノムラ・フィリピン・フォーカス」については、金融商品

取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

各ファンド（「ノムラ・豪州・フォーカス」、「マネープール・ファンド」を除く）については、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

「ノムラ・豪州・フォーカス」については、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

「マネープール・ファンド」については、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとし、

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

< 訂正後 >

受益者は、委託者に1口単位または1円単位で一部解約の実行を請求することができます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受け付けについては、午後3時まで、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

ただし、各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）は、販売会社の営業日であっても、申込不可日には、原則として換金の申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

換金価額は、各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）については、換金のお申込み日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額、「マネープール・ファンド」については、換金のお申込み日の翌営業日の基準価額となります。

信託財産留保額は、基準価額に、「ノムラ・インド・フォーカス」「ノムラ・韓国・フォーカス」「ノムラ・台湾・フォーカス」「ノムラ・インドネシア・フォーカス」「ノムラ・タイ・フォーカス」「ノムラ・フィリピン・フォーカス」は0.5%、「ノムラ・アセアン・フォーカス」「ノムラ・豪州・フォーカス」は0.3%の率を乗じて得た額を1口当たり換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、「ノムラ・インド・フォーカス」については、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件3億円を超える一部解約は行なえません。「ノムラ・韓国・フォーカス」、「ノムラ・台湾・フォーカス」、「ノムラ・アセアン・フォーカス」、「ノムラ・豪州・フォーカス」については、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える一部解約は行なえません。「ノムラ・インドネシア・フォーカス」、「ノムラ・タイ・フォーカス」、「ノムラ・フィリピン・フォーカス」については、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件1億円を超える一部解約は行なえません。また、各ファンドにおいて、別途、換金制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して7営業日目から販売会社において支払います。ただし、「ノムラ・インド・フォーカス」、「ノムラ・アセアン・フォーカス」、「ノムラ・インドネシア・フォーカス」、「ノムラ・タイ・フォーカス」、「ノムラ・フィリピン・フォーカス」については、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

各ファンド（「ノムラ・豪州・フォーカス」、「マネープール・ファンド」を除く）については、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

「ノムラ・豪州・フォーカス」については、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

「マネープール・ファンド」については、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとします。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの

信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3 資産管理等の概要

(5) その他

<更新後>

(a) ファンドの繰上償還条項

- () 「ノムラ・アジア・シリーズ(マネープール・ファンド)」につき、委託者は、信託終了前に、「ノムラ・アジア・シリーズ」を構成する全てのファンド(「マネープール・ファンド」を除く)が存続しないこととなる場合は、「ノムラ・アジア・シリーズ(マネープール・ファンド)」の信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- () 各ファンド(「マネープール・ファンド」を除く)につき、委託者は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、各ファンドにつき、「ノムラ・アジア・シリーズ」を構成するファンドの受益権の口数を合計した口数が50億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、各ファンドの信託契約を解約し、各ファンドの信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

- () 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項()」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- () 上記()の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- () 上記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- () 上記()から()までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記()から()までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。
- () 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ()委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更等()」の書面決議が否決となる場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。

(c)運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に対して交付します。

(d)信託約款の変更等

- ()委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。

- ()委託者は、上記()の事項(上記()の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ()上記()の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ()上記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないません。

- ()書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ()上記()から()までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ()上記()から()の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(e)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f)受託者の辞任および解任に伴う取扱い

- ()受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を

解任した場合、委託者は、上記「(d)信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

()委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(g)反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(h)他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

- 1.他の受益者の氏名または名称および住所
- 2.他の受益者が有する受益権の内容

(i)関係法人との契約の更新に関する手続

()委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3カ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

()委託者と投資顧問会社との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3カ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

4 受益者の権利等

<訂正前>

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

収益分配金の支払い開始日

<自動けいぞく投資契約を結んでいない場合>

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

<自動けいぞく投資契約を結んでいる場合>

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金請求権の失効

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

償還金の支払い開始日

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

償還金請求権の失効

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金(解約)請求権

換金(解約)の単位

受益者は、受益権を1万口単位、1口単位または1円単位(自動けいぞく投資コースを結んでいる場合は1円単位または1口単位)で換金できます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金(解約)代金の支払い開始日

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、7営業日目から受益者にお支払いします。ただし、「ノムラ・インドネシア・フォーカス」、「ノムラ・タイ・フォーカス」、「ノムラ・フィリピン・フォーカス」については、金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(実質的な投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

<訂正後>

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

収益分配金の支払い開始日

<自動けいぞく投資契約を結んでいない場合>

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

<自動けいぞく投資契約を結んでいる場合>

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されず。

収益分配金請求権の失効

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

償還金の支払い開始日

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

償還金請求権の失効

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金(解約)請求権

換金(解約)の単位

受益者は、受益権を1口単位または1円単位で換金できます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金(解約)代金の支払い開始日

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、7営業日目から受益者にお支払いします。ただし、「ノムラ・インドネシア・フォーカス」、「ノムラ・タイ・フォーカス」、「ノムラ・フィリピン・フォーカス」については、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

第3【ファンドの経理状況】

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インド・フォーカス）
 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・韓国・フォーカス）
 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・台湾・フォーカス）
 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）
 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）
 ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)(以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期中間計算期間(平成27年9月15日から平成28年3月14日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）
 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）
 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)(以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期中間計算期間(平成27年9月15日から平成28年3月14日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インド・フォーカス）

(1) 中間貸借対照表

(単位：円)

	第6期 (平成27年 9月14日現在)	第7期中間計算期間末 (平成28年 3月14日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	-	96,240,273
コール・ローン	503,247,722	48,526,264
親投資信託受益証券	12,350,346,051	9,380,829,104
未収利息	942	1
流動資産合計	12,853,594,715	9,525,595,642
資産合計	12,853,594,715	9,525,595,642
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	289,745,965	-
未払解約金	57,961,054	21,063,310
未払受託者報酬	3,733,016	3,003,865
未払委託者報酬	126,922,398	102,131,554
その他未払費用	223,912	180,173
流動負債合計	478,586,345	126,378,902

	第6期 (平成27年 9月14日現在)	第7期中間計算期間末 (平成28年 3月14日現在)
負債合計	478,586,345	126,378,902
純資産の部		
元本等		
元本	7,243,649,141	6,359,338,964
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	5,131,359,229	3,039,877,776
(分配準備積立金)	860,449,066	706,771,645
元本等合計	12,375,008,370	9,399,216,740
純資産合計	12,375,008,370	9,399,216,740
負債純資産合計	12,853,594,715	9,525,595,642

(2) 中間損益及び剰余金計算書

(単位:円)

	第6期中間計算期間 自 平成26年 9月13日 至 平成27年 3月12日	第7期中間計算期間 自 平成27年 9月15日 至 平成28年 3月14日
営業収益		
受取利息	48,175	45,760
有価証券売買等損益	2,490,491,524	1,331,832,431
営業収益合計	2,490,539,699	1,331,786,671
営業費用		
受託者報酬	2,376,869	3,003,865
委託者報酬	80,813,268	102,131,554
その他費用	142,556	180,173
営業費用合計	83,332,693	105,315,592
営業利益又は営業損失()	2,407,207,006	1,437,102,263
経常利益又は経常損失()	2,407,207,006	1,437,102,263
中間純利益又は中間純損失()	2,407,207,006	1,437,102,263
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	318,251,271	20,396,361
期首剰余金又は期首欠損金()	2,009,207,110	5,131,359,229
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,654,708,535	318,384,176
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,654,708,535	318,384,176
剰余金減少額又は欠損金増加額	834,161,239	993,159,727
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	834,161,239	993,159,727
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	5,918,710,141	3,039,877,776

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、平成27年 9月15日から平成28年 3月14日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第6期 平成27年 9月14日現在	第7期中間計算期間末 平成28年 3月14日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 7,243,649,141口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 6,359,338,964口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.7084円 (10,000口当たり純資産額) (17,084円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4780円 (10,000口当たり純資産額) (14,780円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第6期中間計算期間 自 平成26年 9月13日 至 平成27年 3月12日	第7期中間計算期間 自 平成27年 9月15日 至 平成28年 3月14日
1. 運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村インド株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント シンガポール リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 16,755,253円	1. 運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村インド株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント シンガポール リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 21,123,227円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第6期 平成27年 9月14日現在	第7期中間計算期間末 平成28年 3月14日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。 2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評 価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。 2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。

（その他の注記）

1 元本の移動

	第6期 自 平成26年 9月13日 至 平成27年 9月14日	第7期中間計算期間 自 平成27年 9月15日 至 平成28年 3月14日
期首元本額	4,189,676,279円	期首元本額 7,243,649,141円
期中追加設定元本額	5,811,057,108円	期中追加設定元本額 528,986,309円
期中一部解約元本額	2,757,084,246円	期中一部解約元本額 1,413,296,486円

2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・韓国・フォーカス）

（1）中間貸借対照表

（単位：円）

	第6期 (平成27年 9月14日現在)	第7期中間計算期間末 (平成28年 3月14日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	-	2,174,405
コール・ローン	4,043,108	1,096,379
親投資信託受益証券	401,970,597	345,711,644
未収入金	25,000,000	3,500,000
未収利息	7	-
流動資産合計	431,013,712	352,482,428
資産合計	431,013,712	352,482,428
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	19,738,884	-
未払解約金	101,155	-
未払受託者報酬	129,954	105,912
未払委託者報酬	4,158,484	3,389,269
その他未払費用	7,736	6,298
流動負債合計	24,136,213	3,501,479
負債合計	24,136,213	3,501,479
純資産の部		
元本等		
元本	303,675,144	286,565,975
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	103,202,355	62,414,974
（分配準備積立金）	35,517,607	32,598,218
元本等合計	406,877,499	348,980,949
純資産合計	406,877,499	348,980,949
負債純資産合計	431,013,712	352,482,428

（2）中間損益及び剰余金計算書

	第6期中間計算期間 自 平成26年 9月13日 至 平成27年 3月12日	第7期中間計算期間 自 平成27年 9月15日 至 平成28年 3月14日
営業収益		
受取利息	1,637	1,215
有価証券売買等損益	4,166,411	31,658,953
営業収益合計	4,164,774	31,657,738
営業費用		
受託者報酬	121,511	105,912
委託者報酬	3,888,423	3,389,269
その他費用	7,230	6,298
営業費用合計	4,017,164	3,501,479
営業利益又は営業損失()	8,181,938	35,159,217
経常利益又は経常損失()	8,181,938	35,159,217
中間純利益又は中間純損失()	8,181,938	35,159,217
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	695,611	40,886
期首剰余金又は期首欠損金()	120,877,343	103,202,355
剰余金増加額又は欠損金減少額	22,096,428	3,401,485
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	22,096,428	3,401,485
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,394,877	9,070,535
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,394,877	9,070,535
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	128,092,567	62,414,974

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補 足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、平成27年 9月15日から平成28年 3月14日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第6期 平成27年 9月14日現在	第7期中間計算期間末 平成28年 3月14日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 303,675,144口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 286,565,975口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3398円 (10,000口当たり純資産額) (13,398円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2178円 (10,000口当たり純資産額) (12,178円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第6期中間計算期間 自 平成26年 9月13日 至 平成27年 3月12日	第7期中間計算期間 自 平成27年 9月15日 至 平成28年 3月14日
<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドの主要投資対象である野村韓国株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用</p> <p>なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 1,007,552円</p>	<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドの主要投資対象である野村韓国株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用</p> <p>なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 879,604円</p>

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第6期 平成27年 9月14日現在	第7期中間計算期間末 平成28年 3月14日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ</p> <p>ん。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありませ</p> <p>ん。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

（その他の注記）

1 元本の移動

第6期 自 平成26年 9月13日 至 平成27年 9月14日	第7期中間計算期間 自 平成27年 9月15日 至 平成28年 3月14日
期首元本額 320,102,296円	期首元本額 303,675,144円
期中追加設定元本額 108,450,737円	期中追加設定元本額 10,043,528円
期中一部解約元本額 124,877,889円	期中一部解約元本額 27,152,697円

2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・台湾・フォーカス）

（１）中間貸借対照表

	（単位：円）	
	第6期 （平成27年 9月14日現在）	第7期中間計算期間末 （平成28年 3月14日現在）
資産の部		
流動資産		
預金	-	990,421
コール・ローン	4,389,925	499,390
親投資信託受益証券	141,812,495	130,212,790
未収利息	8	-
流動資産合計	146,202,428	131,702,601
資産合計	146,202,428	131,702,601
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,659,864	-
未払解約金	-	4,342
未払受託者報酬	43,757	37,162
未払委託者報酬	1,399,957	1,189,057
その他未払費用	2,558	2,176
流動負債合計	4,106,136	1,232,737
負債合計	4,106,136	1,232,737
純資産の部		
元本等		
元本	88,662,142	84,051,924
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	53,434,150	46,417,940
（分配準備積立金）	189,920	208,199
元本等合計	142,096,292	130,469,864
純資産合計	142,096,292	130,469,864
負債純資産合計	146,202,428	131,702,601

（２）中間損益及び剰余金計算書

	（単位：円）	
	第6期中間計算期間 自 平成26年 9月13日 至 平成27年 3月12日	第7期中間計算期間 自 平成27年 9月15日 至 平成28年 3月14日
営業収益		
受取利息	845	280
有価証券売買等損益	53,151,086	3,396,750
営業収益合計	53,151,931	3,396,470
営業費用		
受託者報酬	85,964	37,162
委託者報酬	2,750,882	1,189,057
その他費用	5,104	2,176
営業費用合計	2,841,950	1,228,395
営業利益又は営業損失（ ）	50,309,981	4,624,865
経常利益又は経常損失（ ）	50,309,981	4,624,865
中間純利益又は中間純損失（ ）	50,309,981	4,624,865
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	30,129,448	2,065,695
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	72,620,920	53,434,150
剰余金増加額又は欠損金減少額	351,248,400	7,337,338
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	351,248,400	7,337,338

	第6期中間計算期間 自 平成26年 9月13日 至 平成27年 3月12日	第7期中間計算期間 自 平成27年 9月15日 至 平成28年 3月14日
剰余金減少額又は欠損金増加額	284,852,405	11,794,378
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	284,852,405	11,794,378
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	159,197,448	46,417,940

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、平成27年 9月15日から平成28年 3月14日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第6期 平成27年 9月14日現在	第7期中間計算期間末 平成28年 3月14日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 88,662,142口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 84,051,924口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.6027円 (10,000口当たり純資産額) (16,027円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.5523円 (10,000口当たり純資産額) (15,523円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第6期中間計算期間 自 平成26年 9月13日 至 平成27年 3月12日	第7期中間計算期間 自 平成27年 9月15日 至 平成28年 3月14日
1. 運用の外部委託費用	1. 運用の外部委託費用

<p>当ファンドの主要投資対象である野村台湾株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。</p> <p>また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 544,160円</p>	<p>当ファンドの主要投資対象である野村台湾株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。</p> <p>また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 234,630円</p>
---	---

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第6期 平成27年 9月14日現在	第7期中間計算期間末 平成28年 3月14日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(その他の注記)

1 元本の移動

第6期 自 平成26年 9月13日 至 平成27年 9月14日	第7期中間計算期間 自 平成27年 9月15日 至 平成28年 3月14日
期首元本額 117,935,339円	期首元本額 88,662,142円
期中追加設定元本額 561,540,173円	期中追加設定元本額 15,043,713円
期中一部解約元本額 590,813,370円	期中一部解約元本額 19,653,931円

2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

（１）中間貸借対照表

	（単位：円）	
	第6期 (平成27年 9月14日現在)	第7期中間計算期間末 (平成28年 3月14日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	-	13,040,392
コール・ローン	64,424,472	6,575,226
親投資信託受益証券	1,863,491,529	1,731,155,120
未収利息	120	-
流動資産合計	1,927,916,121	1,750,770,738
資産合計	1,927,916,121	1,750,770,738
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	27,931,735	-
未払解約金	11,429,818	-
未払受託者報酬	645,081	490,250
未払委託者報酬	20,642,599	15,687,986
その他未払費用	38,646	29,358
流動負債合計	60,687,879	16,207,594
負債合計	60,687,879	16,207,594
純資産の部		
元本等		
元本	1,396,586,773	1,247,357,774
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	470,641,469	487,205,370
（分配準備積立金）	146,071,955	127,047,692
元本等合計	1,867,228,242	1,734,563,144
純資産合計	1,867,228,242	1,734,563,144
負債純資産合計	1,927,916,121	1,750,770,738

（２）中間損益及び剰余金計算書

	（単位：円）	
	第6期中間計算期間 自 平成26年 9月13日 至 平成27年 3月12日	第7期中間計算期間 自 平成27年 9月15日 至 平成28年 3月14日
営業収益		
受取利息	11,263	5,139
有価証券売買等損益	126,184,626	85,928,983
営業収益合計	126,195,889	85,934,122
営業費用		
受託者報酬	686,219	490,250
委託者報酬	21,959,014	15,687,986
その他費用	41,121	29,358
営業費用合計	22,686,354	16,207,594
営業利益又は営業損失（ ）	103,509,535	69,726,528
経常利益又は経常損失（ ）	103,509,535	69,726,528
中間純利益又は中間純損失（ ）	103,509,535	69,726,528
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	11,343,941	3,867,183
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,039,323,259	470,641,469
剰余金増加額又は欠損金減少額	112,951,996	14,716,727
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	112,951,996	14,716,727
剰余金減少額又は欠損金増加額	231,463,667	64,012,171

	第6期中間計算期間 自 平成26年 9月13日 至 平成27年 3月12日	第7期中間計算期間 自 平成27年 9月15日 至 平成28年 3月14日
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	231,463,667	64,012,171
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	1,012,977,182	487,205,370

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、平成27年 9月15日から平成28年 3月14日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第6期 平成27年 9月14日現在	第7期中間計算期間末 平成28年 3月14日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,396,586,773口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 1,247,357,774口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3370円 (10,000口当たり純資産額) (13,370円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3906円 (10,000口当たり純資産額) (13,906円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第6期中間計算期間 自 平成26年 9月13日 至 平成27年 3月12日	第7期中間計算期間 自 平成27年 9月15日 至 平成28年 3月14日
1. 運用の外部委託費用	1. 運用の外部委託費用

<p>当ファンドの主要投資対象である野村アセアン株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。</p> <p>また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 4,310,406円</p>	<p>当ファンドの主要投資対象である野村アセアン株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。</p> <p>また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 3,089,300円</p>
---	---

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第6期 平成27年 9月14日現在	第7期中間計算期間末 平成28年 3月14日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(その他の注記)

1 元本の移動

第6期 自 平成26年 9月13日 至 平成27年 9月14日	第7期中間計算期間 自 平成27年 9月15日 至 平成28年 3月14日
期首元本額 1,698,653,975円	期首元本額 1,396,586,773円
期中追加設定元本額 370,257,682円	期中追加設定元本額 42,204,773円
期中一部解約元本額 672,324,884円	期中一部解約元本額 191,433,772円

2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

（１）中間貸借対照表

（単位：円）		
	第6期 (平成27年 9月14日現在)	第7期中間計算期間末 (平成28年 3月14日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	-	1,752,597
コール・ローン	8,022,941	883,694
親投資信託受益証券	284,595,542	278,215,408
未収入金	-	1,294,172
未収利息	15	-
流動資産合計	292,618,498	282,145,871
資産合計	292,618,498	282,145,871
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,363,110	-
未払解約金	1,734,076	1,287,293
未払受託者報酬	75,852	74,720
未払委託者報酬	2,275,537	2,241,570
その他未払費用	4,488	4,422
流動負債合計	7,453,063	3,608,005
負債合計	7,453,063	3,608,005
純資産の部		
元本等		
元本	224,207,352	218,996,998
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	60,958,083	59,540,868
（分配準備積立金）	32,847,628	31,101,306
元本等合計	285,165,435	278,537,866
純資産合計	285,165,435	278,537,866
負債純資産合計	292,618,498	282,145,871

（２）中間損益及び剰余金計算書

（単位：円）		
	第6期中間計算期間 自 平成26年 9月13日 至 平成27年 3月12日	第7期中間計算期間 自 平成27年 9月15日 至 平成28年 3月14日
営業収益		
受取利息	454	457
有価証券売買等損益	49,074	2,305,594
営業収益合計	49,528	2,306,051
営業費用		
受託者報酬	48,702	74,720
委託者報酬	1,460,884	2,241,570
その他費用	2,855	4,422
営業費用合計	1,512,441	2,320,712
営業利益又は営業損失（ ）	1,462,913	14,661
経常利益又は経常損失（ ）	1,462,913	14,661
中間純利益又は中間純損失（ ）	1,462,913	14,661
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	766,108	185,703
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	69,818,809	60,958,083
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,515,027	1,764,789
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,515,027	1,764,789

	第6期中間計算期間 自 平成26年 9月13日 至 平成27年 3月12日	第7期中間計算期間 自 平成27年 9月15日 至 平成28年 3月14日
剰余金減少額又は欠損金増加額	13,105,424	3,353,046
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	13,105,424	3,353,046
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	58,531,607	59,540,868

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、平成27年 9月15日から平成28年 3月14日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第6期 平成27年 9月14日現在	第7期中間計算期間末 平成28年 3月14日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 224,207,352口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 218,996,998口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2719円 (10,000口当たり純資産額) (12,719円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2719円 (10,000口当たり純資産額) (12,719円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第6期中間計算期間 自 平成26年 9月13日 至 平成27年 3月12日	第7期中間計算期間 自 平成27年 9月15日 至 平成28年 3月14日
1. 運用の外部委託費用	1. 運用の外部委託費用

<p>当ファンドの主要投資対象である野村豪州株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。</p> <p>また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 287,879円</p>	<p>当ファンドの主要投資対象である野村豪州株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。</p> <p>また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 443,082円</p>
---	---

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第6期 平成27年 9月14日現在	第7期中間計算期間末 平成28年 3月14日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

（その他の注記）

1 元本の移動

第6期 自 平成26年 9月13日 至 平成27年 9月14日	第7期中間計算期間 自 平成27年 9月15日 至 平成28年 3月14日		
期首元本額	129,584,123円	期首元本額	224,207,352円
期中追加設定元本額	134,698,880円	期中追加設定元本額	7,277,301円
期中一部解約元本額	40,075,651円	期中一部解約元本額	12,487,655円

2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

（１）中間貸借対照表

（単位：円）		
	第5期 (平成27年 9月14日現在)	第6期中間計算期間末 (平成28年 3月14日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	-	17,578,027
コール・ローン	45,168,976	8,863,191
親投資信託受益証券	2,301,928,496	2,268,098,629
未収利息	84	-
流動資産合計	2,347,097,556	2,294,539,847
資産合計	2,347,097,556	2,294,539,847
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	10,850,167	-
未払解約金	3,320,055	2,207,634
未払受託者報酬	799,577	598,167
未払委託者報酬	25,586,323	19,141,186
その他未払費用	47,906	35,832
流動負債合計	40,604,028	21,982,819
負債合計	40,604,028	21,982,819
純資産の部		
元本等		
元本	2,170,033,538	1,795,357,208
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	136,459,990	477,199,820
（分配準備積立金）	200,423,406	159,796,793
元本等合計	2,306,493,528	2,272,557,028
純資産合計	2,306,493,528	2,272,557,028
負債純資産合計	2,347,097,556	2,294,539,847

（２）中間損益及び剰余金計算書

（単位：円）		
	第5期中間計算期間 自 平成26年 9月13日 至 平成27年 3月12日	第6期中間計算期間 自 平成27年 9月15日 至 平成28年 3月14日
営業収益		
受取利息	13,889	5,400
有価証券売買等損益	160,051,527	435,844,246
営業収益合計	160,065,416	435,849,646
営業費用		
受託者報酬	723,490	598,167
委託者報酬	23,151,560	19,141,186
その他費用	43,346	35,832
営業費用合計	23,918,396	19,775,185
営業利益又は営業損失（ ）	136,147,020	416,074,461
経常利益又は経常損失（ ）	136,147,020	416,074,461
中間純利益又は中間純損失（ ）	136,147,020	416,074,461
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	9,597,389	56,780,064
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	837,562,544	136,459,990
剰余金増加額又は欠損金減少額	263,916,832	9,512,836
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	263,916,832	9,512,836
剰余金減少額又は欠損金増加額	309,276,069	28,067,403

	第5期中間計算期間 自 平成26年 9月13日 至 平成27年 3月12日	第6期中間計算期間 自 平成27年 9月15日 至 平成28年 3月14日
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	309,276,069	28,067,403
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	918,752,938	477,199,820

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、平成27年 9月15日から平成28年 3月14日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第5期 平成27年 9月14日現在	第6期中間計算期間末 平成28年 3月14日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 2,170,033,538口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 1,795,357,208口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0629円 (10,000口当たり純資産額) (10,629円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2658円 (10,000口当たり純資産額) (12,658円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第5期中間計算期間 自 平成26年 9月13日 至 平成27年 3月12日	第6期中間計算期間 自 平成27年 9月15日 至 平成28年 3月14日
1. 運用の外部委託費用	1. 運用の外部委託費用

<p>当ファンドの主要投資対象である野村インドネシア株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。</p> <p>また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 4,551,442円</p>	<p>当ファンドの主要投資対象である野村インドネシア株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。</p> <p>また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 3,773,032円</p>
---	---

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第5期 平成27年 9月14日現在	第6期中間計算期間末 平成28年 3月14日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

（その他の注記）

1 元本の移動

第5期 自 平成26年 9月13日 至 平成27年 9月14日		第6期中間計算期間 自 平成27年 9月15日 至 平成28年 3月14日	
期首元本額	2,242,342,709円	期首元本額	2,170,033,538円
期中追加設定元本額	1,273,773,890円	期中追加設定元本額	86,462,552円
期中一部解約元本額	1,346,083,061円	期中一部解約元本額	461,138,882円

2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

（１）中間貸借対照表

（単位：円）

	第5期 (平成27年 9月14日現在)	第6期中間計算期間末 (平成28年 3月14日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	-	8,047,530
コール・ローン	35,536,484	4,057,725
親投資信託受益証券	1,212,857,574	1,004,797,588
未収利息	66	-
流動資産合計	1,248,394,124	1,016,902,843
資産合計	1,248,394,124	1,016,902,843
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	17,584,436	-
未払解約金	1,382,384	827,700
未払受託者報酬	427,764	281,524
未払委託者報酬	13,688,258	9,008,628
その他未払費用	25,602	16,829
流動負債合計	33,108,444	10,134,681
負債合計	33,108,444	10,134,681
純資産の部		
元本等		
元本	879,221,830	731,580,826
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	336,063,850	275,187,336
（分配準備積立金）	68,315,006	56,583,969
元本等合計	1,215,285,680	1,006,768,162
純資産合計	1,215,285,680	1,006,768,162
負債純資産合計	1,248,394,124	1,016,902,843

（２）中間損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第5期中間計算期間 自 平成26年 9月13日 至 平成27年 3月12日	第6期中間計算期間 自 平成27年 9月15日 至 平成28年 3月14日
営業収益		
受取利息	13,476	3,379
有価証券売買等損益	132,972,099	1,947,833
営業収益合計	132,985,575	1,944,454
営業費用		
受託者報酬	455,277	281,524
委託者報酬	14,568,810	9,008,628
その他費用	27,257	16,829
営業費用合計	15,051,344	9,306,981
営業利益又は営業損失（ ）	117,934,231	11,251,435
経常利益又は経常損失（ ）	117,934,231	11,251,435
中間純利益又は中間純損失（ ）	117,934,231	11,251,435
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	25,610,681	6,451,950
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	647,264,558	336,063,850
剰余金増加額又は欠損金減少額	274,065,727	6,062,037
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	274,065,727	6,062,037
剰余金減少額又は欠損金増加額	313,037,693	62,139,066

	第5期中間計算期間 自 平成26年 9月13日 至 平成27年 3月12日	第6期中間計算期間 自 平成27年 9月15日 至 平成28年 3月14日
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	313,037,693	62,139,066
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	700,616,142	275,187,336

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、平成27年 9月15日から平成28年 3月14日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第5期 平成27年 9月14日現在	第6期中間計算期間末 平成28年 3月14日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 879,221,830口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 731,580,826口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3822円 (10,000口当たり純資産額) (13,822円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3762円 (10,000口当たり純資産額) (13,762円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第5期中間計算期間 自 平成26年 9月13日 至 平成27年 3月12日	第6期中間計算期間 自 平成27年 9月15日 至 平成28年 3月14日
1. 運用の外部委託費用	1. 運用の外部委託費用

<p>当ファンドの主要投資対象である野村タイ株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。</p> <p>また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 2,870,499円</p>	<p>当ファンドの主要投資対象である野村タイ株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。</p> <p>また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 1,773,127円</p>
---	---

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第5期 平成27年 9月14日現在	第6期中間計算期間末 平成28年 3月14日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(その他の注記)

1 元本の移動

第5期 自 平成26年 9月13日 至 平成27年 9月14日		第6期中間計算期間 自 平成27年 9月15日 至 平成28年 3月14日	
期首元本額	1,084,278,166円	期首元本額	879,221,830円
期中追加設定元本額	515,774,907円	期中追加設定元本額	17,357,985円
期中一部解約元本額	720,831,243円	期中一部解約元本額	164,998,989円

2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

（１）中間貸借対照表

（単位：円）

	第5期 (平成27年 9月14日現在)	第6期中間計算期間末 (平成28年 3月14日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	-	14,557,241
コール・ローン	105,543,618	7,340,051
親投資信託受益証券	2,239,694,248	1,578,276,344
未収利息	197	-
流動資産合計	2,345,238,063	1,600,173,636
資産合計	2,345,238,063	1,600,173,636
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	67,049,836	-
未払解約金	7,866,302	2,906,054
未払受託者報酬	789,589	481,183
未払委託者報酬	25,266,914	15,397,921
その他未払費用	47,313	28,814
流動負債合計	101,019,954	18,813,972
負債合計	101,019,954	18,813,972
純資産の部		
元本等		
元本	1,031,535,940	763,057,094
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,212,682,169	818,302,570
（分配準備積立金）	176,066,459	120,605,895
元本等合計	2,244,218,109	1,581,359,664
純資産合計	2,244,218,109	1,581,359,664
負債純資産合計	2,345,238,063	1,600,173,636

（２）中間損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第5期中間計算期間 自 平成26年 9月13日 至 平成27年 3月12日	第6期中間計算期間 自 平成27年 9月15日 至 平成28年 3月14日
営業収益		
受取利息	14,424	7,401
有価証券売買等損益	711,352,512	72,303,723
営業収益合計	711,366,936	72,296,322
営業費用		
受託者報酬	762,115	481,183
委託者報酬	24,387,657	15,397,921
その他費用	45,666	28,814
営業費用合計	25,195,438	15,907,918
営業利益又は営業損失（ ）	686,171,498	88,204,240
経常利益又は経常損失（ ）	686,171,498	88,204,240
中間純利益又は中間純損失（ ）	686,171,498	88,204,240
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	88,437,811	3,313,487
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,531,205,456	1,212,682,169
剰余金増加額又は欠損金減少額	307,053,549	112,547,319
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	307,053,549	112,547,319
剰余金減少額又は欠損金増加額	581,958,419	422,036,165

	第5期中間計算期間 自 平成26年 9月13日 至 平成27年 3月12日	第6期中間計算期間 自 平成27年 9月15日 至 平成28年 3月14日
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	581,958,419	422,036,165
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	1,854,034,273	818,302,570

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、平成27年 9月15日から平成28年 3月14日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第5期 平成27年 9月14日現在	第6期中間計算期間末 平成28年 3月14日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,031,535,940口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 763,057,094口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.1756円 (10,000口当たり純資産額) (21,756円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.0724円 (10,000口当たり純資産額) (20,724円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第5期中間計算期間 自 平成26年 9月13日 至 平成27年 3月12日	第6期中間計算期間 自 平成27年 9月15日 至 平成28年 3月14日
1. 運用の外部委託費用	1. 運用の外部委託費用

<p>当ファンドの主要投資対象である野村フィリピン株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。</p> <p>また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 4,798,193円</p>	<p>当ファンドの主要投資対象である野村フィリピン株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。</p> <p>また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 3,047,563円</p>
--	--

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第5期 平成27年 9月14日現在	第6期中間計算期間末 平成28年 3月14日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(その他の注記)

1 元本の移動

第5期 自 平成26年 9月13日 至 平成27年 9月14日	第6期中間計算期間 自 平成27年 9月15日 至 平成28年 3月14日
期首元本額 1,424,169,546円	期首元本額 1,031,535,940円
期中追加設定元本額 452,872,580円	期中追加設定元本額 91,709,461円
期中一部解約元本額 845,506,186円	期中一部解約元本額 360,188,307円

2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

（１）中間貸借対照表

（単位：円）		
	第6期 (平成27年 9月14日現在)	第7期中間計算期間末 (平成28年 3月14日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	-	2,832,192
コール・ローン	2,039,511	1,428,048
親投資信託受益証券	1,829,236,323	1,840,875,882
未収入金	1,830,000	-
未収利息	3	-
流動資産合計	1,833,105,837	1,845,136,122
資産合計	1,833,105,837	1,845,136,122
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	362,444
未払受託者報酬	19,502	19,884
未払委託者報酬	175,417	178,909
その他未払費用	901	973
流動負債合計	195,820	562,210
負債合計	195,820	562,210
純資産の部		
元本等		
元本	1,830,943,888	1,842,074,688
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,966,129	2,499,224
（分配準備積立金）	5,684,700	4,827,508
元本等合計	1,832,910,017	1,844,573,912
純資産合計	1,832,910,017	1,844,573,912
負債純資産合計	1,833,105,837	1,845,136,122

（２）中間損益及び剰余金計算書

（単位：円）		
	第6期中間計算期間 自 平成26年 9月13日 至 平成27年 3月12日	第7期中間計算期間 自 平成27年 9月15日 至 平成28年 3月14日
営業収益		
受取利息	5,482	1,904
有価証券売買等損益	613,433	779,559
営業収益合計	618,915	781,463
営業費用		
受託者報酬	16,489	19,884
委託者報酬	148,379	178,909
その他費用	742	973
営業費用合計	165,610	199,766
営業利益又は営業損失（ ）	453,305	581,697
経常利益又は経常損失（ ）	453,305	581,697
中間純利益又は中間純損失（ ）	453,305	581,697
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	45,723	70,505
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	413,008	1,966,129
剰余金増加額又は欠損金減少額	900,608	372,996
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	900,608	372,996
剰余金減少額又は欠損金増加額	257,004	351,093

	第6期中間計算期間 自 平成26年 9月13日 至 平成27年 3月12日	第7期中間計算期間 自 平成27年 9月15日 至 平成28年 3月14日
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	257,004	351,093
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	1,464,194	2,499,224

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、平成27年 9月15日から平成28年 3月14日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第6期 平成27年 9月14日現在	第7期中間計算期間末 平成28年 3月14日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,830,943,888口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 1,842,074,688口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0011円 (10,000口当たり純資産額) (10,011円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0014円 (10,000口当たり純資産額) (10,014円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第6期 平成27年 9月14日現在	第7期中間計算期間末 平成28年 3月14日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	2. 時価の算定方法

<p>親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
--	--

（その他の注記）

1 元本の移動

第6期 自 平成26年 9月13日 至 平成27年 9月14日		第7期中間計算期間 自 平成27年 9月15日 至 平成28年 3月14日	
期首元本額	663,594,032円	期首元本額	1,830,943,888円
期中追加設定元本額	2,193,521,798円	期中追加設定元本額	336,628,691円
期中一部解約元本額	1,026,171,942円	期中一部解約元本額	325,497,891円

2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（参考）

「ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス）」は「野村インド株マザーファンド」、
「ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・韓国・フォーカス）」は「野村韓国株マザーファンド」、
「ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・台湾・フォーカス）」は「野村台湾株マザーファンド」、
「ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）」は「野村アセアン株マザーファンド」、
「ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）」は「野村豪州株マザーファンド」、
「ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）」は「野村インドネシア株マザーファンド」、
「ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）」は「野村タイ株マザーファンド」、
「ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）」は「野村フィリピン株マザーファンド」、
「ノムラ・アジア・シリーズ（マネーパブル・ファンド）」は「野村マネー マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

野村インド株マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）	
（平成28年 3月14日現在）	
資産の部	
流動資産	
預金	402,013,757
コール・ローン	47,151,997
株式	8,931,733,763
未収利息	1
流動資産合計	9,380,899,518

(平成28年 3月14日現在)

資産合計	9,380,899,518
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	4,781,745,899
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,599,153,619
元本等合計	9,380,899,518
純資産合計	9,380,899,518
負債純資産合計	9,380,899,518

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

平成28年 3月14日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.9618円
(10,000口当たり純資産額)	(19,618円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

平成28年 3月14日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ
ん。

2. 時価の算定方法

株式

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており
ます。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

平成28年 3月14日現在	
期首	平成27年 9月15日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	5,504,455,164円
同期中における追加設定元本額	294,262,535円
同期中における一部解約元本額	1,016,971,800円
期末元本額	4,781,745,899円
期末元本額の内訳*	
ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス）	4,781,745,899円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

野村韓国株マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

（平成28年 3月14日現在）

資産の部	
流動資産	
預金	8,299,997
コール・ローン	1,632,335
株式	338,654,874
未収配当金	3,406,201
流動資産合計	351,993,407
資産合計	351,993,407
負債の部	
流動負債	
未払金	2,788,838
未払解約金	3,500,000
流動負債合計	6,288,838
負債合計	6,288,838
純資産の部	
元本等	
元本	211,224,809
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	134,479,760
元本等合計	345,704,569
純資産合計	345,704,569
負債純資産合計	351,993,407

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

平成28年 3月14日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.6367円
(10,000口当たり純資産額)	(16,367円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

平成28年 3月14日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。
2. 時価の算定方法	株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており ます。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

平成28年 3月14日現在	
期首	平成27年 9月15日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	225,244,087円
同期中における追加設定元本額	5,661,553円
同期中における一部解約元本額	19,680,831円
期末元本額	211,224,809円
期末元本額の内訳*	
ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・韓国・フォーカス）	211,224,809円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

野村台湾株マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

（平成28年 3月14日現在）

資産の部	
流動資産	
預金	4,177,520
コール・ローン	643,780
株式	125,392,004
流動資産合計	130,213,304
資産合計	130,213,304
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	70,229,648
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	59,983,656
元本等合計	130,213,304
純資産合計	130,213,304
負債純資産合計	130,213,304

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
	為替差損益 約定日基準で計上しております。
	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（貸借対照表に関する注記）

平成28年 3月14日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.8541円
(10,000口当たり純資産額)	(18,541円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

平成28年 3月14日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
ん。	
2. 時価の算定方法	
株式	
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

平成28年 3月14日現在	
期首	平成27年 9月15日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	74,716,805円
同期中における追加設定元本額	12,479,680円
同期中における一部解約元本額	16,966,837円
期末元本額	70,229,648円
期末元本額の内訳*	
ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・台湾・フォーカス）	70,229,648円

* は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

貸借対照表

(単位：円)

(平成28年 3月14日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	63,884,491
コール・ローン	5,558,488
株式	1,659,764,014
新株予約権証券	670,916
未収配当金	1,240,653
流動資産合計	1,731,118,562
資産合計	1,731,118,562
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	986,019,890
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	745,098,672
元本等合計	1,731,118,562
純資産合計	1,731,118,562
負債純資産合計	1,731,118,562

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 新株予約権証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（貸借対照表に関する注記）

平成28年 3月14日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.7557円
(10,000口当たり純資産額)	(17,557円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

平成28年 3月14日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。	
2. 時価の算定方法	
株式	（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
新株予約権証券	（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており ます。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

平成28年 3月14日現在	
期首	平成27年 9月15日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	1,113,928,824円
同期中における追加設定元本額	25,025,766円
同期中における一部解約元本額	152,934,700円
期末元本額	986,019,890円
期末元本額の内訳*	
ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）	986,019,890円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

野村豪州株マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

（平成28年 3月14日現在）

資産の部	
流動資産	
預金	2,039,841
コール・ローン	454,247

(平成28年 3月14日現在)

株式	235,782,244
投資証券	40,054,983
派生商品評価勘定	11
未収配当金	2,369,071
流動資産合計	280,700,397
資産合計	280,700,397
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	21,556
未払金	1,171,753
未払解約金	1,294,172
流動負債合計	2,487,481
負債合計	2,487,481
純資産の部	
元本等	
元本	191,042,648
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	87,170,268
元本等合計	278,212,916
純資産合計	278,212,916
負債純資産合計	280,700,397

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

平成28年 3月14日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.4563円
(10,000口当たり純資産額)	(14,563円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

平成28年 3月14日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
株式	
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	
投資証券	
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	
派生商品評価勘定	
為替予約取引	
1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。	
計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。	
計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。	
・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。	
・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。	
2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

平成28年 3月14日現在	
期首	平成27年 9月15日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	197,115,627円
同期中における追加設定元本額	6,372,882円
同期中における一部解約元本額	12,445,861円
期末元本額	191,042,648円
期末元本額の内訳*	
ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・豪州・フォーカス)	191,042,648円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

野村インドネシア株マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(平成28年 3月14日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	56,955,869
コール・ローン	6,236,177
株式	2,208,453,994
流動資産合計	2,271,646,040
資産合計	2,271,646,040
負債の部	
流動負債	
未払金	3,477,761
流動負債合計	3,477,761
負債合計	3,477,761
純資産の部	
元本等	
元本	1,591,201,508
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	676,966,771
元本等合計	2,268,168,279
純資産合計	2,268,168,279
負債純資産合計	2,271,646,040

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

平成28年 3月14日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.4254円
(10,000口当たり純資産額)	(14,254円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

平成28年 3月14日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。	
2. 時価の算定方法	
株式	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており ます。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

平成28年 3月14日現在	
期首	平成27年 9月15日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	1,940,754,149円
同期中における追加設定元本額	44,936,449円
同期中における一部解約元本額	394,489,090円
期末元本額	1,591,201,508円
期末元本額の内訳*	
ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・インドネシア・フォーカス)	1,591,201,508円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

野村タイ株マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)	
(平成28年 3月14日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	6,696,239
コール・ローン	2,676,911
株式	991,974,553
未収配当金	3,434,680
流動資産合計	1,004,782,383
資産合計	1,004,782,383

(平成28年 3月14日現在)

負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	630,520,575
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	374,261,808
元本等合計	1,004,782,383
純資産合計	1,004,782,383
負債純資産合計	1,004,782,383

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

平成28年 3月14日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.5936円
(10,000口当たり純資産額)	(15,936円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

平成28年 3月14日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ
ん。

2. 時価の算定方法

株式

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており
ます。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

平成28年 3月14日現在	
期首	平成27年 9月15日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	763,956,648円
同期中における追加設定元本額	13,073,546円
同期中における一部解約元本額	146,509,619円
期末元本額	630,520,575円
期末元本額の内訳*	
ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）	630,520,575円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

野村フィリピン株マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

（平成28年 3月14日現在）

資産の部	
流動資産	
預金	17,566,397
コール・ローン	3,641,056
株式	1,554,398,604
未収配当金	2,667,619
流動資産合計	1,578,273,676
資産合計	1,578,273,676
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	625,605,020
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	952,668,656
元本等合計	1,578,273,676
純資産合計	1,578,273,676
負債純資産合計	1,578,273,676

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（貸借対照表に関する注記）

平成28年 3月14日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2,5228円
(10,000口当たり純資産額)	(25,228円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

平成28年 3月14日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

平成28年 3月14日現在	
期首	平成27年 9月15日

本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	856,577,905円
同期中における追加設定元本額	62,156,650円
同期中における一部解約元本額	293,129,535円
期末元本額	625,605,020円
期末元本額の内訳*	
ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）	625,605,020円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

野村マネー マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

（平成28年 3月14日現在）

資産の部	
流動資産	
預金	5,455,290,558
コール・ローン	2,750,666,271
地方債証券	2,549,416,597
特殊債券	5,902,306,238
社債券	2,504,907,962
コマーシャル・ペーパー	2,099,830,077
未収利息	17,445,789
前払費用	9,126,315
流動資産合計	21,288,989,807
資産合計	21,288,989,807
負債の部	
流動負債	
未払金	401,164,000
未払解約金	10,000
流動負債合計	401,174,000
負債合計	401,174,000
純資産の部	
元本等	
元本	20,456,484,267
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	431,331,540
元本等合計	20,887,815,807
純資産合計	20,887,815,807
負債純資産合計	21,288,989,807

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 コマーシャル・ペーパー 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益

3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	約定日基準で計上しております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
------------------------	--

（貸借対照表に関する注記）

平成28年 3月14日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0211円
(10,000口当たり純資産額)	(10,211円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

平成28年 3月14日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
地方債証券、特殊債券、社債券	（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
コマーシャル・ペーパー	（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

平成28年 3月14日現在	
期首	平成27年 9月15日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	21,761,241,258円
同期中における追加設定元本額	1,036,437,211円
同期中における一部解約元本額	2,341,194,202円
期末元本額	20,456,484,267円
期末元本額の内訳*	
バンクローンファンド（為替ヘッジあり）2014-09	98,039,216円
バンクローンファンド（為替ヘッジあり）2015-06	146,986,772円
野村アフリカ株投資 マネープール・ファンド	4,403,141円
野村米国ハイ・イールド債券投信（マネープールファンド）年2回決算型	54,908,910円
野村新中国株投資 マネープール・ファンド	19,445,120円
野村日本ブランド株投資（マネープールファンド）年2回決算型	233,505,597円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（マネープールファンド）年2回決算型	9,867,582円

野村ピクテ・ジェネリック&ゲノム マネープール・ファンド	27,476,292円
野村・グリーン・テクノロジー マネープール・ファンド	1,511,406円
野村新興国消費関連株投信 マネープール・ファンド	6,225,717円
野村世界業種別投資シリーズ(マネープール・ファンド)	12,400,423円
ノムラ・アジア・シリーズ(マネープール・ファンド)	1,802,836,042円
野村新エマージング債券投信(マネープールファンド)年2回決算型	5,595,320円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(マネープールファンド)年2回決算型	8,788,959円
野村グローバルC B投信(マネープールファンド)年2回決算型	6,302,349円
野村ドイチエ・高配当インフラ関連株投信(マネープールファンド)年2回決算型	106,430,493円
野村日本スマートシティ株投資 マネープールファンド	16,314,978円
ネクストコア	343,183,624円
野村世界高金利通貨投信	151,953,753円
野村新世界高金利通貨投信	982,608円
コインの未来(毎月分配型)	3,965,894円
コインの未来(年2回分配型)	991,474円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド(欧州通貨コース)	982,609円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド(円コース)	982,609円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド(豪ドルコース)	982,609円
野村米国ハイ・イールド債券投信(円コース)毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信(米ドルコース)毎月分配型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信(ユーロコース)毎月分配型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信(豪ドルコース)毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信(ブラジルリアルコース)毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信(南アフリカランドコース)毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信(トルコリラコース)毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信(円コース)年2回決算型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信(米ドルコース)年2回決算型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信(ユーロコース)年2回決算型	9,826円
野村米国ハイ・イールド債券投信(豪ドルコース)年2回決算型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信(ブラジルリアルコース)年2回決算型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信(南アフリカランドコース)年2回決算型	98,260円
野村米国ハイ・イールド債券投信(トルコリラコース)年2回決算型	98,261円
野村日本ブランド株投資(円コース)毎月分配型	982,609円
野村日本ブランド株投資(豪ドルコース)毎月分配型	982,608円
野村日本ブランド株投資(ブラジルリアルコース)毎月分配型	982,608円
野村日本ブランド株投資(南アフリカランドコース)毎月分配型	98,261円
野村日本ブランド株投資(トルコリラコース)毎月分配型	982,607円
野村日本ブランド株投資(円コース)年2回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資(豪ドルコース)年2回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資(ブラジルリアルコース)年2回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資(南アフリカランドコース)年2回決算型	98,260円
野村日本ブランド株投資(トルコリラコース)年2回決算型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(円コース)毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(豪ドルコース)毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(ブラジルリアルコース)毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(南アフリカランドコース)毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(トルコリラコース)毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(円コース)年2回決算型	98,261円

野村新米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）年2回決算型	98,260円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型	98,261円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）年2回決算型	98,260円
野村PIMCO・グローバル・アドバンテージ債券投信 Aコース	982,608円
野村PIMCO・グローバル・アドバンテージ債券投信 Bコース	98,260円
野村新エマージング債券投信（円コース）毎月分配型	982,608円
野村新エマージング債券投信（米ドルコース）毎月分配型	98,261円
野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）毎月分配型	982,607円
野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	982,608円
野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型	98,261円
野村新エマージング債券投信（中国元コース）毎月分配型	982,607円
野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）毎月分配型	982,608円
野村新エマージング債券投信（円コース）年2回決算型	982,608円
野村新エマージング債券投信（米ドルコース）年2回決算型	98,261円
野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）年2回決算型	98,260円
野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	982,608円
野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型	9,826円
野村新エマージング債券投信（中国元コース）年2回決算型	982,608円
野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）年2回決算型	98,261円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（資源国通貨コース）毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（アジア通貨コース）毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（資源国通貨コース）年2回決算型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（アジア通貨コース）年2回決算型	984,834円
野村高金利国際機関債投信（毎月分配型）	49,354,623円
野村アジアCB投信（毎月分配型）	982,608円
野村グローバルCB投信（円コース）毎月分配型	984,543円
野村グローバルCB投信（資源国通貨コース）毎月分配型	984,543円
野村グローバルCB投信（アジア通貨コース）毎月分配型	984,543円
野村グローバルCB投信（円コース）年2回決算型	984,543円
野村グローバルCB投信（資源国通貨コース）年2回決算型	984,543円
野村グローバルCB投信（アジア通貨コース）年2回決算型	984,543円
ノムラ新興国債券ファンズ（野村SMA向け）	10,000円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（円コース）毎月分配型	984,252円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（米ドルコース）毎月分配型	98,261円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（豪ドルコース）毎月分配型	984,252円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	984,252円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（円コース）年2回決算型	984,252円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（米ドルコース）年2回決算型	98,261円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（豪ドルコース）年2回決算型	984,252円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	984,252円
野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型	982,609円
野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型	982,609円
野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）年2回決算型	982,609円
野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）年2回決算型	982,609円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（円コース）毎月分配型	982,607円

野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(資源国通貨コース)毎月分配型	982,607円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(アジア通貨コース)毎月分配型	982,608円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(円コース)年2回決算型	98,261円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(資源国通貨コース)年2回決算型	98,261円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(アジア通貨コース)年2回決算型	98,261円
野村米国ブランド株投資(円コース)毎月分配型	98,261円
野村米国ブランド株投資(資源国通貨コース)毎月分配型	983,768円
野村米国ブランド株投資(アジア通貨コース)毎月分配型	983,768円
野村米国ブランド株投資(円コース)年2回決算型	983,768円
野村米国ブランド株投資(資源国通貨コース)年2回決算型	983,768円
野村米国ブランド株投資(アジア通貨コース)年2回決算型	983,768円
ノムラ・グローバルトレンド(円コース)毎月分配型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド(資源国通貨コース)毎月分配型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド(アジア通貨コース)毎月分配型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド(円コース)年2回決算型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド(資源国通貨コース)年2回決算型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド(アジア通貨コース)年2回決算型	983,672円
野村テンプレトン・トータル・リターン Aコース	983,381円
野村テンプレトン・トータル・リターン Bコース	98,261円
野村テンプレトン・トータル・リターン Cコース	983,381円
野村テンプレトン・トータル・リターン Dコース	983,381円
野村高金利国際機関債投信(年2回決算型)	1,967円
野村米国ハイ・イールド債券投信(通貨セレクトコース)毎月分配型	982,609円
野村米国ハイ・イールド債券投信(通貨セレクトコース)年2回決算型	98,262円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信(通貨セレクトコース)毎月分配型	982,609円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信(通貨セレクトコース)年2回決算型	98,261円
野村グローバル高配当株プレミアム(円コース)毎月分配型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム(通貨セレクトコース)毎月分配型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム(円コース)年2回決算型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム(通貨セレクトコース)年2回決算型	983,091円
ノムラ・アジア・コレクション(短期アジア現地通貨建て債券 Aコース)	982,995円
ノムラ・アジア・コレクション(短期アジア現地通貨建て債券 Bコース)	98,260円
野村アジアハイ・イールド債券投信(円コース)毎月分配型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信(通貨セレクトコース)毎月分配型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信(アジア通貨セレクトコース)毎月分配型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信(円コース)年2回決算型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信(通貨セレクトコース)年2回決算型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信(アジア通貨セレクトコース)年2回決算型	982,898円
野村豪ドル債オープン・プレミアム毎月分配型	982,801円
野村豪ドル債オープン・プレミアム年2回決算型	491,401円
野村グローバルREITプレミアム(円コース)毎月分配型	982,608円
野村グローバルREITプレミアム(通貨セレクトコース)毎月分配型	982,608円
野村グローバルREITプレミアム(円コース)年2回決算型	982,608円
野村グローバルREITプレミアム(通貨セレクトコース)年2回決算型	982,608円
野村日本高配当株プレミアム(円コース)毎月分配型	982,415円
野村日本高配当株プレミアム(通貨セレクトコース)毎月分配型	982,415円
野村日本高配当株プレミアム(円コース)年2回決算型	982,415円
野村日本高配当株プレミアム(通貨セレクトコース)年2回決算型	982,415円

野村高配当インフラ関連株プレミアム(円コース)毎月分配型	982,029円
野村高配当インフラ関連株プレミアム(通貨セレクトコース)毎月分配型	982,029円
野村高配当インフラ関連株プレミアム(円コース)年2回決算型	982,029円
野村高配当インフラ関連株プレミアム(通貨セレクトコース)年2回決算型	982,029円
野村カルミニャック・ファンド Aコース	981,547円
野村カルミニャック・ファンド Bコース	981,547円
野村通貨選択日本株投信(米ドルコース)毎月分配型	981,451円
野村通貨選択日本株投信(ユーロコース)毎月分配型	1,963円
野村通貨選択日本株投信(豪ドルコース)毎月分配型	981,451円
野村通貨選択日本株投信(ブラジルリアルコース)毎月分配型	981,451円
野村通貨選択日本株投信(トルコリラコース)毎月分配型	588,871円
野村通貨選択日本株投信(メキシコペソコース)毎月分配型	981,451円
野村通貨選択日本株投信(中国元コース)毎月分配型	196,291円
野村通貨選択日本株投信(インドネシアルピアコース)毎月分配型	294,436円
野村通貨選択日本株投信(インドルピーコース)毎月分配型	981,451円
野村通貨選択日本株投信(ロシアルーブルコース)毎月分配型	48,092円
野村通貨選択日本株投信(米ドルコース)年2回決算型	981,451円
野村通貨選択日本株投信(ユーロコース)年2回決算型	4,908円
野村通貨選択日本株投信(豪ドルコース)年2回決算型	981,451円
野村通貨選択日本株投信(ブラジルリアルコース)年2回決算型	981,451円
野村通貨選択日本株投信(トルコリラコース)年2回決算型	196,925円
野村通貨選択日本株投信(メキシコペソコース)年2回決算型	981,451円
野村通貨選択日本株投信(中国元コース)年2回決算型	98,146円
野村通貨選択日本株投信(インドネシアルピアコース)年2回決算型	196,291円
野村通貨選択日本株投信(インドルピーコース)年2回決算型	294,436円
野村通貨選択日本株投信(ロシアルーブルコース)年2回決算型	13,741円
野村エマージング債券プレミアム毎月分配型	981,451円
野村エマージング債券プレミアム年2回決算型	981,451円
ノムラ THE USA Aコース	981,258円
ノムラ THE USA Bコース	981,258円
ノムラ THE EUROPE Aコース	98,117円
ノムラ THE EUROPE Bコース	98,117円
米国変動好金利ファンド Aコース	8,829,589円
米国変動好金利ファンド Bコース	981,066円
野村日本ブランド株投資(米ドルコース)毎月分配型	9,809円
野村日本ブランド株投資(メキシコペソコース)毎月分配型	9,809円
野村日本ブランド株投資(米ドルコース)年2回決算型	9,809円
野村日本ブランド株投資(メキシコペソコース)年2回決算型	9,809円
野村アジアハイ・イールド債券投信(米ドルコース)毎月分配型	9,808円
野村アジアハイ・イールド債券投信(米ドルコース)年2回決算型	9,808円
野村米国ハイ・イールド債券投信(メキシコペソコース)毎月分配型	9,808円
野村米国ハイ・イールド債券投信(メキシコペソコース)年2回決算型	9,808円
野村米国ブランド株投資(米ドルコース)毎月分配型	9,807円
野村米国ブランド株投資(米ドルコース)年2回決算型	9,807円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(米ドルコース)毎月分配型	9,807円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(米ドルコース)年2回決算型	9,807円
野村グローバルボンド投信 Aコース	98,049円
野村グローバルボンド投信 Bコース	980,489円

野村グローバルボンド投信 Cコース	98,049円
野村グローバルボンド投信 Dコース	980,489円
野村グローバルボンド投信 Eコース	98,049円
野村グローバルボンド投信 Fコース	980,489円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(米ドルコース)毎月分配型	9,805円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(メキシコペソコース)毎月分配型	9,805円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(米ドルコース)年2回決算型	9,805円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(メキシコペソコース)年2回決算型	9,805円
野村高配当インフラ関連株ファンド(円コース)毎月分配型	9,803円
野村高配当インフラ関連株ファンド(米ドルコース)毎月分配型	980,297円
野村高配当インフラ関連株ファンド(通貨セレクトコース)毎月分配型	980,297円
野村高配当インフラ関連株ファンド(円コース)年2回決算型	9,803円
野村高配当インフラ関連株ファンド(米ドルコース)年2回決算型	980,297円
野村高配当インフラ関連株ファンド(通貨セレクトコース)年2回決算型	9,803円
野村新興国高配当株トリプルウイング ブラジルリアル毎月分配型	9,803円
ピムコ・世界インカム戦略ファンド(円コース)	9,803円
ピムコ・世界インカム戦略ファンド(米ドルコース)	9,803円
ピムコ・世界インカム戦略ファンド(世界通貨分散コース)	9,803円
ノムラ新興国債券ファンズ(野村SMA・EW向け)	9,801円
野村ブルーベイ・トータルリターンファンド(野村SMA・EW向け)	9,801円
ノムラ THE ASIA Aコース	97,992円
ノムラ THE ASIA Bコース	979,912円
グローバル・ストック Aコース	97,953円
グローバル・ストック Bコース	979,528円
グローバル・ストック Cコース	97,953円
グローバル・ストック Dコース	979,528円
第1回 野村短期公社債ファンド	98,261円
第2回 野村短期公社債ファンド	98,261円
第3回 野村短期公社債ファンド	98,261円
第4回 野村短期公社債ファンド	98,261円
第5回 野村短期公社債ファンド	98,261円
第6回 野村短期公社債ファンド	98,261円
第7回 野村短期公社債ファンド	98,261円
第8回 野村短期公社債ファンド	98,261円
第9回 野村短期公社債ファンド	98,260円
第10回 野村短期公社債ファンド	98,260円
第11回 野村短期公社債ファンド	98,261円
第12回 野村短期公社債ファンド	982,607円
ノムラスマートプレミアムファンドハイブリッド30(非課税適格機関投資家専用)	5,276,885,002円
ノムラスマートプレミアムファンドハイブリッド50(適格機関投資家転売制限付)	3,422,819,779円
野村日経225ターゲット(公社債運用移行型)Zプライス(適格機関投資家専用)	2,296,160,091円
野村日経225ターゲット(公社債運用移行型)Dプライス(適格機関投資家専用)	4,635,437,085円
野村日経225 ショート・ファンド2(適格機関投資家専用)	636,818円
日本株インカムプラス(公社債運用移行型)1305(適格機関投資家転売制限付)	1,186,053,936円
野村DC運用戦略ファンド	379,067,282円
野村DCテンプレートン・トータル・リターン Aコース	9,818円
野村DCテンプレートン・トータル・リターン Bコース	9,818円

野村DC運用戦略ファンドM	4,553,821円
野村DC運用戦略ファンドA	4,396,962円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 ファンドの現況

純資産額計算書

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・インド・フォーカス)

平成28年 4月28日現在

資産総額	9,179,939,747円
負債総額	25,379,740円
純資産総額(-)	9,154,560,007円
発行済口数	5,974,703,962口
1口当たり純資産額(/)	1.5322円

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・韓国・フォーカス)

平成28年 4月28日現在

資産総額	348,774,329円
負債総額	2,756,444円
純資産総額(-)	346,017,885円
発行済口数	281,230,761口
1口当たり純資産額(/)	1.2304円

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・台湾・フォーカス)

平成28年 4月28日現在

資産総額	123,305,455円
負債総額	2,334,012円
純資産総額(-)	120,971,443円
発行済口数	82,552,019口
1口当たり純資産額(/)	1.4654円

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・アセアン・フォーカス)

平成28年 4月28日現在

資産総額	1,661,536,105円
------	----------------

負債総額	31,214,336円
純資産総額（ - ）	1,630,321,769円
発行済口数	1,194,469,025口
1口当たり純資産額（ / ）	1.3649円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

平成28年 4月28日現在

資産総額	199,487,041円
負債総額	526,927円
純資産総額（ - ）	198,960,114円
発行済口数	156,861,579口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2684円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

平成28年 4月28日現在

資産総額	2,422,926,989円
負債総額	8,985,411円
純資産総額（ - ）	2,413,941,578円
発行済口数	2,002,664,995口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2054円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

平成28年 4月28日現在

資産総額	954,095,971円
負債総額	4,478,801円
純資産総額（ - ）	949,617,170円
発行済口数	716,202,580口
1口当たり純資産額（ / ）	1.3259円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

平成28年 4月28日現在

資産総額	1,530,591,288円
負債総額	3,460,989円
純資産総額（ - ）	1,527,130,299円
発行済口数	751,554,165口

1口当たり純資産額（ / ）	2.0320円
----------------	---------

ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

平成28年 4月28日現在

資産総額	1,952,246,563円
負債総額	1,241,964円
純資産総額（ - ）	1,951,004,599円
発行済口数	1,948,360,724口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0014円

（参考）野村インド株マザーファンド

平成28年 4月28日現在

資産総額	9,136,229,309円
負債総額	208円
純資産総額（ - ）	9,136,229,101円
発行済口数	4,481,633,812口
1口当たり純資産額（ / ）	2.0386円

（参考）野村韓国株マザーファンド

平成28年 4月28日現在

資産総額	345,548,110円
負債総額	2,000,006円
純資産総額（ - ）	343,548,104円
発行済口数	207,266,733口
1口当たり純資産額（ / ）	1.6575円

（参考）野村台湾株マザーファンド

平成28年 4月28日現在

資産総額	120,733,430円
負債総額	2円
純資産総額（ - ）	120,733,428円
発行済口数	68,816,031口
1口当たり純資産額（ / ）	1.7544円

（参考）野村アセアン株マザーファンド

平成28年 4月28日現在

資産総額	1,628,257,155円
負債総額	1,198,787円
純資産総額（ - ）	1,627,058,368円
発行済口数	942,080,219口
1口当たり純資産額（ / ）	1.7271円

（参考）野村豪州株マザーファンド

平成28年 4月28日現在

資産総額	198,559,856円
負債総額	4円
純資産総額（ - ）	198,559,852円
発行済口数	136,487,634口
1口当たり純資産額（ / ）	1.4548円

（参考）野村インドネシア株マザーファンド

平成28年 4月28日現在

資産総額	2,475,593,223円
負債総額	66,547,430円
純資産総額（ - ）	2,409,045,793円
発行済口数	1,770,106,956口
1口当たり純資産額（ / ）	1.3610円

（参考）野村タイ株マザーファンド

平成28年 4月28日現在

資産総額	947,735,460円
負債総額	27円
純資産総額（ - ）	947,735,433円
発行済口数	615,917,632口
1口当たり純資産額（ / ）	1.5387円

（参考）野村フィリピン株マザーファンド

平成28年 4月28日現在

資産総額	1,524,099,507円
------	----------------

負債総額	20円
純資産総額（ - ）	1,524,099,487円
発行済口数	614,794,749口
1口当たり純資産額（ / ）	2.4790円

（参考）野村マネー マザーファンド

平成28年 4月28日現在

資産総額	22,351,379,625円
負債総額	225,071,921円
純資産総額（ - ）	22,126,307,704円
発行済口数	21,668,967,611口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0211円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1 委託会社等の概況

< 更新後 >

(1) 資本金の額

平成28年4月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構

(a) 会社の意思決定機構

当社は指名委員会等設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

委員会

取締役3名以上（但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者）で構成され、イ）指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ）報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれによって各報酬の内容を決定し、ハ）監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2 事業の内容及び営業の概況

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成28年3月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	895	18,111,387
単位型株式投資信託	54	231,548
追加型公社債投資信託	18	6,358,018
単位型公社債投資信託	208	1,500,626
合計	1,175	26,201,579

3 委託会社等の経理状況

< 更新後 >

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金		247	411
金銭の信託		51,758	56,824
有価証券		11,800	17,100
前払金		0	15
前払費用		28	29
未収入金		287	330
未収委託者報酬		10,741	12,679
未収収益		5,999	7,436
繰延税金資産		2,010	2,594
その他		159	73

貸倒引当金			8		9
流動資産計			83,026		97,486
固定資産					
有形固定資産			1,508		1,322
建物	2	442		413	
器具備品	2	1,065		909	
無形固定資産			8,249		7,254
ソフトウェア		8,248		7,253	
電話加入権		1		0	
その他		0		0	
投資その他の資産			22,052		24,840
投資有価証券		11,747		11,593	
関係会社株式		9,609		10,149	
従業員長期貸付金		35		30	
長期差入保証金		50		49	
長期前払費用		80		60	
前払年金費用		347		2,776	
その他		181		179	
貸倒引当金		0		0	
固定資産計			31,810		33,417
資産合計			114,837		130,903

区分	注記 番号	前事業年度 (平成26年3月31日)		当事業年度 (平成27年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			106		118
未払金	1		9,720		11,602
未払収益分配金		2		1	
未払償還金		33		32	
未払手数料		4,493		4,883	
その他未払金		5,191		6,684	
未払費用	1		8,420		10,221
未払法人税等			1,960		1,961
賞与引当金			3,984		4,558
外国税支払損失引当金			-		1,721
流動負債計			24,191		30,182
固定負債					
退職給付引当金			-		2,467
時効後支払損失引当金			505		521
繰延税金負債			3,211		747
固定負債計			3,716		3,735
負債合計			27,907		33,918
(純資産の部)					
株主資本			80,249		90,092
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			11,729		11,729
資本準備金		11,729		11,729	
利益剰余金			51,339		61,182

利益準備金		685	685
その他利益剰余金		50,654	60,497
別途積立金		24,606	24,606
繰越利益剰余金		26,048	35,890
評価・換算差額等			6,893
その他有価証券評価差額金		6,679	6,893
純資産合計		86,929	96,985
負債・純資産合計		114,837	130,903

(2) 損益計算書

区分	注記 番号	前事業年度	当事業年度
		(自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	(自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
営業収益			
委託者報酬		87,258	96,159
運用受託報酬		24,589	31,466
その他営業収益		188	221
営業収益計		112,036	127,847
営業費用			
支払手数料		44,194	47,060
広告宣伝費		793	823
公告費		0	-
受益証券発行費		6	5
調査費		20,794	28,326
調査費		1,250	1,299
委託調査費		19,544	27,027
委託計算費		941	1,156
営業雑経費		2,926	3,275
通信費		188	193
印刷費		948	951
協会費		76	77
諸経費		1,712	2,053
営業費用計		69,656	80,648
一般管理費			
給料		11,091	11,660
役員報酬	2	292	289
給料・手当		6,823	6,874
賞与		3,975	4,496
交際費		131	131
旅費交通費		454	472
租税公課		387	501
不動産賃借料		1,212	1,218
退職給付費用		1,069	723
固定資産減価償却費		3,518	3,120
諸経費		6,596	6,815
一般管理費計		24,460	24,643

営業利益			17,919		22,555
------	--	--	--------	--	--------

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)		当事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	1	3,680		4,038	
収益分配金		0		-	
受取利息		3		5	
金銭の信託運用益		379		347	
その他		336		366	
営業外収益計			4,400		4,756
営業外費用					
支払利息	1	11		-	
時効後支払損引当金繰入額		24		28	
その他		132		137	
営業外費用計			169		166
經常利益			22,151		27,146
特別利益					
投資有価証券等売却益		-		794	
株式報酬受入益		203		142	
特別利益計			203		936
特別損失					
投資有価証券償還損		51		-	
投資有価証券等評価損		2		91	
関係会社株式評価損		2,491		-	
固定資産除却損	3	17		357	
外国税支払損失引当金繰入額		-		1,721	
特別損失計			2,562		2,169
税引前当期純利益			19,792		25,913
法人税、住民税及び事業税			7,608		8,433
法人税等調整額			90		2,488
当期純利益			12,273		19,967

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				株	
		資本剰余金		利益剰余金		
				その他利益剰余金		

	資本金	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	主資本合計
当期首残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	17,740	43,032	71,942
会計方針の変更による累積的影響額								
会計方針の変更を反映した当期首残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	17,740	43,032	71,942
当期変動額								
剰余金の配当						3,966	3,966	3,966
当期純利益						12,273	12,273	12,273
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	8,307	8,307	8,307
当期末残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	26,048	51,339	80,249

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	4,659	30	4,628	76,570
会計方針の変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,659	30	4,628	76,570
当期変動額				
剰余金の配当				3,966
当期純利益				12,273
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,020	30	2,051	2,051
当期変動額合計	2,020	30	2,051	10,358
当期末残高	6,679	-	6,679	86,929

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							株 主 資 本 合 計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金		利益 剰余金 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金	繰 越 利益 剰余金		
				別途 積立金				
当期首残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	26,048	51,339	80,249
会計方針の変更による累積的影響額						81	81	81
会計方針の変更を反映した 当期首残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	25,966	51,258	80,168
当期変動額								
剰余金の配当						10,043	10,043	10,043
当期純利益						19,967	19,967	19,967
株主資本以外の項目の当期 変動額（純 額）								
当期変動額合 計	-	-	-	-	-	9,923	9,923	9,923
当期末残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	35,890	61,182	90,092

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	其他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	6,679	6,679	86,929
会計方針の変更による累積的影響額			81
会計方針の変更を反映した 当期首残高	6,679	6,679	86,847
当期変動額			
剰余金の配当			10,043
当期純利益			19,967
株主資本以外の項目の 当期変動額（純 額）	213	213	213

当期変動額合計	213	213	10,137
当期末残高	6,893	6,893	96,985

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1)子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法</p> <p>(2) 其他有価証券</p> <p>時価のあるもの ... 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)</p> <p>時価のないもの ... 移動平均法による原価法</p>								
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法								
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。</p> <p>主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>38～50年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>8～15年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産</p> <p>定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。</p>	建物	38～50年	附属設備	8～15年	構築物	20年	器具備品	4～15年
建物	38～50年								
附属設備	8～15年								
構築物	20年								
器具備品	4～15年								
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金</p> <p>賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法</p> <p>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法</p> <p>確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。</p> <p>退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p>								

<p>5. 消費税等の会計処理方法</p> <p>6. 連結納税制度の適用</p>	<p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> <p>(5) 外国税支払損失引当金 将来発生する可能性のある外国税額のうち、当社において見込まれる負担所要額を計上しております。</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。</p> <p>連結納税制度を適用しております。</p>
---	--

[会計方針の変更]

<p>(退職給付に関する会計基準等の適用)</p> <p>「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。)を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。</p> <p>退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。</p> <p>この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が127百万円減少し、繰越利益剰余金が81百万円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前純利益はそれぞれ38百万円増加しております。</p>
--

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末 (平成26年3月31日)	当事業年度末 (平成27年3月31日)												
<p>1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>未払金</td> <td>4,601百万円</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td>1,607</td> </tr> </table>	未払金	4,601百万円	未払費用	1,607	<p>1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>未払金</td> <td>4,979百万円</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td>1,411</td> </tr> </table>	未払金	4,979百万円	未払費用	1,411				
未払金	4,601百万円												
未払費用	1,607												
未払金	4,979百万円												
未払費用	1,411												
<p>2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>565百万円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>2,849</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,414</td> </tr> </table>	建物	565百万円	器具備品	2,849	合計	3,414	<p>2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>607百万円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>3,052</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,659</td> </tr> </table>	建物	607百万円	器具備品	3,052	合計	3,659
建物	565百万円												
器具備品	2,849												
合計	3,414												
建物	607百万円												
器具備品	3,052												
合計	3,659												

損益計算書関係

前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
--	--

1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 3,568百万円 支払利息 5	1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 3,966百万円 支払利息 -
2. 役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されております。	2. 役員報酬の範囲額 (同左)
3. 固定資産除却損 器具備品 6百万円 ソフトウェア 11 合計 17	3. 固定資産除却損 器具備品 15百万円 ソフトウェア 342 合計 357

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成25年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	3,966百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	770円
基準日	平成25年3月31日
効力発生日	平成25年6月21日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成26年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	10,043百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	1,950円
基準日	平成26年3月31日
効力発生日	平成26年6月2日

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成26年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	10,043百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	1,950円
基準日	平成26年3月31日
効力発生日	平成26年6月2日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成27年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	19,933百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	3,870円
基準日	平成27年3月31日
効力発生日	平成27年6月26日

金融商品関係

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経

営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	247	247	-
(2)金銭の信託	51,758	51,758	-
(3)未収委託者報酬	10,741	10,741	-
(4)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	22,467	22,467	-
(5)関係会社株式	3,064	141,441	138,377
資産計	88,278	226,656	138,377
(6)未払金	9,720	9,720	-
未払収益分配金	2	2	-
未払償還金	33	33	-
未払手数料	4,493	4,493	-
その他未払金	5,191	5,191	-
(7)未払費用	8,420	8,420	-
(8)未払法人税等	1,960	1,960	-
負債計	20,100	20,100	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

 その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(5) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,080百万円、関係会社株式6,545百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について2,494百万円減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	247	-	-	-
金銭の信託	51,758	-	-	-
未収委託者報酬	10,741	-	-	-
有価証券	11,800	-	-	-
合計	74,547	-	-	-

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自らが運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりませんが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	411	411	-
(2)金銭の信託	56,824	56,824	-
(3)未収委託者報酬	12,679	12,679	-
(4)有価証券及び投資有価証券			
其他有価証券	27,398	27,398	-
(5)関係会社株式	3,064	196,109	193,045
資産計	100,378	293,423	193,045
(6)未払金	11,602	11,602	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	32	32	-
未払手数料	4,883	4,883	-
其他未払金	6,684	6,684	-
(7)未払費用	10,221	10,221	-
(8)未払法人税等	1,961	1,961	-
負債計	23,784	23,784	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関して

は、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(5) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,294百万円、関係会社株式7,085百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について90百万円減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	411	-	-	-
金銭の信託	56,824	-	-	-
未収委託者報酬	12,679	-	-	-
有価証券	17,100	-	-	-
合計	87,015	-	-	-

有価証券関係

前事業年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

1．売買目的有価証券(平成26年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(平成26年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(平成26年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	141,441	138,377
合計	3,064	141,441	138,377

4．その他有価証券(平成26年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	10,667	282	10,384
小計	10,667	282	10,384
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	11,800	11,800	-
小計	11,800	11,800	-
合計	22,467	12,082	10,384

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	-	-	-
投資信託	761	-	51
合計	761	-	51

(注) 投資信託の「売却額」及び「売却損の合計額」は償還によるものであります。

当事業年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

1．売買目的有価証券(平成27年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(平成27年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(平成27年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	196,109	193,045
合計	3,064	196,109	193,045

4．その他有価証券(平成27年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	10,298	282	10,015
小計	10,298	282	10,015
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	17,100	17,100	-
小計	17,100	17,100	-
合計	27,398	17,382	10,015

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	800	790	-
投資信託	-	-	-
合計	800	790	-

退職給付関係

前事業年度(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	
1．採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2．確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	15,209 百万円
勤務費用	750
利息費用	228
数理計算上の差異の発生額	25
退職給付の支払額	494
その他	11
退職給付債務の期末残高	15,680

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	12,456 百万円
期待運用収益	311
数理計算上の差異の発生額	428
事業主からの拠出額	2,065
退職給付の支払額	475
年金資産の期末残高	14,786

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	13,485 百万円
年金資産	14,786
	1,301
非積立型制度の退職給付債務	2,194
未積立退職給付債務	893
未認識数理計算上の差異	1,733
未認識過去勤務費用	492
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	347
前払年金費用	347
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	347

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	750 百万円
利息費用	228
期待運用収益	311
数理計算上の差異の費用処理額	284
過去勤務費用の費用処理額	40
その他	12
確定給付制度に係る退職給付費用	899

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	30%
株式	18%
受益証券等	14%
生保一般勘定	19%
その他	19%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	1.6%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、170百万円でした。

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	15,680 百万円
会計方針の変更による累積的影響額	127
会計方針の変更を反映した期首残高	15,808
勤務費用	746
利息費用	213
数理計算上の差異の発生額	1,128
退職給付の支払額	724
その他	46
退職給付債務の期末残高	17,218

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	14,786 百万円
期待運用収益	369
数理計算上の差異の発生額	975
事業主からの拠出額	558
退職給付の支払額	573
年金資産の期末残高	16,117

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	14,474 百万円
年金資産	16,117
	1,643
非積立型制度の退職給付債務	2,743
未積立退職給付債務	1,100
未認識数理計算上の差異	1,861
未認識過去勤務費用	451
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	309
退職給付引当金	2,467
前払年金費用	2,776
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	309

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	746 百万円
利息費用	213
期待運用収益	369
数理計算上の差異の費用処理額	24
過去勤務費用の費用処理額	40
その他	24
確定給付制度に係る退職給付費用	550

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	31%
株式	13%
受益証券等	29%
生保一般勘定	21%
その他	6%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項	
当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎	
確定給付型企業年金制度の割引率	1.1%
退職一時金制度の割引率	0.8%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、172百万円でした。

税効果会計関係

前事業年度末 (平成26年3月31日)	当事業年度末 (平成27年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産 百万円	繰延税金資産 百万円
関係会社株式評価減 1,947	関係会社株式評価減 1,784
賞与引当金 1,434	賞与引当金 1,504
退職給付引当金 -	退職給付引当金 789
所有株式税務簿価通算差異 776	所有株式税務簿価通算差異 690
外国税支払損失引当金 -	外国税支払損失引当金 567
投資有価証券評価減 502	投資有価証券評価減 475
未払事業税 425	未払事業税 387
ゴルフ会員権評価減 408	ゴルフ会員権評価減 296
減価償却超過額 206	減価償却超過額 186
関連会社株式譲渡益 -	関連会社株式譲渡益 169
時効後支払損引当金 181	時効後支払損引当金 166
子会社株式売却損 172	子会社株式売却損 153
未払社会保険料 100	未払社会保険料 92
その他 126	その他 214
繰延税金資産小計 6,284	繰延税金資産小計 7,479
評価性引当額 3,602	評価性引当額 1,500
繰延税金資産合計 2,681	繰延税金資産合計 5,979
繰延税金負債	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金 3,757	その他有価証券評価差額金 3,243
前払年金費用 125	前払年金費用 888
繰延税金負債合計 3,882	繰延税金負債合計 4,132
繰延税金負債の純額 1,200	繰延税金資産の純額 1,847
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率 38.0%	法定実効税率 36.0%
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目 0.4%	交際費等永久に損金に算入されない項目 0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目 6.7%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 6.0%
住民税等均等割 0.0%	住民税等均等割 0.0%
タックスヘイブン税制 1.4%	タックスヘイブン税制 1.2%
外国税額控除 0.3%	外国税額控除 0.2%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 0.5%	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 1.8%
評価性引当額 4.7%	評価性引当額 7.3%
その他 0.1%	その他 2.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率 37.9%	税効果会計適用後の法人税等の負担率 22.9%

<p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38%から36%に変更されております。</p> <p>この変更により、繰延税金負債の純額が111百万円増加し、法人税等調整額（貸方）は111百万円減少しております。</p>	<p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の36%から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33%に、平成28年4月1日に開始する前事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32%となります。</p> <p>この税率変更により、繰延税金資産の純額は73百万円減少し、法人税等調整額が479百万円、その他有価証券評価差額金が405百万円、それぞれ増加しております。</p>
---	--

セグメント情報等

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100.0%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	8,000	短期借入金	-
							資金の返済	10,000		
							借入金利息の支払	5	未払費用	-

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600 (百万円)	情報サービス業	(所有) 直接 21.5%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託等(*2)	5,073	未払費用	716

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業		当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	36,867	未払手数料	3,854

親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	400 (百万円)	投資顧問業		当社投資信託の運用委託 役員の兼任	投資信託の運用に係る 投資顧問料の支払 (*4)	1,959	未払費用	760
親会社の子会社	野村信託銀行株式会社	東京都千代田区	30,000 (百万円)	信託銀行業		資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の返済	3,000	短期借入金	-
							借入金利息の支払	6	未払費用	-

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(*3) 投資信託に係る事務代手手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は㈱野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(百万円)

㈱野村総合研究所

流動資産合計	191,892
固定資産合計	249,548
流動負債合計	84,950
固定負債合計	55,262
純資産合計	301,227
売上高	355,777
税引前当期純利益	47,854
当期純利益	28,759

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600 (百万円)	情報サービス業	(所有)直接 21.4%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託等(*1)	3,990	未払費用	547

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業		当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*2)	39,273	未払手数料	4,182
親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	400 (百万円)	投資顧問業		当社投資信託の運用委託	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*3)	1,976	未払費用	815

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*3) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は(株)野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(百万円)	
(株)野村総合研究所	
流動資産合計	229,418
固定資産合計	273,220
流動負債合計	87,832
固定負債合計	65,965
純資産合計	348,841
売上高	358,952
税引前当期純利益	51,509
当期純利益	34,167

1株当たり情報

前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日)		当事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日)	
1株当たり純資産額	16,877円25銭	1株当たり純資産額	18,829円58銭
1株当たり当期純利益	2,382円87銭	1株当たり当期純利益	3,876円72銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	12,273百万円	損益計算書上の当期純利益	19,967百万円
普通株式に係る当期純利益	12,273百万円	普通株式に係る当期純利益	19,967百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

中間財務諸表

中間貸借対照表

		平成27年 9月 30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		282
金銭の信託		55,445
有価証券		4,900
未収委託者報酬		15,728
未収収益		6,953
繰延税金資産		1,750
その他		560
貸倒引当金		11
流動資産計		85,609
固定資産		

有形固定資産	1	1,203
無形固定資産		6,862
ソフトウェア		6,861
その他		1
投資その他の資産		25,539
投資有価証券		12,316
関係会社株式		10,149
前払年金費用		2,786
その他		287
固定資産計		33,604
資産合計		119,214

平成27年9月30日現在		
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
未払収益分配金		1
未払償還金		32
未払手数料		5,797
その他未払金	2	3,270
未払費用		8,217
未払法人税等		1,452
賞与引当金		2,436
外国税支払損失引当金		1,704
その他		114
流動負債計		23,026
固定負債		
退職給付引当金		2,580
時効後支払損失引当金		515
繰延税金負債		927
固定負債計		4,023
負債合計		27,050
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		84,911
資本剰余金		17,180
資本剰余金		11,729
資本準備金		11,729
利益剰余金		56,001
利益準備金		685
その他利益剰余金		55,316
別途積立金		24,606
繰越利益剰余金		30,709
評価・換算差額等		7,252
その他有価証券評価差額金		7,252
純資産合計		92,164
負債・純資産合計		119,214

中間損益計算書

自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日		
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		53,884
運用受託報酬		14,970

その他営業収益			103
営業収益計			68,958
営業費用			
支払手数料			24,815
調査費			13,494
その他営業費用			2,877
営業費用計			41,187
一般管理費	1		12,544
営業利益			15,225
営業外収益	2		5,927
営業外費用	3		1,299
経常利益			19,853
特別利益	4		46
特別損失	5		53
税引前中間純利益			19,846
法人税、住民税及び事業税			4,530
法人税等調整額			855
中間純利益			14,460

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	35,890	61,182	90,092
当中間期変動額								
剰余金の配当						19,933	19,933	19,933
中間純利益						14,460	14,460	14,460
吸収分割による増加						291	291	291
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)								
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	5,180	5,180	5,180

当中間期末残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	30,709	56,001	84,911
---------	--------	--------	--------	-----	--------	--------	--------	--------

(単位:百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	6,893	6,893	96,985
当中間期変動額			
剰余金の配当			19,933
中間純利益			14,460
吸収分割による増加			291
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	359	359	359
当中間期変動額合計	359	359	4,821
当中間期末残高	7,252	7,252	92,164

[重要な会計方針]

1 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式...移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの...中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの...移動平均法による原価法
2 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。
4 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。

	<p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> <p>(5) 外国税支払損失引当金 将来発生する可能性のある外国税額のうち、当社において見込まれる負担所要額を計上しております。</p>
5 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
6 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

[注記事項]

中間貸借対照表関係

平成27年9月30日現在	
1 有形固定資産の減価償却累計額	3,781百万円
2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。	

中間損益計算書関係

自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日	
1 減価償却実施額 有形固定資産 151百万円 無形固定資産 1,125百万円	
2 営業外収益のうち主要なもの 受取配当金 5,586百万円	
3 営業外費用のうち主要なもの 金銭信託運用損 1,200百万円 時効後支払損引当金繰入 48百万円	

4	特別利益の内訳		
	株式報酬受入益	46	百万円
5	特別損失の内訳		
	固定資産除却損	53	百万円

中間株主資本等変動計算書関係

自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日				
1	発行済株式に関する事項			
	株式の種類	当事業年度期首	増加	減少
	普通株式	5,150,693株	-	-
				当中間会計期間末 5,150,693株
2	配当に関する事項			
	配当金支払額			
	平成27年 5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。			
	・普通株式の配当に関する事項			
	(1) 配当金の総額		19,933	百万円
	(2) 1株当たり配当額		3,870	円
	(3) 基準日		平成27年 3月31日	
	(4) 効力発生日		平成27年 6月26日	

金融商品関係

当中間会計期間（自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成27年 9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	282	282	-
(2)金銭の信託	55,445	55,445	-
(3)未収委託者報酬	15,728	15,728	-
(4)未収収益	6,953	6,953	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	15,728	15,728	-
(6)関係会社株式	3,064	198,495	195,431
資産計	97,202	292,634	195,431
(7)未払金	9,101	9,101	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	32	32	-
未払手数料	5,797	5,797	-
その他未払金	3,270	3,270	-
(8)未払費用	8,217	8,217	-
(9)未払法人税等	1,452	1,452	-
負債計	18,771	18,771	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬、(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(7) 未払金、(8) 未払費用、(9) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（中間貸借対照表計上額：投資有価証券1,487百万円、関係会社株式7,085百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

有価証券関係

当中間会計期間末（平成27年9月30日）

1．満期保有目的の債券(平成27年9月30日)

該当事項はありません。

2．子会社株式及び関連会社株式(平成27年9月30日)

区分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	198,495	195,431
合計	3,064	198,495	195,431

3. その他有価証券(平成27年9月30日)

区分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの 株式	10,828	282	10,545
小計	10,828	282	10,545
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの 譲渡性預金	4,900	4,900	-
小計	4,900	4,900	-
合計	15,728	5,182	10,545

企業結合等関係

会社分割について

当社と野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(以下「NFR&T」)は、平成27年2月18日付吸収分割契約に基づき、機関投資家顧問事業及びリテール運用関連事業を会社分割により、当社に承継させることを決定いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 会社分割の目的

本件会社分割により、当社は、NFR&Tが行ってきた投資信託の運用・管理に係る事務および機関投資家向けの顧問関連事業をNFR&Tから承継し、野村グループのアセット・マネジメント部門内における営業、運用、管理業務を集約します。ファンドおよび運用会社の分析・評価業務は、NFR&Tが集約して行います。

これらの再編により、運用オペレーションの効率化と堅牢性の向上を図り、顧客に対する質の高いサービスの提供が可能となります。また、再編後の当社及びNFR&T両社は、それぞれの専門性を発揮することにより、品質の高い運用商品の提供を行い、投資家の多様なニーズに応えられると判断いたしました。

(2) 会社分割日程

吸収分割契約締結日	平成27年2月18日
機関投資家顧問事業の吸収分割効力発生日	平成27年7月1日
リテール運用関連事業の吸収分割効力発生日	平成27年10月1日

(3) 会社分割の方法

当社を分割承継会社とし、NFR&Tを分割会社とする無対価による吸収分割方式であります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

セグメント情報等

当中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

1 株当たり情報

	自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日
1 株当たり純資産額	17,893円56銭
1 株当たり中間純利益	2,807円57銭
(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。	
2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間純利益	14,460百万円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	14,460百万円
期中平均株式数	5,150千株

第2【その他の関係法人の概況】

1 名称、資本金の額及び事業の内容

< 更新後 >

(1) 受託者

(a) 名称	(b) 資本金の額 [*]	(c) 事業の内容
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

* 平成28年3月末現在

(2) 販売会社

(a) 名称	(b) 資本金の額 [*]	(c) 事業の内容
野村証券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

* 平成28年3月末現在

(3) 投資顧問会社

(a) 名称	(b) 資本金の額 [*]	(c) 事業の内容
NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED (ノムラ・アセット・マネジ メント・シンガポール・リミテ ッド)	SG\$2,800,000	シンガポールの証券先物法(The Securities & Futures Act)及び関連する諸法令に基づき、投資助言、資産運用業務を営んでいます。
Samsung Asset Management Co., Ltd. (サムスン アセット マネジ メント カンパニー リミテッド)	KRW 93,430,000,000 ^{**}	韓国において投資顧問業および投資信託業務を行なっています。

* 平成28年3月末現在

** 平成27年12月末現在

独立監査人の中間監査報告書

平成28年4月28日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩部 俊夫指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス）の平成27年9月15日から平成28年3月14日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インド・フォーカス）の平成28年3月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成27年9月15日から平成28年3月14日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成28年4月28日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩部 俊夫指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・韓国・フォーカス）の平成27年9月15日から平成28年3月14日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・韓国・フォーカス）の平成28年3月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成27年9月15日から平成28年3月14日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成28年4月28日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩部 俊夫指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・台湾・フォーカス）の平成27年9月15日から平成28年3月14日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・台湾・フォーカス）の平成28年3月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成27年9月15日から平成28年3月14日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成28年4月28日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩部 俊夫指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）の平成27年9月15日から平成28年3月14日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）の平成28年3月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成27年9月15日から平成28年3月14日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成28年4月28日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩部 俊夫指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）の平成27年9月15日から平成28年3月14日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）の平成28年3月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成27年9月15日から平成28年3月14日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成28年4月28日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩部 俊夫指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）の平成27年9月15日から平成28年3月14日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）の平成28年3月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成27年9月15日から平成28年3月14日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成28年4月28日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岩部 俊夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）の平成27年9月15日から平成28年3月14日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）の平成28年3月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成27年9月15日から平成28年3月14日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成28年4月28日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩部 俊夫指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）の平成27年9月15日から平成28年3月14日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）の平成28年3月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成27年9月15日から平成28年3月14日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成28年4月28日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岩部 俊夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）の平成27年9月15日から平成28年3月14日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）の平成28年3月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成27年9月15日から平成28年3月14日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成27年6月12日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩部俊夫指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重俊寛指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 湯原尚

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第56期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年11月20日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩部俊夫指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重俊寛指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻井雄一郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第57期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監

査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。